

目 次

○第1号（11月30日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	6
◇生方勇二君	6
◇波多野佐和子君	15
日程第 5 議案第 83号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	28
日程第 6 議案第 84号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	31
日程第 7 議案第 85号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	32
日程第 8 議案第 86号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	34
日程第 9 議案第 87号 榛東村職員の旅費に関する条例及び公益的法人等 への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	35
日程第10 議案第 88号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第11 議案第 89号 榛東村個人情報保護法施行条例の制定について	38
日程第12 議案第 91号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	40

日程第13	議案第 92号	榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42
日程第14	議案第 93号	令和4年度榛東村一般会計補正予算(第10号)について	43
日程第15	議案第 94号	令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	50
日程第16	議案第 95号	令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	51
日程第17	議案第 96号	令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第2号)について	53
日程第18	議案第 97号	令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第3号)について	54
日程第19	議案第 98号	令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算(第3号)について	57
日程第20	議案第 99号	令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算(第4号)について	61
日程第21	議案第100号	榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結について	63
日程第22	陳情について		67
散 会			67

○第2号(12月1日)

議事日程 第2号	69
本日の会議に付した事件	69
出席議員	70
欠席議員	70
説明のため出席した者	70
事務局職員出席者	70
開 議	71
日程第 1 一般質問について	71
◇南 千晴君	71
◇齊藤将史君	84
◇須田仁美君	92

◇中島由美子君	106
散 会	123

○第3号（12月8日）

議事日程 第3号	125
本日の会議に付した事件	125
出席議員	127
欠席議員	127
説明のため出席した者	127
事務局職員出席者	127
開 議	128
日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）	128
日程第 2 議案第86号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	129
日程第 3 議案第87号 榛東村職員の旅費に関する条例及び公益的法人等へ の職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	130
日程第 4 議案第88号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	130
日程第 5 議案第89号 榛東村個人情報保護法施行条例の制定について	131
日程第 6 議案第91号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	131
日程第 7 議案第92号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	132
日程第 8 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）	133
日程第 9 議案第94号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）について	134
日程第10 議案第95号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）について	134
日程第11 議案第96号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2 号）について	135
日程第12 議案第97号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第3号）について	135

日程の追加	1 3 6
追加日程第1 発委第3号 榛東村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	1 3 6
日程第13 議案第90号 榛東村行政情報審査会条例の一部を改正する条例の制定について	1 4 0
日程第14 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）	1 4 3
日程第15 陳情の審査報告について（文教厚生常任委員会）	1 4 3
日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について	1 4 4
日程第17 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	1 4 4
日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	1 4 4
日程第19 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について	1 4 4
日程第20 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について	1 4 5
議長挨拶	1 4 5
閉 会	1 4 6

令和 4 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

11月30日(水)

令和4年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

令和4年11月30日（水曜日）

議事日程 第1号

令和4年11月30日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問について
- 日程第 5 議案第 83号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 84号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 85号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 86号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 87号 榛東村職員の旅費に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 88号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 89号 榛東村個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第12 議案第 91号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 92号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 93号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第15 議案第 94号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第 95号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第 96号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第 97号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第 98号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第20 議案第 99号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第21 議案第100号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結について

日程第22 陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	青木 芳弘 君
教育委員会 事務局 局長	足達 哲也 君		

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
-------	-------	-----	--------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第4回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところご参集をいただき、開会できることに対し心より御礼申し上げます。

今期定例会は、物価高騰への対応や今年度事業の進捗状況による予算の整理を中心に、各種条例の改正など、村政の重要な案件が上程されております。議員各位におかれましては、各段なるご精励をもってご審議をお願いいたします。

会期中、村長をはじめ執行部各位におかれましては格段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和4年第4回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

3番三俣実議員、4番波多野佐和子議員を会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期決定について

○議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第4回定例会の会期については、本日から12月8日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から12月8日までの9日間と決定いたしました。



◎日程第3 諸般の報告について

○議長（小山久利君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

1、議案等の受理につきましては、本定例会開催に伴い議案18件を受理いたしました。

2、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり会議及び研修会に出席いたしました。

3、群馬県町村議会議長会につきましては、臨時総会をはじめ記載のとおり出席いたしました。

4、全国町村議会議長会につきましては、記載の全国大会について、議長において出席いたしました。

5、議員派遣結果でございますが、研修会等が開催され、記載のとおり出席いたしました。

以上でございます。



◎村長提出議案の概要説明

○議長（小山久利君） ここで、村長から本定例会における提案理由の説明を行いたい旨の申出がございました。これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

議長から許可をいただきましたので、令和4年第4回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日、議員各位の出席をいただきまして、定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝申し上げます。

今定例会には18本の議案を上程させていただき予定でございます。その大宗をご説明申し上げます。

議案第83号、そして議案第84号は、一般職の職員の給与改定に準じまして、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例、そして議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正し、期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

議案第85号は、職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、国家公務員に準じ、職員給与の改定を行うほか、定年延長に伴い、高齢層の職員の昇給抑制措置を講ずることとし、また、再任用制度の廃止及び定年前の再任用期間の短時間の勤務制度の新設等に対応した新たな給与制度を整備するものでございます。

議案第86号から議案第88号までは、定年延長に係る地方公務員法の改定に伴い、字句の整理等を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第89号は、榛東村個人情報保護法施行条例を新たに制定しようとするものでございます。個人情報保護法において、条例に委任されている事項を定めるものでございます。

議案第90号及び議案第91号は、個人情報保護法の改正に伴い、行政情報審査会条例及び行政文書の公開に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第92号は、職員の給料改定に準じまして、会計年度任用職員の給料月額の上上げを行おうとするものでございます。

さらに、議案第93号から議案第99号までは、令和4年度一般会計のほか、6会計の補正予算で、給与費の改定による補正を行うほか、事業費の改定、また、確定見込み等により予算の増減を行おうとするものでございます。

議案第100号は、防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結についてを議会の同意を求めるものでございます。

今議会は、以上の18議案を上程いたしましたので、ご審議の上、可決くださるようよろしくお願い申し上げます。

また、現在も新型コロナが収束することなく蔓延しております。どうか議員皆様におかれましても健康にご留意されることをお願い申し上げたいというふうに思います。

会期は、12月8日までとただいま決定をされました。本日から9日間、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第4 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内です。つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番生方勇二議員の一般質問を許可いたします。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君登壇〕

○6番（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。6番生方です。傍聴席の皆様、いつも大変ありがとうございます。

初めに、村政の執行について質問をいたします。

真塩村長は、2019年に再当選して以来、村長としてこれまで村の繁栄のためにご尽力されてきました。改めて感謝を申し上げます。

今期は2年目から、誰もが想定していなかった新型コロナの感染拡大が始まり、世界中がコロナの対策に追われました。本村においても、当然のことながらその対応に追われた、コロナ行政が主なものであったと思われまます。

そんな中で、長年の行政経験と国や県とのパイプを生かし、村長の掲げた政策の大きな柱である中

中央公民館と学校給食センターを複合した防災拠点施設の整備、子どもの医療費無料化を高校生まで拡大、駒寄インターから役場までの上毛大橋延伸道路の早期実現など、経済の活性化や子育て支援、福祉の充実等、これまでに持てる手腕を発揮されてきましたが、この4年間の執行の成果について、村長自身はどのように評価しているのか伺います。

以後自席において順次質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 令和元年でしたけれども、春に4期目となる村長という重責を担わせてもらっております。1期4年と言いますけれども、議員言われるとおり、令和2年からは新型コロナウイルス感染、その対策に重きを置いた村政を執行してきましたが、そうせざるを得なかったのが現状でございました。人類が初めて出会う新型コロナウイルス感染症、手探りの中、村民の健康と生活の維持第一に考えた施策を行ってきたところでございました。

コロナ対策以外にも懸案であった上毛大橋延伸道路も、群馬県にお願いをいたしまして、役場まで整備となる、その道路をつけることができ、事業も着実に進行しております。これは本当によかったなというように私も考えております。

また、老朽化した中央公民館、そして子どもたちの食を担う学校給食センターの、災害時には中央公民館と給食センターが一体となって、さらには給食センターがアレルギー対策においてもできるような方向で、今、着工をしておるところでございます。これについても、この成果は、私だけじゃなく、議員の皆さんをはじめ職員もこれに対して一生懸命やってもらったところでございます。

また、これも先ほど生方議員のほうからも話がありましたけれども、子育てをするなら榛東村と言ってもらえるような、高校生世代までの医療費、これも無料化をさせてもらったところでございます。入院とか通院ともに現物給付での実施として、県内でも、たしか上野村に続いて2番目の実施であったと。早い時期からこれらを開設させてもらいました。

さらに、南部第三学童を開設するなど、子育て世帯にも支援してきたところでございます。

教育面では、子どもたちの教育を支援として、タブレット、あるいは大型モニターなどの段階的な整備に取り組んだところでございます。その後、国の施策もありまして、児童・生徒に行き渡るような機器の整備を行うことにつながったわけでございます。これらにいち早く取り組んだことから、教育委員会、学校では、デジタル化に対応するための活用について、早期に研究を進めることができまして、中学校は、群馬県からICT教育のモデル校という取組となっております。

そのほかについても、現在、未来、必要となるであろう、それを考えまして予算化し、議会の皆さんの同意を受けて実施してきたつもりでございます。それが私の仕事だと思ってやってきたところでございます。そのほかいろいろ考えていることはありますけれども、大きなことについては、私自身も皆さんの協力を得ながらできたことを感謝申し上げたいというように思います。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま村長ご自身にこれまでの取組と成果の報告をいただきましたが、予想もしていなかった新型コロナ対応で、就任前に考えていた構想とは違った形になってしまった部分もあるのではと思います。私は、社会情勢が不安定の現在の状況を踏まえると、引き続き真塩村長の村政、かじ取りが必要とっております。最終的には、後援会の幹部等と相談の上、決定をしていくものと思いますが、来期に向けての取組について、村長の考えを伺います。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ただいま生方議員のほうからも、本当にちょっと難しい質問でございますけれども、私も4期という長い期間、村長として村のかじ取りをさせていただきました。逆にそれでよかったのか、また、村民に理解され、よかったのか、考えるところでございます。

しかしですね、長期で、惰性でやれるような村長職ではございませんでした。よく分かっていたつもりでございますけれども、私自身として、これマスコミもありますから、あまりどこまで言っているんだか分かりませんが、新しい人がという思いがあります。この新しい人ということ、私自身も、後援会はもとより、いろんな人の話を聞きながらやっていく必要があると。しかし、もう4期という長いかじ取りをさせてもらったことに対して、感謝と同時に新しい方向でやるのが村のためになるのかなというようなことも思っております。

ただ、これも言っているかどうか分かりませんが、一つだけ、この村長選とかそういうものに対して、新しい人が出るにしても、何でもかんでもですね、よくても悪くても全て否定するような方にはなってもらいたくない。この辺はよく私自身も肝に銘じながら、それは考えていかなきゃならない。これは余分なことかもしれませんが、そういうことを頭の中では考えております。

またよく考えますけれども、もう時間も来年の……、任期そのものは5月17日まででございます。それには、4月に選挙がございます。次の人とかそういうものを考える中においても、早く結論を出しながら、これをやっていくと同時に、もうその出る方が手を挙げてもらえるような状況もつくっていかなくちゃならないと。

これ以上言うと、本当に胸のうち以外にも相当今までのことで出てくるかもしれませんので、ここでやめさせていただきますけれども。以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 真塩村長にこれまでの成果と、それと今後の取組について考えを伺いましたが、新型コロナの対応をしながら経済の活性化にも取り組んでいかなければならない。現在の社会情勢を踏まえれば、極端な変革を求める時期ではないと思っております。真塩村長が築き上げた安定し

た村政の継続、継承していくことが必要と考えております。ぜひ将来に向けて安定した榛東村になるよう判断をしていただくことを期待いたしまして、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、新型コロナについて、今回もお聞きします。

3年前に感染拡大が始まった新型コロナは、今年も第8波の感染拡大がどこまで増えるのか心配されるところであります。感染拡大と重症化を防ぐため、これまでに若年層も含め、3回目、4回目のワクチン接種を進めてきましたが、3回目以降、若年層の接種率は伸び悩んでおります。

10月からオミクロン株に対応するワクチン接種が始まっております。接種回数が多い方は5回目となりますが、本村のこれまでの接種状況の概要を説明願います。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在までのワクチンの接種状況ということでございますが、3回目のワクチン接種率ですが、11月28日現在の数字になりますが、65歳以上の方は、3回目を終えた方が93.1%、64歳以下の方は63%となっております。4回目は、65歳以上の方84.1%、64歳以下の方は23.7%でございます。これは、60歳以下の方は、基礎疾患のある方を除いて接種可能となったのが10月以降であるため、接種率は高齢者の方に比較しますと低くなっております。

5回目の接種率ですが、村全体で8.8%でございます。率としては低いんですが、群馬県全体や全国が約6.5%程度となっておりますので、平均としては、接種率は高いというふうに捉えております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいまこれまでの本村のコロナワクチン接種状況について説明いただきましたが、長引く感染と終息の見通しが立たない状況から、接種を控えている方が増えておるのではと思います。

特に若年層の方の接種率の向上が求められますが、最近では乳幼児の接種についても接種可能となりました。接種には不安を感じている方もいるかと思いますが、本村ではどのような対応をしているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 11歳以下のお子さんが受けるワクチンは、それぞれ専用のワクチンを用いて接種を受けていただいております。5歳から11歳のお子さんはファイザー社の小児対応ワクチンを用いて、初回接種として2回、それから追加接種として1回、計3回の接種が今受けられる状況になっております。

また、生後6か月から4歳までのお子さんは、ファイザー社の乳幼児対応ワクチンということで、やはり専用のワクチンを用いて、11月末から接種を開始したところでございます。6か月から4歳の

お子さんは、初回として3回受けるということになっておりまして、対象となるお子さんに11月初旬時点ですが、485名の方に11月7日に個別通知をして、皆さんに周知をしております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま課長より、それぞれの年代に合わせたワクチンの接種を行っており、乳幼児に対応した接種も行っているという、きめ細やかな対応で実施とのことで、安心をいたしました。

新型コロナの感染は、毎年、年末年始に感染者が増加しております。これからは子どもの接種も重要になってくると思われまます。接種控えが増えている中、第8波の感染が大きく拡大しないよう、接種率を上げていくことが重要かと思いますが、今後どのような対応を考えているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、議員がおっしゃるように、過去2年いずれも年末年始に感染が拡大しております。また、この秋、冬についても、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるとの専門家の指摘もございます。実際、現在も新型コロナウイルスの新規感染者数は全国的に増加傾向にあり、今後の動向を注意する必要があると考えております。

このような状況を踏まえまして、ワクチン接種体制を整え、接種を希望する方にはできるだけ年内に受けていただくよう、個別通知やホームページ、しんとう広報等を通じて周知をしているところでございますが、接種体制としましては、村が実施している集団接種に加え、村内及び渋川市内、吉岡町内の医療機関にもご協力をいただいて実施をしておりますが、現在5回目の接種の方にも通知が出ている段階で、希望者が多く予約が取れないという方もいらっしゃいます。

そのため12月25日に集団接種を追加することといたしました。ホームページに掲載するとともに、12月2日の自治会長便で毎戸にお知らせを配布していただき、住民の方には周知していく予定となっております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 新型コロナワクチンの接種状況と今後の対応について伺いましたが、最近では、インフルエンザと同じように誰がかかってもおかしくない状況になってまいりました。しかしながら、新型コロナの治療と対応は、まだまだ大変であります。医療崩壊を招かないためにも、できるだけ多くの方にワクチン接種を受けていただく対策を講じていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、マイナンバーカードについて質問をいたします。

現在、国が進めているマイナンバーカードの普及はなかなか進まず、本県は全国平均を大きく下回り、45位と低迷しております。本村でも普及に努力していることは承知しておりますが、これまでの対応と現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 初めに、これまでの対応状況についてお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの交付率向上を図るために、集団ワクチン接種会場での申請受付、それから、毎月第2水曜日の夜間交付、そして、毎月最終日曜日の日曜窓口の開設などを行い、申請と交付の機会を増加してきました。また、生活保護受給者世帯へは、職員が訪問して説明を行い、申請のお手伝いをしているほか、お年寄りが集まるはつらつ健康教室などでは、5名程度申請希望者が集まった場合には、その会場に伺って申請受付を実施しております。

そのほか、現在政府が実施しているマイナポイントの設定をお手伝いする窓口を庁内に開設するなどしまして、カードの普及促進に努めてきているところです。

続いて、現在の状況を令和4年11月13日時点の状況でお答えをいたします。

交付件数は6,860件、交付率では47.0%となりました。群馬県の交付率45.7%と比較しますと、1.3ポイントであります、上回っている状況です。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） これまでの対応と現在の状況について答弁いただきましたが、政府は、普及促進のため、現行の保険証を24年の秋に廃止や運転免許証と一体化の前倒しなど、マイナカードの事実上の義務化を進めておりますが、このことによって期限前に申請が集中し、対応が困難になる可能性があるかと思えます。

村は、このような状態を避けるために今後どのような取組をしていくのか。特に高齢者への普及が課題と思いますが、その対策について検討しているか伺います。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほど生方議員がおっしゃったように、今後の申請、それから交付、とても課題が大きいというふうに考えているところです。高齢者に限らず、現在様々な理由によって申請ができていない方、それからされていない方への申請支援や円滑な交付事務を行うことが課題というふうに考えております。

この課題を解消するためには、まずはカードの申請をされていない方たちに対して、早期の申請を促していくことはもちろんですが、やはり申請機会のさらなる増加や交付体制の整備を行っていかな

ければならないというふうには思っているところです。カードの申請や交付事務が一度に集中をしてしまいますと、他の業務にも当然影響が及びますので、ここは職員による工夫、それから知恵を出し合って計画的に取り組んでいきたいというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ぜひ工夫をしていただき、できるだけ集中を避ける対応に努めていただきたいと思います。

なお、申請手続に対して、役場では親切丁寧に指導と手助けをしてくれておりますことには感謝を申し上げます。高齢の方は大変助かると思います。引き続き丁寧な対応をお願いいたします。

これまで普及についてお聞きしましたが、普及しても活用される状況にならなければ意味はないと思います。以前から、住民票などコンビニ交付の検討について質問をしておりますが、費用対効果などの観点から、導入については慎重に検討している自治体が多く、特に本県の町村部においては3割止まりで、本村も現時点では効果が薄いということで導入には至っておりません。

しかしながら、時代の流れからも、その必要性に迫られてくるものと想定されます。また、本村には、全国的な勤務異動を伴う自衛隊などの施設も存在しております。このような状況を鑑み、国の政策に乗り遅れないよう早期に検討を進めていく必要もあるかと思いますが、どのように考えているのか伺います。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今月上旬の報道によりまして、群馬県内のコンビニ交付は町村3割止まりと大きく見出しが出ておりました。以前も同様のご質問に対しまして、取得率等を見ながら検討していきたいと、この旨を答弁させていただいたところでございます。

役場が開庁していない土曜、日曜、それから夜間など、その利用は見込めるところではございますが、多額な費用も要することから、なかなか踏み切れないところが現状でございます。利便性につきましては承知しているところでございまして、導入しないというふうには考えているわけではございませんが、費用対効果、これを考えているところでございます。

導入に当たっての検討事項、これについてですが、その導入の可否と申しますか、見込める利用者数、これが最大の検討事項でありまして、ある程度の利用者数を見込むことができれば、他の検討事項にそう多くの時間を費やすことはない、そのように考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） マイナンバーカードの普及は、国の方針に基づき、県も積極策に転じたようです。交付率がトップのある自治体では、カードを取得した住民に商品券を配り、交付率を上げようと取り組んでいるようでございます。国や県からの要請で、対策や対応が大変かと思いますが、普及率が上がるよう引き続き取り組んでいただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

最後の質問になりますけれども、不登校対応について質問をいたします。

県のほうの公立小中学校で令和3年度に不登校だった児童・生徒は、前年比で約31%増の3,781人で、小学生が1,284人、中学生が2,497人で、2001年以降最多であったと報告をされております。また、不登校とは別に新型コロナウイルス感染の不安などを理由に通算30日以上登校しなかった小中学生は3.4倍の684人だったそうです。

県教育委員会は、不登校には複合的な要因があるとしつつ、新型コロナの影響で学校生活や人間関係に変化が生じたり、生活のリズムが乱れたりすることが背景にあると見ております。スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置を進め、丁寧な相談体制の構築を続けるとしています。

不登校の割合は小中学校で増加しており、高校では、コロナ前の2019年度と同水準であったということのようでございます。非常に低学年にその増加傾向があるというようなことになっております。

コロナ感染を回避するため長期欠席する児童・生徒も増えていることから、県教育委員会は、学びの保障を図れるよう、市町村教育委員会に通知をしたとしておりますが、本村ではどのような状況にあるのか、概要を伺います。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 不登校対応の現状についてですけれども、今、議員のほうからの質問にもありましたように、全国、群馬県ともに不登校児童・生徒数は増加傾向であり、本村の小・中学校においても不登校児童・生徒がおりまして、教育委員会としましても重く受け止めているところでございます。また、別室登校といった不登校に至ることが懸念される児童・生徒も存在していると、そういう状況でございます。

学校においては、全ての児童・生徒が楽しく通える学びとなるように新たに不登校を出さない学校づくり、不登校の改善に向けた組織対応の両面から対策を進めているところです。また、不登校児童・生徒には、担任を中心に家庭訪問や電話等で関係を継続するとともに、校内で情報を共有した上で、スクールカウンセラーや県関係機関の相談員、スクールソーシャルワーカー等の意見をお聞きしたり、また、必要な働きかけを依頼したりして、組織的、継続的に対応しているところです。

さらに、当該児童・生徒や保護者の意向を踏まえ、不登校の児童・生徒が家庭で過ごすことが常態化しないよう、村の適応指導教室「すてっぷ榛東」で個別に対応する場合があります。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 本村の不登校の状況について説明いただきましたが、不登校の問題については、本人はもちろんですが、本人と同等の悩みと、日々つらい思いをしている保護者や家族がおります。このような状況も深刻になってきておりますが、本村ではどのような対応を考えているでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 困難に苦しむのは、ご指摘のとおり当該の児童・生徒だけではなく、保護者を含め家族や周囲の方も困り感を抱えていることがほとんどです。保護者の中には、先の見えない状況を目の当たりにしまして、自身の責任と捉えて、育児に対する自信や気力を失うケースも見られております。このような困難を抱える保護者、ご家族に対しましては、担任が対応したり、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行ったりしております。ただ、それによって解決に向かうケースばかりではなく、保護者へのサポートを拡充する必要があると感じているところです。

一度不登校に至りますと、長期化、しだいに深刻化する傾向も見られまして、そこに至る背景も様々です。そして、その背景も、特定も容易ではなくて、教職員の力だけで対応することは難しい現状もございます。困難に苦しむ当該児童・生徒に対するサポート、さらには当該児童・生徒の受け止め方や関わり方を助言したり、関係する専門機関を紹介しつなげたりすることなど、保護者、ご家族に対しましても具体的なアクションにつながるサポートについて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 不登校に対する対策や対応について説明をいただきましたが、不登校の原因に大きく影響するいじめの問題もございます。今回は質問いたしません、いじめについても増加しているようでございます。本村にも、大なり小なりあるかと思えます。中にはかなり深刻なケースもあるかもしれません。そのような場合には、被害者が泣き寝入りをするものないよう、ぜひ被害者に寄り添った対応をしていただき、健全な教育環境の実現に努めていただきたいと思います。

本日も4項目の質問をさせていただきましたが、今年は年末年始に向かって新型コロナの感染が増加しないことを願いたいものでございます。職員の皆様も健康には十分留意をしていただき、新しい年を迎えていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ご協力大変ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、6番生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を10時40分といたします。

午前10時16分休憩

午前10時40分再開

○議長（小山久利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質問順位2番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

4番波多野佐和子議員。

〔4番 波多野佐和子君登壇〕

○4番（波多野佐和子君） 皆さん、おはようございます。私の名前は波多野佐和子と申します。よろしくお願ひいたします。

久しぶりの一般質問となります。傍聴にお越しの皆さん、お忙しい中、ありがとうございます。

というわけで、以前から習いたいなと思っていた榛東村手話奉仕員養成講座を受講することができました。おかげさまでこのような修了書を頂きました。真塩村長、ありがとうございます。

講師は、私と同年代の明るくとてもチャーミングな女性で、楽しく学べたこと、また、このような講座を企画してくださっていることに感謝申し上げます。

その講座の中で、聴覚障害者の日常生活の中での困り事の授業がございました。例えばお医者さんからの病状説明や薬の取扱い、飲み方、また、銀行などでの複雑な手続、交渉など、健常者には分からない様々な困り事がありました。聞こえないことによって聴覚障害者に不利益が起これないように、あるいは聴覚障害者が主体的に社会参加できるような手話通訳のサポートなど、また、災害が起きたときの聴覚障害者への情報の発信方法など、村ではどのように対応しているのかお伺ひいたします。

これからは自席にて質問いたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 村では、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに委託をしまして、教育や職業関係、受診や冠婚葬祭等による社会生活上、必要な場面で手話通訳士を派遣するという事業を行っております。これにつきましては、村のホームページやパンフレットで周知をしているところです。

災害情報につきましては、防災無線、村ホームページ、しんとう安心・安全メール、群馬テレビのデジタル放送で発信をしていますが、聴覚障害のある方は、村ホームページ、しんとう安心・安全メール、群馬テレビのデジタル放送のご利用をお願いしたいと考えております。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） そのような体制ができていくことに安心しましたが、常に目を向けてほしいと思います。

続きまして、聴覚障害や手話に対しての就学前、学校での教育についてです。

過日のことです。小学校3年生と2年生の孫を連れて伊香保の足湯に行ったときのことでございます。男女の若い聾者のグループと向かい合いに足湯につかりました。彼らはもちろん手話で会話をしている、その姿を孫たちは不思議そうに見ていたのです。

手話は聾者の言語です。そのことを小さいときから理解するということは、とても大切なことと思います。学校での取組、就学前の取組をお聞かせください。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 手話についてということですが、小中学校では、関係機関と協力の下、福祉教育全般について進めているところです。その中で手話に特化した教育ということにつきましては、学校、園ごとではありますけれども、南小学校で4年生を対象に11月に手話に関する学習を実施したところです。また、北小学校では、同じく4年生を対象に来年1月17日に学習を予定しております。そのほか校・園につきましては、手話に特化した学習というものは特設設定をしておりません。

なお、北小学校、南小学校につきましては、毎年この手話に関する学習ということを設定しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 就学前の取組等はされているか、ちょっとお伺いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 手話について、就学前に特化した学習というのは設定していない状況です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） もう子どもたちはいろんな情報を知る機会が増えております。やはり手話に対して、もう少し小さいときから教える、そういった環境をつくっていただきたいと思います。

続いて、少し内容が変わりますが、近年、企業、団体、行政機関、教育機関等様々な組織において、障害平等研修というものが盛んに行われているようです。実際、私も受講したいと思っておりますが、本村として、この取組に対しての考えを伺いたいと思います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 障害平等研修とは、障害は個人の問題ではなく、障害は社会の中に存在し、周りの環境をみんなで変えていくことで解決することができる問題という意識づけをする研修というふうに認識しておりますが、具体的には、グループワークを通じて障害とは何か、障害はどこにあるのかなどを分析して、具体的な解決方法、解決行動を考える研修ということでございます。

少し周囲を調べましたところ、自治体職員や学校教員、児童・生徒、民生児童委員、住民等を対象に実施している自治体があるようでございますので、情報を収集して検討してまいりたいと思います。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 中にですね、教育機関等様々という、教育機関とありますが、教育委員会としてはどう捉えているかお伺いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 教育委員会としましても、この研修の趣旨を十分認識し、同じように周囲の情報を収集して検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） いろんなところでいろんな方がこういったものに参加をしていただいて、障害平等研修ということを通して、障害に対して理解を深めていただきたいと思います。

最近では、ニュースや緊急時などの際、テレビなどで手話通訳士を目にする機会が増えました。9月の高校生手話コンテストに秋篠宮佳子様様が6分余りの手話を交えての挨拶をされたり、9月23日の手話言語の国際デーに合わせて、高崎の白衣観音や県内4か所でライトアップをしたりなど、このように手話言語を社会に広める動きがございます。

そこです。手話の理解と普及の促進、聾者が手話を使いやすい環境づくりを進めるためにも、また、群馬県では18市町村で制定されている手話言語条例を榛東村でも制定していくほうが私はいいのではないかと思います。村長としての見解はいかがでしょうか、お願いします。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 手話教育について、これは教育委員会の話がありましたけれども、学校だけでなく、幼稚園とかそういうところからというようなことだと思いますけれども、手話そのものは、耳の不自由な方が日常使用しているコミュニケーションの方法の一つと考えられます。手や指、あるいはふだんの行動等においても、その表情を使って視覚的に表現する言語であるというように私も考えております。

現在、村では条例は制定しておりませんが、村民の手話への理解を広げまして、手話を使いやすい環境にするための施策として、手話奉仕員養成講座、これは年間数十回にわたってやっておりますけれども、その実施、あるいは先ほど答弁した手話通訳士の派遣、役場の窓口対応のための通訳士の設置をしているところでございます。

これについては、条例を制定しているその他の町村とほぼ同様な状況じゃないかなというように思います。手話の言語条例については、県内では約半数の自治体が制定しているということでもありますけれども、これについては引き続き検討、研究をさせてもらい、小さいときからできるような方策を取ればいいのかというように考えております。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 手話言語条例をつくることにより、いろんな講習会だとか、そういったもろもろのことがスムーズにできたり、その一つのものになるのかなというところを期待したいとします。ぜひ前向きに検討していただきたい。聴覚障害者も健常者も安心して暮らせる世の中になることを切に願っております。

なお、条例づくりの際は、ぜひ聴覚障害者の意見もいただいて、よい条例ができればいいなと思っております。ぜひご検討お願いいたします。

次の質問です。

通告書のほうには、在宅介護の支援とありますが、これは訂正いたします。身体障害者と訂正いたします。申し訳ございません。身体障害をお持ちになる方をです、在宅で介護されている方々の支援についてです。

先日のコロナワクチンの接種時のこと、私と同年代くらいのお母さんがストレッチャーにお子さんを乗せ会場に連れて来られました。以前、私も腰を痛めて、数日間動けなかった経験がございます。急に介護ができなくなった場合、そのとき、私はこのお子さんはどうするんだろうと思いました。

そういった場合にどのような支援があるのか伺いたいと思います。お願いします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 障害をお持ちの方は、自宅で生活していく中で、家事援助や訪問入浴など、何かしらのサービスをご利用されていると思われまして、在宅でサービスを利用するときは、相談支援事業所の相談員がご本人やご家族と相談して、サービスの利用計画を立て、サービスの調整をさせていただいております。介護者の急な予定や体調不良により生活に支障が出てしまう場合は、日頃からご本人の状態をよく知っている相談員から、代替のサービス等の提案や調整をさせていただいているところでございます。

また、介護者の急病、急にお亡くなりになったなどの緊急な事情で自宅での生活が困難な場合は、

榛東村、渋川市、吉岡町で構成しております渋川地域自立支援協議会の中で、渋川広域の入所施設で緊急的な短期入所を受け入れる、こういった体制ができております。

村としても相談を受けるとともに、関係機関と連携を取り、適切に安心してサービスが受けられるよう支援しておるところでございます。こういったこれらのサービスについては、改めて周知をしてまいります。

また、介護者お一人に負担がかからないよう、緊急な場合も想定して、日頃からご家族の中で介護について話し合っていたかどうかということも大切であると思っておりますので、お願いをしたいというところでございます。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） このコロナによって、入院や入所をしてしまうと面会がままなりません。できれば在宅で介護をしたいという場合はあると思います。

そこで、以前からちょっと疑問に思っていたことなんですけれども、いろいろな相談事や、自治体や介護サービス事業者との連絡、調整などをしてくれる高齢者が利用しているケアマネジャーのような担当ですね。というような存在が身体障害者にもあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 高齢者の介護保険でのご利用で、ケアマネジャーさんに当たる方ということですが、先ほどの説明の中にもありましたとおり、サービスの利用計画を立ててくれる相談支援事業所がありまして、その相談員さんが介護保険と同じように、こういったサービスがいいか、そういったところを相談に乗っております。その相談員がいなくても使えるサービスもあるんですが、その辺は、介護保険と違って一律のサービスの使い方ではないので、ちょっと違ってくる点もあるんですが、ケアマネジャーさんと同じように相談員さんが相談に乗っております。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ありがとうございます。きめ細かやかな支援をよろしく願いいたします。

65歳以上になると、恐らく介護の形態が変わるかと思われませんが、そのときにスムーズに移行できるように、その方の経緯等を把握しておくのも大切かと思っております。介護する人も、される人も、安心して生活ができるように行政としてのお手伝いをよろしく願いいたします。

続きまして、交通弱者についてです。

以前、2度一般質問をいたしました。なかなか難しいとありました。交通弱者とはというところを調べてみますと、日本にはおおむね2つの意味がある。1つは、自動車中心社会において移動を制約される人、もう一つは、交通事故の被害に遭いやすい人（子ども、高齢者、障害者）とあります。

共生社会をつくるためにも、この問題の解決に取り組むべきだと思います。

全ての人がお互いの人権と尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会をつくっていかねばならないと思います。

そこで、改めて伺います。本村の交通弱者の声をどう受け止めているか、また、現段階で具体策としての動きがあるかどうか伺います。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 交通弱者というところで、先ほど議員、2つの種類があるような旨のご発言ありましたが、その前者についてお答えさせていただきます。

公共交通の対策についてですが、以前と同じような答弁になってしまうかもしれませんが、高齢者の交通事故が連日報道されている中、免許返納も増え、それに伴いまして、交通手段の要望も多数、多い。これにつきましては重々承知しております。どのような交通手段が榛東村にとりまして有効なのか。他市町村の導入事例や移動手段全体ではなく、個々のシステム等々も情報収集や検討を行っているところではあります。現時点におきまして、公表できるというか、ここでしゃべらせていただけるような内容に至ったものはございませんというのが現状でございます。引き続きこれについては検討を行っていくということでございます。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 通告書の中で私が取り上げた障害ですね。障害支援ということで、またその在宅、身体障害者の在宅介護についてということ、介護についてという中での交通弱者ということで取り上げたわけでございます。恐らく例えて言うのであれば、介護していた人がちょっと運転が、目がおぼつかない運転に。そんなときにこういった交通的な利用ができるのであれば、それも含めていいのではないかなと思いました。交通弱者になったときに、将来設計ができるようにお願いしたいと思います。

前回の研修の中でもありました。議員として、村民の声です。大きな声、小さな声、声なき声、ため息さえも聞き漏らさない村政をお願いします。終わります。

これはまた話は別になるんですけども、南新井前橋線バイパスの開通で、吉岡町や群馬総社駅周辺整備を考えている前橋市とのアクセスも視野に入れ、今から動くべきだと思います。誰もが安心して暮らしやすい村にしていきたいと思えます。

続きまして、吉岡町を介して役場西交差点まで延伸の決定している道路の景観についてでございます。現在、前橋からの延伸道路は吉岡駒寄インターから西に向かって高崎渋川線バイパス、雛子交差点まで整備されていますが、今後、役場西交差点まで延伸道路が整備されてきますと、今まで畑や水田として利用されていた地域の土地利用も変化してくると思えます。

また、新しい道路周辺は、地域の観光案内板や事業者の業務案内の看板などが設置されることが考えられます。こうした景観とそぐわない看板等の設置などは規制できるものでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 景観ということでしたが、畑や田んぼの続いている地域での設置ということから、産業振興課のほうでお答えをさせていただきます。

屋外広告物と考えられます観光案内板や事業所さんが設置される業務案内の看板等でございますけれども、屋外広告物を設置される場合、榛東村内の場合ですと、規制や許可については群馬県屋外広告物条例の適用地となります。このため所管される土木事務所への申請等が必要となります。野立ての看板、広告板や広告塔について、規制の範囲内にあるものにつきましては原則許可の条件となりますので、協議については、所管の土木事務所との協議という流れになります。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） また、建築物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられ、自然美を維持、保存するために創設された風致地区の指定についてどうお考えになるかお願ひいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 風致地区の条例等でございますけれども、都市計画法に基づくものとなります。風致地区等につきましては、議員がおっしゃるように自然にできている樹木等、そういったものの風景等を維持、保存するという趣旨が一つにはございます。ただし、その反面、個人の財産にも関わるものとなりますので、一概に風致地区を制定することがよしとするものでもございませんので、そういった状況につきましては、全体の地域性を考えた上での検討になるかと思われまふ。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ご丁寧な回答をありがとうございます。

この景色がよくて移り住んだ方もいるでしょう。また、この景観がいつまでも続いてほしいと願っている人もいるはずでふ。今後その良好な景観の形成と風致の維持や公衆に対する危害の防止のためなど、場合によっては、村独自の屋外広告物や景観を保つための条例の制定もよいのではないかと思ひます。

続いて、環境破壊や景観を損なうといった過度な再生可能エネルギー開発を防止しようと、再エネ

事業者に対する独自の課税を検討する自治体の動きがあるようです。とある市では、昨年、大規模太陽光パネルに対する課税条例が市議会で可決されたとあります。見込まれる税収は、施設周辺の環境保全や防災費用に充てるとし、5年度の導入を目指しているとのこと。

榛東村においても例外ではないと思います。今後、森林等を伐採しての再エネ施設の設置について、どのような考えをお持ちかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ご質問ありました大規模な太陽光パネル等の設置ということで、質問の内容の中に、山林等の伐採を含めてというお話がございましたので、この点を含めて産業振興課から答弁をさせていただきます。

まず、大規模太陽光パネルということで、一定面積を超えるものについて、村では1,000平米を超える開発につきましては、村の宅地開発委員会に申請をいただき、関係各所との事前協議ということで意見等を取りまとめて、指導等を当たらせていただいている状況でございます。また、山林等につきましては、山林の伐採に際し、伐採の届出が必要となります。こちらは森林法に基づく事前協議により伐採等の届出、手続等が必要となります。

また、農地につきましては、農地が地目上、畑、または田んぼという状況でございましたら、まずは転用許可等が必要となりますので、それにつきましても農地法の手続を取った上での申請になるかと思われま。

いずれにしましても大規模の開発につきましては、事前協議がまずはあるということで理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 熱海市の崩落事故の例もあります。線状降水帯の豪雨により、地滑りや崖崩れなど、災害も多く聞かれます。今後の課題としてとどめておきたいと思います。

続きまして、通学路危険箇所と防犯についてでございます。

以前、22か所の危険箇所とありましたが、ホームページで確認したところ、防護柵の設置や通学路の見直し等で改善された箇所もあるようですが、現在の状況を教えてください。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 通学路の危険箇所についてですが、22か所というのは昨年度の数になりまして、今年度は33か所の危険箇所ということで、点検をしてみました。

まず、通学路における合同点検全体のことについて答弁させていただきたいと思います。

例年、5月、6月に小中学校で行う通学路の調査を基に、危険箇所の情報を教育委員会のほうで収集をいたしまして、教育委員会事務局による現地調査を経まして、9月に学校、それから渋川警察署、渋川土木事務所、村の総務課、建設課の各担当等による合同点検を実施しております。その後、危険箇所の内容に応じまして、道路管理者及び渋川警察署に対して要望を行うとともに、学校で必要な指導を行うこととしております。

今年度も既に9月16日に合同点検を行いまして、先ほど申し上げましたように今年度につきましては33か所の危険箇所について、一つ一つ対応策を検討いたしました。その結果、33か所のうち対応が必要な箇所、民地を1つ含んでおりましたので、対応が必要な箇所としては32か所というふうになります。その結果、教育委員会による安全指導等による対応というのが18件、道路管理者による改善が10件、渋川警察署による改善4件という結果となりました。

続きまして、そのうちの18件、教育委員会においての対応ですけれども、危険箇所について具体的に各学校で指導するとともに、例えば道幅が狭く危険な箇所については、多くの児童が集まって車道にはみ出すことがないように、広く安全な場所を集合場所にする、そのように集合場所を設定すると。できるだけ待機場所が確保できる場所で道を横断するなど、具体的な行動をその場所に応じて示しまして、安全の確保のため指導を行うように学校に指示をしたところです。

以上となります。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 教育委員会事務局長から答弁がありましたが、通学路合同点検で危険箇所としてリストアップされた33か所のうち、村道を管理する建設課としては、早急に対応すべき箇所については既に対応しております。その中で、北小裏門から長岡方面に向かう道路脇の木製溝蓋については、今年度は特に腐食の激しい箇所のみをコンクリート製の溝蓋に交換し、対応させていただいたところでございますが、残りの木製溝蓋についても、今後腐食等されていくことが目に見えておりますので、来年度以降、コンクリート製の溝蓋に交換し、通学路等の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、北小の南側の歩道の段差の解消については、現在、社会資本整備事業補助金を使って設計業務を実施しており、来年度から工事に着手する予定でございます。

また、南小の児童の通学路で危険箇所に挙げられている硯橋の補修も、現在、道路メンテナンス事業補助金を使って設計業務を委託し、来年度は工事を予定しているところでございまして、あわせてそのときに、安全防護柵等の設置を検討してまいります。

今後も危険箇所等については、関係機関と情報共有、または調整を図って、緊急性の有無などきちんと優先順位をつけて、必要に応じた安全対策に努めてまいります。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ご丁寧な説明をありがとうございます。

また、通学路にある崩壊や防犯等の危険が予想されるような空き家が目につきます。その対応についての考えをお聞かせください。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 通学路にある危険な空き家についてでございますが、日々の巡回や今回のような通学路合同点検、また、自治会長や近隣住民から情報提供のあった建物や庭木等については、早急に職員が現地に行って確認して、また調査し、なおかつ建物等が管理不全の状況の場合には、所有者に対して適正に管理してもらうよう、口頭、または通知によって改善をお願いしているところでございます。

なお、今年度の状況としては、3件の空き家の所有者に対して通知を送付し、そのうち1件は既に管理状況が改善されているのを確認しております。また、残りの2件の所有者からも、管理についての相談を建設課として受けており、今後の対応策について協議、話し合いをしているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） この問題はなかなか進むのに大変なことだと思っておりますが、根気よくこれからも続けていただきたいと思えます。よろしく願います。万が一があつてからでは遅いのです。9月定例で一般質問にもありました空き家の解体除去費用の助成の再検討も併せてよろしく願います。

続いて、次の質問となります。

6月末に児童誘拐メールの受付や下校時に車から声をかけられるなど、そのような話を聞きますと、心配でなりません。下校中に子どもたちを守るために、学校ではどのような取組をしているのでしょうか。また、防犯教育はどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 対応及び指導ということでご質問いただきました。

まず、防犯に関わる対応についてですけれども、登下校中の事件等につきましては、その際の状況により対応は異なつてまいりますけれども、おおむね次のような対応を行うことになると考えております。

まず、事件等の重大の度合いにより、直ちに生命に危険がある場合は、例えば下校前であれば、急遽下校を見合わせ、保護者に緊急メール等で連絡をし、保護者への引渡しを行うこととなります。

そこに至らない程度といえますか、場合につきましては、まず事件の情報について、児童・生徒に伝えまして、下校時の注意喚起及び必要に応じて周囲の助けを求めることなどの対処について指導を行います。そして、できるだけ複数で下校することの指導、あるいは集団下校の措置を行います。あわせて、保護者に緊急メール等で事実及び対応等について周知をし、安全確保についての協力をお願いします。そして、教職員による街頭パトロール、あるいは下校時の付添い等を行うこともあります。また、教育委員会も街頭パトロールを同時に実施いたします。このような対応が考えられます。状況によっては、さらに慎重な対応を行うことも考えられます。

続きまして、登下校中の犯罪等から身を守るための指導についてなんですけれども、登下校中の犯罪等からの身を守るためには、各学校では交通安全教室や通学班の班長会議、帰りの会での下校指導等を通じまして、交通指導と併せて継続的に行っているところです。また、先ほど述べましたとおり、不審者等の情報が得られた場合には、その都度、具体的な対応等について指導を行っているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） この答弁の中で、緊急メールとありましたけれども、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） この緊急メールにつきましては、これは対象は在籍する園児、児童・生徒の保護者、ご家族も含めですね、の方が対象となります。任意で登録を入学時、入園時等に行っていただきまして、1人の子どもに対して数名の登録ができることになっております。この登録につきましては、QRコード等を使いまして、できるだけ簡便にできるようにということ、それから、一度入園時等に登録をしましたら、その後、学年が替わっても引き継がれるようにということによってできるようになっております。

なお、この緊急メールにつきましては、内容等を十分精査した上で、登録をいただいたご家庭に、これは今、学校、園ごととなりますけれども、配信することになっております。

なお、この下校時等の安全確保に関わるメール等につきましては、教育委員会のほうで情報を集約していることが多くありますので、配信するメールや対応の仕方も含めまして、教育委員会のほうから各学校、それから幼稚園のほうに連絡を入れさせていただいて、同様の内容になるような出し方をすることが多くあります。

なお、幼稚園につきましては、登下校時に園児だけで歩いてということはありませんので、この際のメール発出ということはかなり少なくなるかと思えます。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

村の子どもは村で守る。行政だけではできません。村民全体で犯罪から子どもたちを守るように働きかけていくことがこれからの課題だと思います。支え合いマップづくりのときのように、地域のことは、その住民が一番分かります。例えば通学路の危険箇所に加え、以前ここに不審者が出たとか、林に囲まれて薄暗い道、連れ込まれそうな空き家など、地図を作り、児童が犯罪に巻き込まれないために危険な場所を地域住民で共有することが大切だと思います。

また、前回もある議員が取り上げましたように、防災無線での下校時の放送ですが、静岡県牧之原市では、下校時に児童の声で、「軒下見守りをお願いします」と放送されているようです。犯罪から子どもたちを守るために、村民に協力、理解してもらうことが行政の今できる防犯の近道だと思います。小さな自治体だからこそできること、いま一度考えてみてください。

続きまして、原油価格と物価高騰の影響を受けていると思われる専業農家や中小事業者などを村としての支援をする考えはありますか、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 本村におきましては、農業者や中小事業者に限定することなく、住民一人一人の生活に寄与できるという考えの下、商品券において配布を行っております。商品券の利用につきましては、消費の活性の一助となればと考えております。

商品券につきましては、主に日用品の購入に利用されるものと思われませんが、商品券を利用することで浮いた費用を新たな消費等に利用いただき、村内の消費拡大につながればという考えでおります。

また、今年の9月から来年2月までの6か月間ではございますが、村内の上水道を利用される方々を対象に、毎月約6,000件ほど対象となる方がいらっしゃいますが、この方の水道料金の基本料金分、1,100円相当を経済対策の一環として免除する措置も行っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 実際のところ配合飼料の値上げや燃料の値上げ、もろもろの値上げに頭を抱えている経営者も少なくないと思えます。国の交付金等が見込まれた際は考えていただきたいと思えます。事業が継続できるように、国の安心安全の職を守るためにも、行政としてできることを

考えていただきたいと思います。

最後の質問になりました。デ・レイケ堰堤についてでございます。

デ・レイケ堰堤については、私の主人からバトンを渡された思いで取り組んでまいりました。保存会の方々のご協力ですばらしい形となりつつあります。地域を知ることにより国を知り、そして世界を知るのです。防災教育として地域の防災履歴や先人たちの砂防事業を回顧できる防災教材として、今後どのように取り入れるか伺いたいと思います。お願いします。

○議長（小山久利君） 青木教育委員会教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） デ・レイケ堰堤のご質問でございます。

デ・レイケ堰堤につきましては、平成30年第3回定例議会並びに令和元年第3回定例議会において、波多野宏美議員の一般質問で取り上げられました。私は、令和3年第4回定例会における波多野佐和子議員の一般質問に対する阿佐見前教育長の答弁内容を踏襲していくという考えでございます。

具体的に申しますと、この砂防堰堤というのは、現存する施設としては全国的に極めて貴重なものであり、現在でも土砂の流出や山腹崩壊の防止に役立っているということで、本村を深く知り、本村に対する郷土愛を高め、防災教育にもつながる貴重な教材というふうに考えております。

具体的には、取り上げる場面は幾つかあると思うんですけれども、教育委員会で作成しております副読本、小学校3、4年生対象の副読本であります「私たちの榛東村」の中に身近な地域の学習というのがあります。そこに、村にある貴重な砂防堰堤として取り上げることも可能かなと思います。また、小学校5学年の社会科の単元の中に、自然災害を防ぐという、そういう内容があります。その事業の中の導入というところで、本村にはこういうものがあるんだよという話をして学習に意図づけるということもできるかなと考えています。

また、小学校3年から中学3年には総合的な学習の時間というのが設定されていまして、そこでは児童・生徒が探求のテーマを設けて、自ら設けてそれを研究、勉強していくということがありますので、そこで取り上げることも可能かなというふうに思います。特に中学では、これから総合的な学習の時間というのに力を入れていきたいと考えていますので、そこで、現在もそうなんですが、地域を知るということに非常に子どもたちは興味を持ち、前向きに取り組んでいるところでございますので、この中で、この砂防施設について興味関心を持ち、生徒が主体的な学習につながるんじゃないのかなということも考えられるというふうに思っています。

それには、やはり本村に勤務する教職員も、この榛名山麓にある砂防堰堤群についての知る機会も必要なかなというふうにも考えています。

村内にある貴重な、そして水害との戦いに力を注いだ先人の努力も伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 具体的に熱い思いを伺いまして、安心いたしました。ありがとうございます。

東日本に類例なき希少な砂防遺産でございます。ある講演会の中での避難の際に、最後に頼れるのはということがありました。それは何だと思えますか。続きはですね、一人一人が持つ社会対応力であり、それは教育によって高められることができるとありました。素晴らしい教材がこんなに近くにあるのですから、ぜひ生かしてほしいと思えます。

最後に、私の大好きなフレーズ、子どもに夢を、みんなに福祉と安心を。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、4番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩を取ります。再開を11時35分といたします。

午前11時30分休憩

午前11時36分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第5 議案第83号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第83号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第83号について説明申し上げます。

議案書、参考資料ともに1ページでございます。参考資料により説明申し上げます。

一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

初めに、1条関係でございますけれども、12月期の期末手当の支給月数につきまして、現行「2.15月」のものを「2.25月」に改定を行うというものでございます。

第2条におきましては、この引き上げられた0.1月分を6月、12月それぞれ均等にするという改正を行うものでございます。

中ほどに表がございます。

令和4年度につきましては、6月期が2.15月、12月期は現行2.15月、これを0.10月引き上げまして2.25月、合わせて年間、現行が「4.30月」のものを「4.40月」にするというものでございます。

令和4年度以降につきましては、6月、12月それぞれ2.20月、合わせて4.40月の支給月数とするものでございます。

令和4年度の引上げにつきましては、公布の日から施行すると。6月期と12月期を同月数にならず改正につきましては、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、一般職の職員の給与改定、人事院勧告ということがございましたけれども、人事院勧告で月数が上がるというような状態の場合、どういうことから議員も一緒に上げているのかというところをちょっと説明をいただければ、お願いします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 一般職の職員につきましては、期末手当と勤勉手当という2種類の手当が6月、12月に支給をされております。ただいま説明いたしました議会議員、それから、この後ご審議いただく常勤の特別職につきましては、一般職の職員の期末勤勉手当を合計した月数を期末手当として支給をしてくれているというところでございます。人勧において、一般職の職員の期末手当、あるいは勤勉手当の支給月数の引上げ、あるいは引下げが行われた場合につきましては、これまで議会議員につきましても、常勤特別職につきましても職員と同様の合計の月数の改正を行ってきているというところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 人事院勧告、国家公務員への勧告ではございますが、引上げも引下げも、それに倣ってやってきたというご説明がありました。それでいきますと、今回の改正、来年度は結構ですけれども、今回の改正で必要となる予算額は幾らだかご説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今回引上げ分につきましては、この後、補正予算をお願いするところでございますけれども、参考資料の85ページに給与費明細書というものがございます。

こちらで補正後の額、補正前の額、比較というところで記載をさせていただいているところがございます。期末手当につきまして、議員分ということでありますと27万1,000円、今回増額の補正をお

願いするというものでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第83号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第83号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

コロナ禍において、住民、村民の暮らしを改善できない活動の状況において、議員自らの報酬を上げることではできないと考え、反対いたします。

○議長（小山久利君） ほかに討論ございませんか。

6番生方議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 現在のコロナ禍の状況でもありますけれども、経済につきましても徐々に回復する体制を国も県も取ってきているという状況にあるかと思えます。そのような状況を鑑み、また、全国的に人勸に基づいて行われるということでもございますので、この辺を十分、本村としてもそれに準じていくということも大事なことであると思えますので、私はそのようなことに対しての理由から、賛成をしたいというふうに思っております。

○議長（小山久利君） ほかに反対の討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第83号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第84号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第84号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案書は3ページになります。参考資料も同じく3ページでございます。参考資料により説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、ただいま可決いただきました議会議員の期末手当の改正と同様の内容となっております。

令和4年度においては、12月期現行2.15月を0.1月引き上げ、2.25月とするものでございます。

令和5年度以降につきましては、6月、12月それぞれ2.20月を支給するというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第84号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第84号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第84号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第85号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第85号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案書が5ページ、参考資料についても5ページでございます。参考資料により説明申し上げます。

今回、改正の目的、趣旨といたしますと、国家公務員に準じた給与の改定を行うもの、それと、定年の引上げに伴い、給与関係の規程について所要の改正を行うというものでございます。

初めに、給与改定関係でございますが、下に表がございます。一般職の職員、勤勉手当について、12月期が現行は「0.95月」というものを、これを0.1月引き上げまして「1.05月」とするものでございます。

先ほど説明申し上げました期末勤勉手当を合計した年間支給月数が現行4.30月、これを0.10月引上げを行うというものでございます。

5年度以降につきましては、6月期、12月期それぞれ同じ月数として支給をするという改正を行うものでございます。

それと、今回、給料月額も引上げも行われております。平均改定率につきましては、これは国家公務員ベースでございますけれども、0.3%、特に若年層、中堅層の部分が引上げになっているということで、高齢者というんでしょうか、年齢の高い職員が支給を受けているところについては改定はないということでございます。

続きまして、議案参考資料の6ページ、定年の引上げの関係でございますけれども、高齢層職員の昇給抑制措置を導入するというもので、それと、再任用制度が廃止をされまして、定年前再任用短時間勤務制度というものが新設をされます。これに伴う字句整理等を行っております。

また、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準とする旨を給与条例で定めるというものでございます。

施行日につきましてでございますけれども、12月期の勤勉手当の支給率の改定につきましては、公布の日から施行すると。給料表の改定につきましては、公布の日から施行し、本年4月1日に遡って適用するというものでございます。それ以外の改正につきましては、令和5年4月1日から施行する

というものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 議案参考資料5 ページですね。先ほどご説明いただいたのかもしれませんが、概要の1の第1条関係、特定幹部職員は1.25月と、そして第2条関係の特定幹部職員は1.20月ということで、ここは上がらないというのか、もともと違ったのかというところ、説明されたような気もするんですけども、詳細をお願いします、何で0.05違うのか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 特定幹部職員につきましては、初めの期末手当が1.0月、勤勉手当につきましては1.15月という支給率で、一般職とは異なる支給率でございます。今回の改定につきましては、その現行の1.15月を12月期1.25月、0.1月引上げを行うというものでございます。

第2条において、それを6月と12月、同じ月数にするということで、本年12月で0.1月上げたものを5年度以降6月期0.05月引き上げ、12月期に0.05月引き下げるというものでございます。

○議長（小山久利君） 5 番。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 今のご説明の内容、参考資料の中に、令和4年の一般会計補正予算10号で、所要額を計上とあるんですが、先ほど聞いた要領で、この条例の一部を改正する条例を制定したことによって、給与明細、86ページでしょうか。そこを見るんだろうと思うんですけども、給与等、一般職の総括の部分で報酬も給料も、人数が多いからなんだろうけれども、マイナスが発生しているというのは何か特別な事由があったのか、人が減っちゃったとか、そういうことなのか。どうしてこのマイナスの事由が発生したのかご説明願います。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今回の補正予算にですね、ただいまご審議いただいています給与改定費については当然計上させていただいているところですけども、あわせて、それ以外の理由による補正も行わせていただいております。マイナスになっているという主な理由につきましては、年度途中で退職者が出たと、その給与費を減額させていただいたところが主な要因となっております。また、長期病欠者等もございます。そちらについても今回、併せて補正を組ませていただいているというところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そうしまして、今の説明で分かったんですけども、具体的に今回純然たるこの給与改正で上がる金額ですね、そういうもろもろの諸般の事情を抜いた状態の報酬、給料、職員手当等、もしここプラスの数字が入れば教えてください。86ページですね、86ページの。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） その明細書の続きがございまして、89ページをご覧いただければと思うんですけども、こちら給料と職員手当ということで区分がございまして、給料につきましては、今回の引上げに伴いまして143万3,000円、勤勉手当の支給率の改定に伴い302万9,000円でございます。

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第85号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第85号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第85号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第86号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第8、議案第86号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案書が17ページ、参考資料につきましては22ページでございます。議案参考資料により説明申し上げます。

今回この条例の改正の趣旨につきましては、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものというものでございます。

この条例で育児休業に関する規定を定めているところでございますけれども、育児休業をすることができない職員に、定年延長に伴う新たに発生する職種というんでしょうか、そういったものを加えるというような改正が主なものとなっております。

また、地方公務員法において大幅な改正が行われ、条項ずれも生じ、また改正に合わせて地方公務員法自体の字句の整理も行われたということがございまして、条例で法律をなぞっているような部分がございますので、そういった部分につきまして改正をするというものでございます。

こちらの改正につきましては、地方公務員法の改正法の施行日であります来年4月1日から施行するというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第86号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第87号 榛東村職員の旅費に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第87号 榛東村職員の旅費に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案書は18ページ、参考資料は26ページでございます。参考資料により説明申し上げます。

先ほどの育休条例と同様に、職員の旅費条例、それから公益的法人派遣条例につきまして、地方公務員法の改正に伴い、改正を行うものでございます。

初めに、第1条において改正をいたします職員の旅費条例でございますけれども、こちらにつきましては、地方公務員法の条項のずれがあったと、生じたということに伴う条文中の引用条項の整理を行うものでございます。

第2条において改正いたします公益法人派遣条例につきましては、地方公務員法において用語の整理が行われたということで、これに対応した改正を行うものでございます。

施行日につきましては、改正地公法の施行日と同様の令和5年4月1日からとしているものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第87号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで、昼食休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時1分再開

○議長（小山久利君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第88号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第88号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第88号の説明をさせていただきます。

議案書は20ページ、参考資料は28ページでございます。議案参考資料により説明をさせていただきます。

ます。

地方公務員法の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

分限、降給の種類を規定しています第1条の3に管理監督職勤務上限年齢制による降給を加えるというものでございます。定年の引上げに伴いまして、段階的に引き上げられ、最終的に65歳まで定年が引上げになるということでございますけれども、60歳に達した年度以降については給与の7割相当になるということで先ほど給与条例のほうで説明をさせていただきましたけれども、それをその分限、降給の種類に加えるというものでございます。また、附則におきまして今説明申し上げました降給の種類に給料月額7割による降給を加えるということ、それと、分限処分については職員に書面を交付して行わなければならないという規定がございますが、こちらの規定は給料月額7割による降給の場合は適用しないということを定めるものでございます。

施行日につきましては改正地公法の施行日と同日であります令和5年4月1日とするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま条例のご説明をいただきましたけれども、7割の減額というのはもともとの法律で7割になるから分限であろうがなかろうが該当しないよという説明だったということでよろしかったですか。そこをちょっともう一度お願いします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 定年の引上げに関しましては、国家公務員は国家公務員法、地方公務員については地方公務員法で定めがあるという中で、国家公務員法の中では人事院規則等に委任されている、法律は全て書き込まれているわけではございませんので、人事院規則等に委任されている部分もでございます。地方公務員法に置き換えますと、各地方公共団体の条例に委任されているという部分で、先ほど説明、先ほどというか午前中給与条例の改正の説明をさせていただきましたけれども、それぞれ各自自治体において条例で規定をしていくというところなんですけれども、そのよりどころとなりますのが国家公務員でございまして、国家公務員がその60歳、満60歳を過ぎた次の年度には管理監督職員には就けないという、その場合に給料は7割相当にするというような規定になってございます。それに倣った規定を先ほど午前中説明いたしました給与条例のほうに置いているというものでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第88号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第 1 1 議案第 8 9 号 榛東村個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第89号 榛東村個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案第89号について説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律が改正をされまして、この法律の施行に伴い新たに条例を制定するものでございます。

個人情報の保護に関する法律がもう、ほぼ全部改正と言っていい改正が行われまして、その法律の中で条例に委任されている部分について新たに条例を定め、規定をしようとするものでございます。

新しく制定しようとする条例は5条立てでございまして、1条は趣旨規程でございます。2条において条例において使用する用語の定義を置いてございます。3条では、手数料等ということで、開示請求の手料は無料とする旨を定め、ただし、写しの交付の場合については実費相当額を頂戴しますよという規定を置いてございます。また、第4条におきまして、審査会への諮問ということで榛東村行政情報審査会にこの条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合、それと、法の規定に基づいて、講ずる措置の基準を定めようとする場合、そのほか、細目を定めようとする場合については審査会に諮問するという旨を定めてございます。第5条においては、条例の実施のため必要な事項について規則に委任をするという規定でございます。

施行日につきましては、改正された個人情報の保護に関する法律の施行日と同日であります令和5年4月1日から施行するというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議案書24ページです。経過措置第3条ですかね。第2条で元の条例を廃止するという条例になっていますけれども、第3条で手数料関係、右側の……

○議長（小山久利君） 中島議員、総務産業建設常任委員会に付託するので、委員会の中でやっても

らえないですか。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） これ、金額のことなんで。

○議長（小山久利君） 総括的な質疑に限定いたします。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 分かりました。

この経過措置の中で手数料が1枚20円ということですからけれども……

○議長（小山久利君） 総括的な質疑に限定いたします。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） もちろん、これ、全体の中の大きなウエートを占めているので、総括でよろしいかと思えますけれども、1枚20円なんですけれども、国会図書館の金額に合わせたというのは前回お聞きしましたけれども、この実費程度というのはどのような計算をされたかということをお尋ねします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村において積算をしてはございません。今議員の発言の中にありました国会図書館ですとか、あるいは他の地方公共団体、あるいは独法等で積算をしており、その積算の仕方と言うんでしょうか、根拠となっておりますのが人件費、あるいは複写機の使用料、リース料等、あるいは電気代等そういったものが文書1枚当たり幾らかかるかという積算をして、それぞれ決定をされているというものでございます。

参考までに申し上げますと、国会図書館においては27.5円ということでございます。他の自治体では1枚当たり30円というところもございますけれども、そういった情報を収集した中で、現在情報開示条例においても1枚当たり20円ということで定めてございますので、そちらとそういう形で実費相当額ということで20円と規定をしているものでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 総括的な質問でございますから、実費は計算していないということであると、村民からこれ、実費は幾らなんだという問い合わせがあるかもしれませんけれども、それについては計算していないということでお答えしてもよろしいのでしょうか。

○議長（小山久利君） 総括的な質問ではございませんので、詳細については委員会をお願いいたします。

詳細でしょう。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 詳細ではないでしょ。一言一句やっているわけではないですから。

○議長（小山久利君） 細かい質問は委員会にてお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第89号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第12 議案第91号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第12、議案第91号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第91号の説明をさせていただきます。

議案書は29ページ、参考資料は35ページでございます。議案参考資料により説明をさせていただきます。

改正の趣旨でございますけれども、行政文書開示義務の不開示情報及び開示決定等の期限について所要の改正を行おうとするものでございます。

第7条におきまして開示義務、行政文書の開示義務という定めをしておりますけれども、その開示義務から除かれるものについて新たに個人情報保護法、第6条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報を加えようとするものでございます。あわせまして、第12条関係の改正関係でございますけれども、現行条例で開示決定までの期間、それと決定期限の延長に係る期間を定めているわけですが、個人情報保護法のそれぞれの開示決定の期間、決定期限の延長の期間に合わせた改正を行うというものでございます。

開示決定につきましては、現行が15日以内と定められておりますけれども、これを30日以内とする。また、開示決定期限の延長については現行条例で45日以内と規定をされているところでございますけれども、こちらは30日以内とするというものでございます。また、別表関係でございますけれども、先ほどもご質問いただきました、その実施手数料の関係で、個人情報保護法施行条例で1枚20円と定めて、両面の場合は片面当たりを1枚とするという規定にしてございます。現行、情報開示条例においてはその旨の記載がないので、そちらをそろえた形で手数料の規定を改めようとするものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日からということでございます。よろしくお願ひいたします

す。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 総括的なのということで、行政情報の審査会条例の一部を改正する条例の制定についてということですかね。この概要のところ、丸の4つ目ですかね、榛東村議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴う整理を行うものというのは、この条例の制定ということが今回上がっていないのですけれども、どういうことかということ。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時18分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5 番。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 議案第90号が日程に入っていませんでしたので、ただいまの質問は取り消します。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 議案第91号ですね。こここのところで、実施機関のところへ議会が入っていないのですけれども、今回の条例の一部を改正する条例の制定についてということにも実施機関には含まれていないのでしょうか。議会が。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時19分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5 番。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） ただいま、改正の条文に載っていないということで取り消してくれという

ことをございましたけれども、改正という中で質問させていただいていいんじゃないかと思いましたが、取り消すようにということですから、取り消します。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今度最後の質問ですけれども、総括的に、37ページですけれども、これも用紙1枚につき20円ということですから、これについて説明をお願いします。本来実施という10円という、吉岡町は10円なんですけれども、20円にする理由をもう一度お願いします。

○議長（小山久利君） 総括的な質疑とは認められませんので、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第91号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第13 議案第92号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第13、議案第92号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第92号について説明申し上げます。

議案書は31ページ、議案参考資料は38ページでございます。

会計年度任用職員の月例給の改定を行うものでございます。午前中可決をいただきました職員の給与条例において使用しています給料表の一部を会計年度任用職員も使用しているということで、今回人勸に準拠した形で職員給の引上げがなされたということに伴いまして、会計年度任用職員の給料月額についても引上げを行うというものでございます。

施行日につきましては令和5年4月1日からというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第92号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第14 議案第93号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について

○議長（小山久利君） 日程第14、議案第93号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第93号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について説明申し上げます。

議案書は34ページ、それから議案参考資料につきましては41ページ、お願いいたします。

まず、議案書のほうをよろしくお願いいたします。

一般会計補正予算（第10号）は歳入歳出それぞれ3,162万1,000円を追加し、総額を69億7,719万3,000円とするものでございます。また、第2条におきまして債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものといたしましては、エネルギー価格高騰によります村有各施設電気料や燃料費の増額、午前中可決いただきました議会議員、常勤特別職、村職員について人事院勧告に基づく給与費等の増、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の10月補正に対応するため、それぞれの科目におきまして村の負担金の増減などを計上しております。

歳入歳出予算の主立ったものは後ほど説明させていただきます。

議案書、続いて39ページ、お願いいたします。

第2表、債務負担行為補正といたしまして、来年度からALT、外国語指導助手、これの派遣契約につきまして令和7年度までの複数年で行いたく、期間及び限度額につきましてあらかじめ議会の承認を得る必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。期間といたしましては令和5年度から令和7年度まで、限度額は2,758万4,000円でございます。

続いて、議案参考資料のほうに移らせていただきます。議案参考資料の45ページ、お願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。主立ったものを説明させていただきます。

1款1項の村民税から2項固定資産税、3項軽自動車税、4項村たばこ税まで収入見込み等から合計で979万円の増額となっております。

続いて、46ページ、お願いいたします。

7款の地方消費税交付金、こちらは前年度決算額及びこれまでの交付状況から3,000万円増の増額を見込んでおります。

続いて、10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、こちらは補正額194万6,000円ですが、交付額確定による増額でございます。合計で7,194万6,000円の交付となっております。

続いて、47ページ、お願いいたします。

16款1項1目民生費国庫負担金の中で2節障害者福祉費負担金462万6,000円、こちらは歳出の給付が増えているため、国の負担金も増額になったものでございます。同じく3節児童福祉費負担金656万1,000円、負担金計算におけます単価の改定や保育園等を利用する園児数の増加などに伴いまして国の負担金も増額となっているものでございます。

続いて、48ページ、お願いいたします。

48ページ一番上です。16款2項1目総務費国庫補助金、説明欄でデジタル基盤改革支援補助金990万円の減です。行政手続のオンライン化に係る補助金の減でございます。内容につきましては歳出のところで説明させていただきます。

続いて、49ページ、17款1項2目民生費県負担金、2節障害者福祉費負担金、それから3節の児童福祉費負担金、国庫と同じように障害者福祉、保育園、こども園等に対する県の負担金の増額でございます。

続いて、51ページ、お願いいたします。

51ページ、22款3項1目民生費貸付金元利収入437万6,000円、昨年度まで住宅特会に計上しておりました貸付金の返済でございます。

続いて歳出に移ります。54ページ、お願いいたします。

54ページ、2款1項1目一般管理費のうちの12節委託料、これのうち総合行政システム費、電算システム等整備費1,980万円の減ですが、行政手続のオンライン化を進めようと当初予算のほうで計上いたしました。役場で使用しております現行の基幹系システムと住民基本台帳や税、健康管理などを扱っているシステムでございますが、これを令和7年度までに国が定めた仕様に基づく新システムに移行しなければならなくなりましたので、そのタイミングでオンライン化を行おうとするため、今年度予算からは減額するものでございます。

続いて、55ページ、下から2項目めです。12目公共交通対策費503万6,000円の減ですが、こちらは運行負担金を支出しております前橋線、それから箕郷渋川駅線にかかる運行負担金の減でございます。

なお、この減額につきましては、高崎市、渋川市、吉岡町分として想定しておりました各市町村負担金も含んでおります。

続いて、62ページ、お願いいたします。

62ページ、3款1項3目障害者福祉費958万4,000円、18節の負担金、それから19節の扶助費、これらなど給付費の増によるものでございます。

続いて、66ページ、お願いいたします。

66ページ、3款2項2目児童措置費、18節負担金、補助及び交付金1,801万4,000円は保育園、こども園に対しての負担金単価の改定や利用人数の増などによる増額補正でございます。

続いて、75ページ、お願いいたします。

75ページ、8款2項3目道路新設改良費2,530万円の減は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業におきまして、交付金の額が予想を下回ったための補正となっております。

続いて、79ページ、お願いいたします。

10款2項3目学校建設費、14節の工事請負費で130万円の減、それと18節の負担金、補助及び交付金で130万円の増、これらについてですが、電気設備の工事におきまして当初は村が工事を行うことを想定しておりましたが、東京電力との協議の結果、東電が行うことになり、工事負担金として支出することになったものでございます。

以上、申し上げたものに加えまして、村内各施設の電気料を合計で972万3,000円、冷暖房用燃料費といたしまして140万円計上しております。このほかに一般会計全体になりますが、渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金が合計で1,311万2,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、広域組合各施設における電気料等の増や、前年度実績に基づきます負担割合の変更等でございます。

最後になりますが、85ページ、お願いいたします。

85ページからが給与費明細書となります。人事院勧告などに伴う給与費等といたしまして、1 特別職、特別職の表3区分目、比較の行、それから合計の縦の欄を見ていただきまして、68万4,000円の減と。地方等、それから議員の区分は見ていただければ記載のとおりでございますが、その他の特別職、こちらにおきましては消防団員の出勤手当を大きく減額しているため、このような金額となっております。

続いて、86ページをお願いいたします。

こちらが2 一般職の表となっております。(1)の総括、3行目の比較の行、同じく合計といたしまして802万円の減となっております。午前中総務課長が説明してくれましたが、退職、病気休職、育児休業職員等の給料及び手当等も併せて今回減額しているため、合計では減額というふうになっております。詳しい内訳につきましては、午前中にもありましたが89ページを見ていただければと思います。

榛東村一般会計補正予算(第10号)の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小山久利君) 提案理由の説明が終わりました。ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

6 番生方議員。

〔6 番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 2点ほど質問をいたします。

議案書の39ページ、債務負担行為の関係ですけれども、3年間で2,700万、年900万ほどになると思いますが、これの人数は何名ぐらい予定しておるのでしょうか。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 人数ですけれども、各年2名、合計延べ6名ということを用意しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） もう1点、議案参考資料の59ページ、一番下の段でございます、国土調査費の関係ですけれども、ここで計画策定等の業務委託料が600万減額ということになっているのですが、この減額の要因というのは何か分かりましたらお願いします。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 国土調査費の地籍調査ですが、今年度については群馬県の枠、補助金の枠がございまして、すみません、前年度ですか、群馬県の中で地籍調査を行っている市町村の中で、不用額というかが出まして、それを群馬県の中で処理をなささいという事業なんです、地籍で。それがうまく使えず県と国のほうでやり取りが大分難しかったようでございます。今年度については、極力早く、まだ完成というか完了前なんですけれども、事業を確定見込みをさせて減額なら減額、増額だったら増額ということで榛東村の場合は600万円の減額となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） すみません、先ほどの生方議員の質問にちょっと訂正というか補足させていただきます。

ALTの人数でございますが、6人と教育委員会のほうで答えたものは2名掛ける3年分なので、計6人分ということで、各年度で考えると2人です。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 先ほど広域の負担金です。電気料とプラス実績においた負担割合の増額と

いうことをございますけれども、榛東は1,311万2,000円、他の町村が、市町が幾らだったかというの
は分かりますか。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

○企画財政課長（早川弘行君） 渋川広域の負担金、各項目に分かれています、その合計額
としてお答えさせていただきます。

広域全体では2,700万円ほどの増というところになっていまして、ざっくりですが渋川市のほうが
900万円の増、それから吉岡町のほうが500万円の増というところになっております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 当然ながら、一番小さい榛東村が1,311万ということは、消防がこっちへ
来たとかという、想像の話ですけれども、具体的にどういうことなのかということ、しっかり広域議
員が議論したことだと思いますけれども、その妥当性について、なぜ、榛東が多いのか教えてくだ
さい。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほど私が答弁させていただいた中で、前年度実績という言葉をち
よっと使わせていただいたのですが、前年度、今回で言えば令和4年度なので、3年度にどのくら
い広域を使ったかという指標も交えまして、翌年度の負担金を計算しております。そういった中で今
回につきましては、上がったところではごみ、それからし尿、これらにつきましては4月の、1年前
ですかね、当初予算編成時点の割合より3年度実績が伸びましたので、今回の補正でプラスに、榛東
の持ち分、持ち分といいますか負担割合が増額になっております。人口等は5年間の国調人口を使
いますのでそこは変更ないのですが、ごみやし尿、それから火葬場、こちらにつきましては前年度の使
用状況、これに基づきまして再計算したものが広域の10月補正に上がりまして、その結果を受けまし
て各市町村、恐らく12月、今回で補正しているものと思われれます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 3問目の残り2問ですけれども、まず1問目は先ほどの債務負担行為で
ALTに2人3年間とございましたけれども、ちょっと前はALTではなくて、独自に榛東独自で前
の教育長さんが委託をしていたような気がするんですけども、ALTに変わったのはどういうこと
なのかなと。変わっていなかったら変わっていないということでもいいんですけども、それが1問目。

2問目は、議案参考資料75ページの特定防衛施設周辺整備交付金事業で、補助金がつかなかったと

いう、交付金がつかなかったというようなご説明に聞こえたんですけども、具体的にどこの測量、橋梁だったか、なぜつかなかったかというところをお願いします。

以上です。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） A L Tを今任用しているのは、研修等の体制が整っている、そういう委託業者のほうを選定しまして、それでお願いしている関係から、現在のような形に変更しております。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 橋梁については6号計画道路の群馬用水にかかる橋でございました。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） お尋ねの最期の部分というんでしょうか、調整交付金がつかなかった理由ということなんですけれども、こちら交付金ということで申請により交付額が決まるというような性質のものではなくて、毎年度防衛省のほうで算定をした結果、主にそのジェット機が離着陸する飛行場、あるいは砲撃などが行われる演習場の所在市町村に交付をされるというものでございまして、こういった事業をやるのでこの交付金をくださいというような、そういう性質のものではないということでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

2番須田議員。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。2問質問なんですけれども、先ほどご質問されたところと同じところになってしまうのですが、議案書の39ページ、A L Tの派遣を令和5年から令和7年度までの複数年とするメリットといいますか理由があれば、まずお願いいたします。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） これにつきましては、複数年同じ業者への委託ということで、継続的な委託をすることで教育の質保証が望めるということから複数年ということで考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

それと、各年2名で合計6名ということなんですけれども、1年当たりで先生が変わってしまうのか、それとも3年間同じ先生を見込まれているのか、どうなっていますか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 教育委員会としてはできるだけ、先ほどの答弁のとおり継続的にお願いできることをお願いをしておりますが、事情によりALTが変更になることもあります。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

もう1点のほうなんですけれども、また先ほどと同じところなんですけれども、道路新設改良費の、議案参考資料の75ページ、ご説明があった6号計画群馬用水の橋のほうなんですけれども、今年の交付金ではそれを下回ってしまったということでできなかったんですけれども、今後、来年度以降で、きちんとする予定を先延ばしにしたのか、それとも取りやめになってしまったのか、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 6号計画道路については、来年度以降に計画と設計、業務委託をお願いしようと考えております。また、防衛とはこの事業については承認をいただいております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第93号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第93号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第93号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり可決すること

に賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第94号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) について

○議長（小山久利君） 日程第15、議案第94号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第94号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補
正予算（第2号）について説明申し上げます。議案書は40ページ、議案参考資料は91ページでお願い
します。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ294万7,000円を減じ、総額をそれぞれ14億5,553万8,000円と
するものでございます。

続きまして、94ページをお願いします。

歳入歳出補正予算の事項別明細書です。

初めに歳入でございます。1款1項一般被保険者国民健康保険税178万6,000円の増は、国民健康保
険税の実績見込みの増加によるものでございます。

7款1項1目の一般会計繰入金、補正額287万3,000円の減は、説明のところにございますそれぞれ
の交付申請額の確定によるものの補正でございます。

95ページをお願いします。

7款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額329万2,000円の減は財源調整により減額をするもの
でございます。

下から2段目の9款1項1目延滞金200万円の増、こちらも実績見込みの増加によるものでござい
ます。

続きまして、98ページをお願いします。歳出でございます。

主なものとして、98ページ、2款5項1目葬祭費ですが、補正額60万円の増です。こちらは当初見
込みより支出額の増額がございまして、60万円の増額をお願いするものでございます。当初20人分を
見込んでおりましたが、10月末で17名分の支出がございまして、残り分を試算した増ということです。

次の99ページでございますが、5款1項1目の保健衛生普及費、この18節負担金、補助金及び交付

金の補正額37万5,000円、それから100ページをお願いします。100ページの5款2項1目特定健康診査等事業費、こちらの12節委託料の154万5,000円の減でございますが、それぞれ人間ドック及び特定保健指導の実績見込みが当初見込みより少ないため、減額をお願いするものでございます。人間ドックにつきましては、当初100人分見込んでおりましたが、10月末で39名ということ、それから特定保健指導につきましても利用人数の減が見込まれております。人間ドックにつきましては、人間ドックを定期的に利用していただいている方が後期高齢のほうに移られたかなという状況もありまして、後期のほうは増額をお願いするという流れになっております。

説明については以上でございます。ご審議の上、についてよろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 議案参考資料の91ページです。先ほどご説明のあった歳出予算葬祭費でございますけれども、当初20人で10月末17人と。増えた理由、原因です、分かればということと、あと、この単純計算するとこれから冬になって寒くなるので、足りないんじゃないかと思うんですけども、いかがなんでしょうかという2問、お願いします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） お亡くなりになった、ちょっと死因については、特に調べておりませんので、ただ、令和3年度が22名という実績だったもので、それに基づいて当初予算を計上したというところなんです。3年度は実績で22名でしたので、当初の時点ではもっと少なかったというところではあるのですが、今後の見込みとしましては、ここ数年の1月から3月までの亡くなっている方の数を試算しての計算でこの数を出しました。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第94号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第16 議案第95号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

○議長（小山久利君） 日程第16、議案第95号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第95号について説明を申し上げます。

議案書は43ページをお願いします。議案参考資料は101ページからになります。議案参考資料で説明をいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万円を減じ、総額をそれぞれ1億5,778万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の事項別明細書で説明をいたします。104ページをお願いします。

初めに歳入でございます。2款1項1目一般会計繰入金ですが、56万5,000円の減でございます。これは、令和3年度後期高齢者医療広域連合市町村負担金の実績の確定により増額でございます。広域連合から戻るとのことになります。2目の保険基盤安定繰入金でございますが、こちらは89万円の減、交付決定に基づく減額でございます。

次の3款4項2目後期高齢者医療広域連合市町村負担金の過年度精算金33万5,000円ですが、こちらは令和3年度の広域連合会の決算確定に基づき、広域連合共通経費について超過分を返還されるものでございます。

次に、歳出です。次のページ105ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金89万円の減ですが、こちらは保健基盤安定繰入金について実績確定により減額をするものになります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 徴収費、広域連合納付金、議案参考資料104、105ページですかね、ありますけれども、徴収率というのは今、どのくらいになっているかというのをよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今手元に資料がございませんので、後ほどということで。申し訳ございません。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、ただいま議題となっております議案第95号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第17 議案第96号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第17、議案第96号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第96号 榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。議案書は46ページ、議案参考資料は107ページからお願いいたします。議案参考資料にて説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,174万3,000円を減じ、総額をそれぞれ12億9,333万7,000円とするものでございます。

続きまして、110ページをお願いします。

事項別明細書でございますが、初めに歳入です。

1款1項1目、説明欄を見ていただきまして、普通徴収保険料滞納繰越分とありますが、こちらを34万6,000円増額するものです。こちらは、滞納繰越分の保険料の徴収見込みによりまして増額をお願いするものでございます。

次の、2款2項1目、説明欄の介護給付費財政調整交付金補正額761万8,000円の減でございますが、こちらも交付金額の確定見込みによるものでございます。

一つ、1段上に戻りますが2款1項1目の介護給付費国庫負担金から111ページ、112ページまでの7款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、歳出の給付費の減額によるもので国庫支払基金一般会計からの繰入れの減額をお願いするものになります。

それから、112ページの9款3項3目、説明欄をご覧いただきたいのですが、渋川地域介護認定審査会共同設置負担金精算金29万7,000円でございますが、こちらは令和3年度の負担金が確定されたことによる精算となります。

続きまして、113ページをお願いします。歳出になります。

まず、1款3項2目認定審査会共同設置負担金、補正額8万1,000円ですが、こちらは令和4年度の渋川地域介護認定審査会の負担金の変更でございますが、こちらは人件費の変更に伴い負担金の額が変更になったため、増額をお願いするものでございます。

次の2款1項1目の居宅介護サービス費から115ページまでですが、介護予防生活支援サービス事

業費までになりますが、こちらは10月までの実績から補正をお願いするものになりますが、在宅でのサービスが当初見込みより実績が、10月までの実績が少ないということで減額をお願いすることと、113ページに戻っていただいて、2款1項5目の施設介護サービス給付費ですが、こちらは3,000万円の増をお願いするのですが、当初の見込みより介護保険施設に入所または入院の方が多かったということで、施設介護サービス給付費の増額をお願いしたいというところになります。

令和3年度は在宅で利用するサービス給付費が多い状況がありまして、このような当初予算を立ててきたわけなのですが、今年度の利用に関しては施設を利用する方が増えてきているという現状になっております。

次に、116ページをお願いします。

3款3項1目の包括的支援事業費です。この中の12節の委託料100万円の減ですが、こちらは介護予防サービス、介護予防生活支援サービスの利用の減に伴いまして、包括支援センターでケアプランを作成しているところですが、それを委託に出している部分もございまして、その利用が減ってきているというところもあり、この委託費のほうを減額をお願いしたいというところなんです。2目の任意事業、また、5目の認知症支援事業費のところでは減になっているのですが、こちらはコロナの流行により上半期に予定していた事業ができなかったことと、また、研修会等があるのですが、こちらが、やはりコロナによってウェブ会議になったということがございまして、旅費や駐車場使用料、こちらも不用になったということで減額をお願いしたいというところがございます。

説明については以上でございます。ご審議の上よろしくお願ひいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第96号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時20分といたします。

午後2時3分休憩

午後2時19分再開

◇

◎日程第18 議案第97号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第3号) について

○議長（小山久利君） 日程第18、議案第97号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算

(第3号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足達教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 足達哲也君発言]

○教育委員会事務局長(足達哲也君) それでは、議案第97号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

議案書49ページ、また、議案参考資料は118ページとなります。議案参考資料でご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ338万4,000円を減じ、総額を1億3,847万1,000円とするものです。

議案参考資料121ページをご覧ください。

歳入予算内訳は1款1項1目事業収入213万1,000円の減、これは園児、児童、生徒数が想定より下回ったことにより減額するものです。

3款1項1目一般会計繰入金157万5,000円の減、これは学校給食センターの維持管理、運営等に関する減額及び雑入がありましたので、それに伴う減額、そして、第3子以降無償化、給食費軽減、幼児教育無償化に該当する園児、児童、生徒数が想定より下回ったことにより減額するものです。

5款2項1目雑入32万2,000円の増、これは消費税還付金、廃物売払い収入が生じたため増額するものです。

122ページをご覧ください。

歳出予算内訳は1款1項1目総務管理費8万4,000円の増、主なものとして電気料についてです。10節需用費、電気料20万円の増。

123ページをご覧ください。

2款1項1目事業費346万8,000円の減、これは事業収入及び一般会計繰入金のうち給食費に関わる繰入分の減額分として同額を減額するものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長(小山久利君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

[5番 中島由美子君発言]

○5番(中島由美子君) 議案参考資料122ページ、18の負担金、補助及びということなんですけれども、運営費の中で構成団体負担金、この給食の連絡協議会とか全国栄養士会とかというのは、非常に情報収集するために学校給食全体で必要なことだと思うんですけれども、どうして会費が減額になったのか。コロナの一環なのかどうか、ご説明ください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 負担金についてですが、まず、学校給食共同調理場連絡協議会負担金ですけれども、これは既に協議会がこのたび解散となりまして、計上しておったのですけれども、不用となりました。また、全国学校栄養士会負担金につきましては、現在育休を取っておる職員がおりまして、そのため、育休者分の負担金が不用となったためこのような減額となっております。以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） こういう会というのは大事な会なので、あればずっと参加を継続してもらいたいなと思っております。

121ページです、議案参考資料121ページなんです。歳入歳出で事業収入と事業費が同額ということなんです、ご説明が想定より人員の減ということでございましたけれども、単純な学校給食、学級閉鎖等なのか、社会人口減なのか、何か理由がないとこれだけの金額が減るということはありませんか。その、何で減ったかというところで、これ、同額減らしていますけれども、単純に人数が減ったからって同額にしなければいけないんですけれども、それに係る給食の質の低下はないのかということ、2問お願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 当初予算より減額が生じた理由ですけれども、これにつきましては昨年度の児童・生徒数とそれから幼稚園の入園の見込みということで積算根拠としてさせていただいたものです。また、今回自衛隊等の関係で多くの転入者というのが想定をされていたところもありましたので、その分を考えて積算の根拠としたところですが、そこが見込みよりも少なかったということです。

以上です。

〔「質の低下」の声あり〕

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 失礼しました。

質の低下ということについてなんですけれども、これにつきましては人数の減による減額ということですので、それが質の低下ということには当たらないかと思えますし、また、そのようなことのないよう給食センターのほうで工夫していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 3問目です。今、質の低下にならないように給食センターのほうでというご回答だったんですけども、やはり予算に関わる問題とともに、やはり教育委員会がよく絡んで検査等のこともあると思いますので、この300万が減って何人が減ったことで具体的な質の低下が目に見えていないかもしれないけれども、あくまでも心してかかっていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これ、でか過ぎるよね、この金額。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 質の低下にならないように教育委員会と、それから給食センターも関わりながら努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第97号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第19 議案第98号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号） について

○議長（小山久利君） 日程第19、議案第98号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第98号の提案説明をいたします。

議案書52ページをご覧ください。

令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、補正予算を次に定めるところによるものでございます。

第2条、補正の額を定めるものでございます。支出第1款水道事業費用において既決予定額2億8,980万2,000円に補正予定額355万4,000円を加え、計2億9,335万6,000円としようとするものでございます。

第3条、職員給与費において既決予定額1,902万3,000円に補正予定額24万円を加え、計1,926万3,000円としようとするものです。

提出日は本日付でございます。

続けて、議案参考資料124ページをご覧ください。

参考資料でございます。水道事業費用の支出予定額に355万4,000円を加え、総額を2億9,335万6,000円とするものでございます。

節ごとの説明をいたします。参考資料126ページをご覧ください。

予算説明書でございます。1行目動力費のところですが、全国的な電気代の高騰により水道浄水場用動力費といたしまして2,288万9,000円に182万8,000円を加え、2,471万7,000円とするものでございます。

なお、内訳としては当初予算として浄水場使用分として計上した549万7,000円にこの182万8,000円を加えるものでして、計732万5,000円となります。これは、浄水場使用分だけの比較で申しますと33%の伸びでございます。電気代につきましては、正直なところ値上げ幅等が読めないところがございまして、国の物価高騰対策等も予定されておりますが、いまだその時期、方法等が明らかになっておりません。言うまでもなく当会計の事業はインフラでして、絶対にこの事業を止めるわけにはまいりません。そのため、本年度の実績及びこれならば大丈夫であろうという見込みによりまして補正額を決めさせていただきました。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

節の2行目のところ、手当として422万5,000円に10万円を加え、432万5,000円とするものでございます。同じく節の3行目、法定福利費の438万4,000円に14万円を加え、452万4,000円とするものでございます。こちらは制度改定、給与条例の一部改正に伴うものでして、参考資料130ページの中ほど、給与費明細書の2ページに当たります。参考資料130ページの中ほど、手当の比較としてプラス10万円が、右側の法定福利費の比較でプラス14万円が計上されております。さらに手当の内訳として、同じく参考資料130ページの下の方、勤勉手当のところプラス10万円となっております。

参考資料126ページにお戻りください。

節の4行目のところですが、有形固定資産減価償却費1億691万7,000円に122万9,000円を加え、1億814万6,000円としようとするものです。こちらは前年度の建設改良工事額の実績に伴いまして当年度の減価償却費が確定したために補正をするものでございます。

同じく節の5行目、企業債利息484万8,000円に8万9,000円を加え、493万7,000円とするものです。これは、前年度の企業債借入額及び利率の確定によりまして企業債利息の増でございます。

節の6行目、最後の節でございます。こちらは過年度損益修正損でございます。今回、水道料の過年度還付金1件が判明したことから、補正増をお願いするものでございます。

今回の過年度還付の経緯を説明いたします。

当該契約は平成24年10月に臨時契約で使用開始となった後、同年12月に本設メーターの取付に伴い一般契約となりましたが、その際に基本料金を一般契約に変更する処理がなされず、臨時契約のままとなっていたものです。以降平成25年1月分から本年8月分までの間、水道料金の誤徴収が発生していましたが、本村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して本年9月分から

実施しております水道料基本料金減免事業の事務処理の過程において、今回の誤徴収が判明したものでございます。総額といたしましては17万5,672円、116か月分の基本料金の差額でございます。そのうち現年度分、本年4月分から8月分までの5か月間、7,700円は現年度調定減により還付処理を行います。過年度分16万7,972円につきましては、予算説明書に記載の過年度損益修正損16万8,000円を充てさせていただきたいというものでございます。

当事業といたしましては、まずは使用者の全件確認を行いまして、同様の誤徴収がないことを確認いたしました。また、再発防止対策として今後はこのようなことが発生しないよう職員への指導を行うとともに給水工事検査台帳及び水道料金システムの確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ありませんでした。

以下、参考資料となっておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

以上をもちまして議案第98号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番須田議員。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

過年度還付金のところの誤徴収なんですけれども、例えば滞納金とかの場合には利息等がつく規定はございますけれども、過年度還付金にはそのような類のものはついて還付をされたのでしょうか。お願いします。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） ただいま議員からその還付加算金、これに類するものが見つからないのかというご質問がございました。

まず、水道料金には延滞税というものが、本村水道事業におきましては延滞税がございません。よって、還付の際の加算金という考え方もありませんでした。しかしながら、相手様に時間という損失を与えているということには違いありませんので、区市町村課に相談をいたしましたところ、地方税法の例により還付加算金を加えることもできるのではとのアドバイスをいただきました。そこで、試算を試みたところ、還付加算金の対象となる額を超えなかったんです。そのために、還付加算金は今回計上をいたしておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、過年度の誤徴収があって還付されるということで、正しくするという
ことはいいことだと思ふんですけども、不明水がたくさんあるというこの榛東村において、不明水
の中でこれ、本来賦課するべきものだったと分かった場合には、やはりこれ、逆で遡っていただくよ
うなことが考えられるのかどうか。今の条例等の中でご見解を示していただければと思いますけれど
も。

○議長（小山久利君） 中島議員、委員会でやってください。議案書に載っていないので。付託はし
ないけれども、聞けると思うので、委員会で。自分の担当委員会なので。議案書に、どこに載ってい
る。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今しゃべっていいんですか。

○議長（小山久利君） どうぞ、中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） いいですか。これを取るか取らないかということだから、取るんだとする
と、返すんだとするこの逆のときも取る、取らないとおかしいという話になるので、採決で手を挙
げるか挙げないかがそれで決まるので、お尋ねした次第なのですけれども。

〔「今休憩中ですか」の声あり〕

○議長（小山久利君） いや、休憩中ではございません。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） では、それで。あとは議長が判断してくればいいです。

○議長（小山久利君） 議案書に載っていないので、そのことは個人的に委員会のときにでも聞いて
ください。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第98号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第98号については委員会付託を省略したいと思います。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第98号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 議案第99号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号） について

○議長（小山久利君） 日程第20、議案第99号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

[上下水道課長 富澤光彦君発言]

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第99号の提案説明をいたします。

議案書53ページをご覧ください。

令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正の額を定めるものでございます。収入の第1款下水道事業収益において既決予定額5億5,457万6,000円に補正予定額214万9,000円を加え、計5億5,672万5,000円としようとするものでございます。

支出第1款下水道事業費用において既決予定額4億3,976万4,000円に補正予定額214万9,000円を加え、計4億4,191万3,000円としようとするものでございます。

54ページに移りまして、第3条、資本的収入及び支出の補正の額を定めるものでございます。収入第1款資本的収入において既決予定額2億2,161万8,000円に補正予定額415万1,000円を加え、計2億2,576万9,000円としようとするものでございます。

支出第1款資本的支出において既決予定額3億3,909万4,000円に補正予定額415万1,000円を加え、計3億4,324万5,000円としようとするものでございます。

第4条では職員給与費において既決予定額2,555万7,000円に補正予定額1,000円を加え、計2,555万8,000円としようとするものです。

第5条は一般会計からの補助金として、総額を4億6,026万1,000円としていただくものです。

提出日は本日付でございます。

続けて、議案参考資料137ページをご覧ください。

まず、137ページは参考資料でございます。こちらのほうも予算説明書の節ごとに説明をいたします。参考資料141ページをご覧ください。

1行目収益的の収入の節のところですか。県補助金として7万9,000円を追加いたします。これは、実績見込みによる増とありますが、村道の舗装復旧工事に充てられるものです。

節の2行目、他会計補助金では207万円を加え、合計3億3,559万5,000円としようとするものです。

続きまして、下の表、収益的支出の節の1行目、光熱水費に572万円を加え、2,272万4,000円を計上させていただきました。これは、全国的な電気代の高騰によるものであります。主に農業集落排水処理施設に係るものでございます。やはり、上げ幅が正確に見込めない部分がございます。実績及び今後の見込みから当初予算比で33.6%の上昇とさせていただきました。ご理解のほどお願い申し上げます。

続いて、節の2行目、給料から手当、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額までが給与条例の改正に伴う、いわゆる人勧分でございます。

次の委託料は277万1,000円を減額し、971万6,000円としようとするものです。こちらは下水道事業経営戦略策定業務委託の入札差金分の減額補正でございます。

141ページの最後の行、企業債利息は92万円の減額を予定し、計5,603万3,000円とするものでございます。実績見込みによる減でございます。

続いて、参考資料142ページをご覧ください。

資本的収入のところでございます。節の1行目、受益者分担金（農集）について218万円を増額し、計582万円としようとするものです。こちらの内訳を申し上げますと、長岡地区で当初120万円を48万円増額し補正後168万円とし、広馬場地区で当初244万円を170万円増額し、補正後414万円とするものでございます。結果として、本年度中において長岡地区で7単位、広馬場地区で17単位の農集接続を見込んでおります。

2行目の企業債元金償還補助金は197万1,000円の増を見込んでおります。全額が一般会計からの繰入金、つまり、公営企業補助金となっております。

下の表、資本的支出のところですか。節で申し上げますと、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額までが給与条例の一部改正及び実績見込みによる増減でございます。

次の工事請負費が550万円増額し、9,144万7,000円とするものです。これは、農集公共ます取出し工事費を10件から12件、今年度補正により想定をしたものでございます。

最後の行となりますが、企業債償還金、こちらは起債償還のうち元金分償還のことですが、123万円を減額し、計2億3,141万1,000円とするものでございます。こちらは前年度の企業債借入額及び利率の確定によるものでございます。

以下参考資料でございますので、説明は割愛をさせていただきます。

以上をもちまして議案第99号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上ご議決くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。ここで質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第99号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第99号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第99号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第21 議案第100号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結について

○議長（小山久利君） 日程第21、議案第100号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第100号について説明をさせていただきます。

令和4年7月29日に第5回臨時会におきまして議決をいただきました防災中枢機能施設の敷地造成工事請負契約でございますけれども、こちらの工事につきまして当初想定掘削深度よりもより深い位置で湧水が確認されたということで、想定している地盤支持力が得られないおそれがあるということから、その対策を講じるため変更契約を締結をしたいというものでございます。

変更前、当初の契約金額につきましては、消費税込みでございますけれども、1億6,049万円、こ

ちらを983万4,000円増額をいたし、1億7,032万4,000円の請負金額に変更をしたいというものでございます。

なお、工期につきましては変更はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 7月29日に議決ということでございましたけれども、この想定している地盤支持力がということになりますと、前年度までに行われた測量設計においてボーリング調査等もしていると思うんですけれども、どのくらいの想定深度が変わったのかと、そのボーリングのした位置からどのくらい離れたところがこういう状態にあるのか。全体がそうなのかということ、あそこは田んぼの地域でございましたから、あらかじめそういうことを想定して測量設計しているのではないかと思いますけれども、変更の概要についてです、その湧水が確認されたのは大体何度か行っていますので、総務委員会でも行っていますので、どこら辺なのかということ、もし、分かれば説明してください。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） ボーリング調査につきましては、何か所かのところをボーリング調査をしまして、そして、事前に地盤について想定をしたものです。擁壁の構造形式の選定等に当たりましては、各種の構造形式の特徴を十分考慮した上で設定箇所の地形、地質、土質、擁壁高、施工条件、周辺構造物や地震、豪雨等の自然災害による影響を総合的に検討して選定する必要がありました。現場での擁壁の施工時には、それに先立つ計画調査設計時に確認できなかった事項を確認する機会として捉えております。ですので、基礎地盤に関する調査は重要で、ボーリング調査を行って適切にやったところではあるのですが、基礎地盤の施工段階よりも前の段階で直接目視により湧水について確認することはできておりません。今工事を進めたところで湧水が確認できているということです。ですので、このような場合には施工段階で確認し、設計条件と異なっていた場合には安全性に対する検討を行い、適切な構造形式を選定する、そういう必要があり、今回の変更というふうになりました。

どの辺りでどういう湧水がということにつきましては、今申し上げたとおり目視で確認した段階で湧水が確認できているということです。正確にどの部分というふうなことを申し上げることは今の段階ではできません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今ご発言の中で、目視で確認できているというのは、どの位置だって見ているということだと思うんですけれども、もともと田んぼの場所ですから、そのところが、水路って、田んぼの水路っていうのがありますから、工事が真ん中の南新井前橋線も仕上がれば、その水路っていうのは止まるんじゃないかと思うんですけれども、それを想定もしていないんじゃないかと思うんですけれども、900万ということで、金額としてどうかと思いますけれども、そういう田んぼの時期でなければ、その湧水は目視できないのではないかと考えているんですけれども、そこら辺の検討はどうされていますか。南新井前橋線ができるということを考えると、そこで分断されるというのがはっきりしていると思うんですけれども。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） この工事については、ボーリング調査等をやしまして、地盤調査等調べながら計画をしたものですが、実際構造物を造るに当たって掘削したところ、かなりの湧水が出てきてしまったということで、それまではセメント安定処理ということで地盤改良を計画しておったのですが、湧水が多いためセメントがみんな流されてしまうということで、工法変更を行ったということで、置換工事を今度変更して、水が出てもある程度地盤改良ができるということで、工法変更をさせていただくという工事でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） かなりの量が出ているということでございますけれども、田んぼの時期に影響しているんじゃないかと。しかしながら、工期が変わらない以上、こういった置き換え、副村長が説明するように置き換えを行って工事を進める必要があるんだろうと思いますけれども、そういった現場を再確認しながら、大きい工事ですから現場がどういう状況かというのは、あらかじめやはり見て、こういった工事を発注されるべきではないかなと思うんですけれども、副村長、今後についてこういう変更、何でもありではないと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） ボーリング調査等かなり箇所数において、多分6か所だと思うんですけれども、6か所行って十分地質調査等を行ってまいりました。しかし、実際工事に入ってかなりの大きい構造物をやりますので、掘削深もかなり深いところまで掘削したということで、初めて確認できたということで、事前には確認できなかったということで、工法変更せざるを得ないということで今

回置換工事に設計変更をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

2番須田議員。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 工法変更ということで、今の段階で分かってくる、構造物出来上がる前に対処ができてよかったと思うのですけれども、工期の変更なしということはどのような工事が分かりませんけれども、ほかの工事に対しての工期が圧縮されることなく、その変更は可能であるのかどうか、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） セメント安定処理から置換工法、これは100-0という材料で地盤安定を図るということですので、材料さえそろえば早急に対応できるということで、工期等には影響しないということで確認をしております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第100号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第100号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第100号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第22 陳情について

○議長（小山久利君） 日程第22、陳情についてを議題といたします。

群馬県医療労働組合連合会執行委員長、出浦匠人氏からの陳情のあった陳情第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎散 会

○議長（小山久利君） 以上で、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第4回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時散会

令和 4 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

1 2 月 1 日 (木)

令和4年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

令和4年12月1日（木曜日）

議事日程 第2号

令和4年12月1日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問について

日程第 2 議案第90号 榛東村行政情報審査会条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	青木 芳弘 君
教育委員会 事務局 局長	足達 哲也 君		

事務局職員出席者

事務局 局長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
--------	-------	-----	--------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

質問順位3番南千晴議員の一般質問を許可いたします。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君登壇〕

○12番（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。12番南千晴でございます。

通告に沿って質問をさせていただきます。

まず最初に、生命（いのち）の安全教育の推進について伺います。

政府は、令和2年6月に、性犯罪・性暴力対策の強化の方針を決定し、今年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間としております。この強化の方針を踏まえ、文部科学省と内閣府が連携をし、子どもたちが性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、全国の学校において生命（いのち）の安全教育を推進するとして、教材や指導の手引きを公表しております。

令和3年度、令和4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにするという方針も出ておりますし、ほかには、令和3年、令和4年にはモデル事業を実施し、令和5年度に全国の小中学校の各学校において、地域の実情に応じた教育を実施していくと書かれております。

全国的には来年度からなのかなと感じているところではありますけれども、本村の幼稚園、小学校、中学校における生命（いのち）の安全教育の推進について、現況ではどのようなになっているのか、まずお聞きします。

以下、自席に戻り、質問を続けさせていただきます。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 生命（いのち）の安全教育の推進について、現状どのようなになっているかということのご質問でした。

子どもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、全国の学校において生命（いのち）の安全教育を推進することが文部科学省と内閣府の連携による方針として示されているところです。

学校、幼稚園におきましては、安全教育指導計画を作成しまして、当該年度の安全教育について、

計画的、組織的に対応しているところです。

具体的な例を申しますと、性に関する教育については、発達の段階に応じて指導を行ってきております。幼稚園におきましては、絵本教材を用いた読み聞かせ、トイレ使用時やプール使用時の着替えの際等を通じて、具体的に扱っているところです。

また、小中学校におきましては、体育の保健領域、保健分野の中で、体の発達や発育について理解すること、心身の機能の発達と心の健康について理解することとして扱っております。また、道徳の時間を中心に、全教育活動を通じて、個人や生命を尊重すること、自他を尊重して他者と関わることについて扱っております。

こども園、保育園についても、住民生活課を通じ、考えを共有して進めているところでございます。以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 計画を策定して、幼稚園、小中学校で取り組んでくださっているということが分かりました。

文部科学省が公表しております生命（いのち）の安全教育の手引きを見ますと、幼児期から小学校、中学校、高校、大学等まで、発達段階に応じて作成をされております。先ほどもおっしゃってありましたけれども、幼児期の狙いの概要には、幼児の発達段階に応じて、自分と相手の体を大切にできるようになっていくと書かれております。やはり、幼児期から自分や相手の体を大切にできるようにするという事は、本当に大切なことだと私も考えております。

幼稚園の状況等もお伺いしましたが、本村の保育園やこども園ではどのような状況なのか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほど、足達局長のほうからも少しお答えをさせていただいたところですが、保育園、こども園ではなかなか、性犯罪・性暴力というふうな形での教育ということはまだ行われていないということなんです、自分の身を守る教育としまして、よく言う犯罪標語の「いかのおすし」というものを活用した教育を常に行っているというふうには伺っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） こども園、保育園の状況が分かりました。

先日、本村の人権教育推進協議会が開催されまして、議会のほうも文教厚生常任委員会の委員が出席をさせていただいたんですけれども、本村ではそういう人権教育に、小中学校、幼稚園、こども園、

保育園と、本当に村を挙げて取り組んでくださってきております。非常にもう周りの方、講師の先生からも言われましたけれども、こんなに一生懸命やっている地域というのはなかなかないということでお話をいただいたところでもありますけれども、やはり子どもたちが性暴力の被害者にも加害者にもさせないためには、この生命（いのち）の安全教育というものが非常に重要でありまして、やはり人権教育と同じように、また、今取り組んでいる人権教育をベースとして、やはり村全体として取り組んでいっていただきたいと思っているんですけれども、今後についてはどのように考えているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 内閣府の性犯罪・性暴力対策の強化の方針、そして、文部科学省の性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定を受けまして、生命（いのち）の安全教育について、引き続き強化しながら推進していくと、図っていくと、そのように考えております。

発達の段階に応じてということで、指導の手引きの中で、今、議員おっしゃったように、発達の段階に応じて具体的な例ということで示されております。

幼稚園におきましては、引き続き読み聞かせや園児の生活全般、特にトイレやプールでの着替えの際、これは手引きによりますと、水着で隠れているところは自分だけの大事なところだからだよというようなことで示されています。このようなことを具体的に示しながら、機会を捉えて指導するように、教育委員会から働きかけていきたいというふうに考えております。

また、小中学校では、先ほど申しましたように、体育、保健体育の保健の学習の中で位置づけがあります。また、道徳の時間の中核に、全教育活動を通じて指導・啓発を進めていくということがとても大事なことかなというふうに考えております。

扱う内容につきましては、文部科学省の生命（いのち）の安全教育指導の手引きを参考に、発達の段階に応じて適切に設定するよう、校長、園長会議等の場面を通じながら、また、様々な指導の機会を通じながら具体的に指導していきたいというふうに考えております。

また、性に関する内容については、大変デリケートな内容でありますので、プライバシーや性の多様性への配慮、性への関心の助長への注意が必要なことについて、これは住民生活課とも連携しつつ、各学校・園に指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 住民生活課とも連携しつつというお話いただいたんですけれども、未就学児が幼稚園だったり、こども園だったり、保育園だったりと行っておりますけれども、村立のほとんどの子どもたちが村立の同じ小学校に上がるということもありますので、そこで、この生命（いのち）

の安全教育に関して、何ていうんですかね、違いといいますか、それぞれ特色があつたりしながら進めてきてはいるとは思うんですけれども、基本的なやっぱり大事なところは情報を共有したりしながら取り組んでいていただきたいと思いますので、ぜひ横の連携を取っていただいて、取り組んでいただければと思っております。

その横の連携についてということで、次の質問なんですけれども、幼児教育における村長部局、これは、保育所、こども園と、教育委員会というのは幼稚園等と考えていただければと思いますが、その連携について質問をしてみたいです。

まず、国において、就学前の子どもたちに関わる政策は、現在、幼稚園は文部科学省、こども園は内閣府、保育園は厚生労働省と関係の省庁が違っていています。いわゆる縦割り行政というものなんですけれども、現在は、村では、保育所、こども園は住民生活課が担当し、幼稚園、小中学校は教育委員会となっております。

現状、この幼児教育等における村長部局と教育委員会との連携というのがしっかり取れているのか、現状を伺います。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 連携についてのご質問でございました。

現在、村の保育園・こども園長、それから幼稚園長の連携した取組としましては、先ほど南議員のご質問の中でもありましたが、村の人権教育を推進する村人権教育推進協議会や、児童虐待対策について協議をする村要保護児童対策協議会、そのほか、村長の諮問に応じて調査、審議を行う子ども・子育て会議など、子どもや子育てに関係する組織の構成員として各園の園長には参加をいただいているほか、必要に応じて当課と教育委員会事務局が仲介をしながら、情報の伝達等を行い、連携を図っているところでございます。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 課長より説明いただきました。

新年度からこども家庭庁が創設されるということで、ただ、こども園と保育園、こども家庭庁の管轄なんですけれども、幼稚園はやはり文部科学省ということで、この幼保一元化というのがまだできていない状況になるかと思えます。

村も同じような行政の部署というか、部局で割っているわけなんですけれども、他の市町村では、これらを同じ部局で扱っている場合もありますし、逆に同じ担当者がいるというようなお話も聞いております。

先ほどの人権教育だったり、生命（いのち）の安全教育だったり、そういったものをしっかり村として進めていくためには、横の連携は重要だと思っておりますし、今後、民設民営の保育園の開設も

予定されておりますので、就学前の幼児教育等、全般ですね、やはり村長部局と教育委員会がしっかりと連携をしていく必要があると思うんですけれども、今後、村はどのようにそのあたりを考えているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 同じ年代の子どもたちが、村内の保育園やこども園、幼稚園に、いろいろなところに通って保育や教育を受けていると。そういったところで、より連携が取られたほうがよろしいんじゃないかというようなご質問かと思います。

これにつきましては、村内の保育園、こども園の園長や村立幼稚園の園長、それから教育委員会事務局からの意見をよく拝聴しまして、各園の園長が一堂に会して、意見や情報交換できるような機会を設けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） そういった場所を考えてくださっているということですので、ぜひしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

続きまして、公園・遊具のインクルーシブ化について伺います。

まず、現状ということで伺っていききたいと思います。公園や遊具のインクルーシブ化ということですが、これは障害の有無や国籍などにかかわらず、公園を訪れる誰もが、あらゆる子どもたちが一緒に遊べる公園、一緒に遊べる遊具のことです。子どもたちの遊び場や遊具にも、いわゆるユニバーサルデザインが取り入れられているか、それがインクルーシブ公園の特徴であります。

これまで、議会におきまして、私のほうでも、ふるさと公園におけるトイレの充実、また、ベビーカー等での利用しやすい環境整備など、誰でも利用しやすいように公園を整備していただきたいということで取上げさせていただいてきておりました。

授乳やおむつ替えについては、機能スペースで今、臨時的といいますか、利用できるようにはなっているんですけれども、やはりまだ十分ではない状況であります。なかなか予算がつかず、進展が見られていない状況が続いているんですけれども、しっかりとそのあたりを検討していただいているのか、現状を伺います。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ご質問のありましたふるさと公園でございますが、こちらの公園につきましては、先ほど議員さんのおっしゃるように、上野幹線を挟んで、東側と西側に公園が整備されて、最初の公園整備が昭和63年から行われております。その後、複数年をかけて現在のような公園

の配置になっておりました。

当初の整備においては、社会情勢等もございますが、現在ほどバリアフリー等の考察等を行われておらず、整備についてもバリアフリー化ということで進められていなかったかと思われます。

その後の整備につきましては、西側の公園については、新たに設置された公園については、多目的トイレということで一部バリアフリー、または障害者の方等の利用にも配慮するような配置となっております。

また、西側に整備されております複合の遊具につきましても、バリアフリー等の観点からのものではないといったところもございますので、様々なご意見等をいただきながら、公園の今後の整備に参考とさせていただきます、進めたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 今後についてもお答えいただいて、ありがとうございます。

もう30年以上、ふるさと公園たっておりますし、老朽化も進んできております。当時の状況と、また今の状況も変わってきておりますし、それでもやはり天気がいい土日には、子どもたちが村内、村外問わず出かけてくださっている状況もありますので、しっかりと誰もが遊べる公園ということを考えた上で、今後の整備も進めていっていただきたいと思っておりますけれども、何か具体的に、今後の整備について決まっていることとか予定していることなどがございましたら、お答えいただけますか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 先ほどもご質問の内容にちょっと触れさせていただきましたが、現在整備されているものは、当初からの整備において、バリアフリーとか現在の社会情勢にマッチしていなかった部分、少し利用勝手の悪い部分等もございますので、そういった部分の改修等を検討させていただき、予算等を今後要求させていただきながら、その中で新たな公園の整備等に生かしていければと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） よろしくお願いたします。

また、ふるさと公園以外にも、村内には、村が管理をしている公園がありますけれども、そちらの公園についても、やはり改修だったり、遊具を替えたりするときには、インクルーシブ化という観点から考えていただきたいと思っておりますけれども、そのあたり、ほかの公園についてはどのように今後考えているのかお伺いたします。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 村には、街区公園等の都市公園が10か所、ちびっこ広場が12か所、農村公園等のその他公園が12か所、計34か所の公園広場を設置しております。これは誰もが気軽に利用できる憩いの場として利用されている公園でございます。

遊具については、オーソドックスなブランコや鉄棒、滑り台などでございますが、役場の上のふれあい公園などは、毎日のように、ささえの家の子が散歩のたびにブランコや滑り台を、ほかの小さなお子さんたちと一緒に使ってくれている姿をよく目にしております。

今後、遊具の更新など計画する場合には、公園の利用状況、また遊具の利用頻度等を調査した上で、ふれあい広場など幾つかの公園をピックアップして、利用者の様々なニーズを踏まえたユニバーサルデザインの公園づくりを調査研究し、それによってインクルーシブ化、インクルーシブな社会づくりへとつながっていければと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 県内でも最近目にするのが、ブランコが幾つかありますと、1つ支えというか、小さい子から障害があるお子さんまで使える籠みたいになっているブランコを本当にここ近年見始めるようになりまして、やはり整備したり更新するときにしっかりその辺を考えていっていただいて、よく前回と同じものをつければいいというものではなくて、しっかりとそこを村のほうで考えていただいて、どういったものを新たに整備するかというのを考えていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成について伺います。

まず、带状疱疹に関しましては、現在80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。世代にかかわらず、私も、発症したお話や、痛みが本当に大変だったというお話を身近で聞いているわけでありまして、この带状疱疹について、まずどういったものなのか、村の認識をお聞かせください。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 带状疱疹についてということでございますが、带状疱疹は、体の片側の一部にピリピリとした痛みが現れ、その部分に水ぶくれを伴う赤い発疹が出現する病気でございます。過労やストレス、加齢などにより、免疫力が低下したときに発症しやすく、議員がおっしゃったように80歳までに3人に1人が発症するといわれ、特に50歳代から発症しやすくなるとも言われております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 带状疱疹を予防するためには、もちろん十分な休息とか免疫力の維持というのが大切だと思うんですけども、規則正しい生活。ただ、ワクチンというものがあるということで聞いております。

ただ、この带状疱疹のワクチンは任意接種ということになっているということではありますが、どのような種類があって、費用等がどうなっているのか、現状についてお答えください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 带状疱疹のワクチンですが、ワクチンには2種類ありまして、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類でございます。接種料金は、医療機関によって異なるため、平均的な金額で申し上げますと、生ワクチンはおおむね8,000円ということで、1回接種することになります。不活化ワクチンは2回接種することになりますが、接種料金はおおむね2万円程度ということで、2回受けていただくと4万円以上かかるというふうに言われております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） ワクチンが2種類あるということで説明をいただきました。

2つのワクチン、課長がおっしゃってくださったように、回数も違いますし、予防効果等についても研究等で違いが出ているということと、また、免疫の抑制剤を使っている方とかに投与できるかできないかとか、それもワクチンによって違っているというようなことであります。

全国では、幾つかの市町村で、この带状疱疹ワクチンの接種費用、先ほどもお話しありましたけれども、生ワクチンは1回8,000円程度、でまた、2回打つ不活化ワクチンのほうは2万円程度というお話でありますけれども、助成を行っているところありますけれども、県内や近隣での状況はどうなっているのか、分かる範囲でお答えください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 県内で実施しているところということですが、現在、私のほうで承知している範囲ですが、3か所というふうに伺っています。近隣では、渋川市が実施をしております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 県内でもまだ3か所ということで少ない状況ではありますけれども、これまで本村は、任意接種のワクチンに関しましては、先行して補助を、村長が決断をしてやってきてくださっている経緯もありまして、村民の方からも、今回のこの带状疱疹のワクチンに関しまして助成

してもらいたいという、期待する声が上がっております。

ぜひ村のほうでも実施していただきたいと考えておりますけれども、村で行う考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど来、課長のほうからいろいろの説明がありました。

特にこの带状疱疹については、50歳以上が多いというようなことも聞かせてもらいました。そういうことから考えると、役場の職員も何人かかかっていますので、経験しておりますので、それらを現物を見てみると、大変だなと、私も思いました。

できれば、できればというのか、来年度、令和5年度から、このワクチンの接種についてこれを一部補助するというのでやっていきたいと思えます。これには議会のご理解もお願いをしたいと。急に今言わせてもらったので、来年度出します、私のほうから。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 村長のほうから、来年度より実施するというのでお答えいただきました。ありがとうございます。

この带状疱疹ワクチン、任意接種でありますので、個人の判断で接種をするということになりますし、やはり来年度から実施するということになりましたら、このワクチン自体の情報だったり、副反応のことも含めて、しっかりと情報提供も併せて村のほうでしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

続きまして、講座や教室等の参加時の託児について伺います。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、村の行事等が中止されたり、村内施設を活用したそういった講座、教室も中止となっていた時期もありましたけれども、人数制限等、感染対策を行いながら、村民を対象に、教室や講座も徐々に開かれてきております。

回覧板等の案内を見ますと、中には、託児がありますよと、この講座、託児ありますので事前に連絡くださいと記入してあるものもありますし、託児に関しては、特に案内がされていないというものもあるんですけども、この講座とか教室の託児について、あるものとなないものに関して、どういう観点といいますか、基準というか考えがあつてそのようになっているのか、まず現状をお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 保健相談センターで実施しております健康教室の中で、若年者向けの教室ですかね。内容やターゲットを検討する中で、若年者向けの教室に関しては、希望がある場

合は、保育士による託児を実施をしております。

学習センターや公民館、南部コミセン等で実施する教室や講座では、現在、託児は行っていないということでございます。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 現状について伺いました。

村民の方より、せっかく村の開いてくださる教室とか講座が非常に興味があったり、いい先生の講演なのでぜひ聞きたいと思っても、やはり小さい子どもがいるとなかなか参加しづらい、参加できないといった声が上がっております。

皆さん、その声を上げてくださっている方は、村の講座や教室が、内容がかなり各課等で調整していただいて、興味がある、本当にいい講座、いい教室だから参加したいと思ってくださっているんですけども、子どもが預けられないということが課題で、参加できないという状況であります。

せっかくの本当に機会で、参加できないというので非常に残念だということでもありますけれども、やはりぜひ村主催の教室、講座では、全部にとというのは非常に難しいかもしれないんですけども、可能な限り、やはり託児も実施していただいて、幅広い村民の方に参加していただけるように取り組んでいってほしいと考えているんですけども、今後の託児について、そのあたりも含めて考えていただけるのか、村の考えをお聞かせください。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 保育士の確保の課題もありますので、全ての講座にというところは難しいということになりますが、村民の方からの声ということで、要望として承りました。

村や教育委員会主催の事業を企画する際には、参考とさせていただきたいと思えます。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 課題もあるということでもありますけれども、やはり多くの方に参加していただけるように、託児もそうですけれども、時間帯の設定だったり、曜日等も含めて検討していただいて、なるべく多くの方に参加していただくような講座、教室にしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、学校給食のおはしセットについて伺います。

現在、村の学校給食では、お箸セットを持参しておりますけれども、私も実際にお箸セットを持って小学校に通っていたので、それについて疑問に思ったことはなかったんですが、これ、市町村によって違いがあるということで、村外から来た村民の方からお話がありました。

まず、村のお箸セットについて、現状、どういう取扱いといたしますか、決まりというか、なってい

るのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 給食で使う箸等につきましては、現状、家庭で準備をしていただきまして、毎日持参するようにお願いをしている状況です。

小学校の入学説明会の中で、入学に向けた準備物物品の1つとして保護者に依頼をしております、ただ、特定の箸セット等を指定しているというわけではなくて、ご家庭で準備していただいたもの、そういうものをご持参いただければということでお願いをしております。

その中の1つに、学校給食センターで扱っています箸セットというものをご紹介はしております。お箸、フォーク、スプーンをセットにしたお箸セットで、サイズは2サイズで販売しております。小学校の新入学児童保護者説明会で説明をしているということになります。

なお、現状では、やっぱりお箸セットを使っているという子どもは多いようです。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） お箸セットを使っている子どもというのは、村、センターのほうが紹介しているものが多いということによろしいですか。

はい。

先ほども、地域によって違いがあるということでもありますけれども、近隣の市町村等の状況がどうなっているのか、分かる範囲でお答えください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 近隣の市町村ですが、こちらのほうで承知している範囲ではありますけれども、お箸セット等をご家庭で準備していただいて持参をするということになっている市町村ですが、前橋市、高崎市、伊勢崎市、桐生市、吉岡町となっているようです。

また、給食センター等で用意して一括で提供しているのは、近隣でいうと渋川市ということで聞いております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 群馬県といますか、近隣の状況では、お箸セットを持参しているところが多いということでもあります。

現在の、今の給食センターでは、そもそもお箸セットを洗浄できる機材とか、そのスペースという

ものがないということでお聞きしていますけれども、あの給食センターができる前の給食センターのときは、お箸とスプーンとフォークが銀色の籠に入れられて、お箸セット持参ではなかったんですけども、今の給食センターになってから、このお箸セットを持参するように村はなつたと私の中では記憶をしています。

新しく今度、防災中枢機能施設が建設され、学校給食センターも新しくなるわけでありましてけれども、その際にこのお箸セットの取扱いについて検討されたのか、また検討をしているのか教えてください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 新たな学校給食センターのこの建設のタイミングということで、学校給食センターでどのような機械等を入れ、どのような機能を持たせるかということについて検討をしてみました。

学校給食センターで購入予定の食器等の洗浄用設備ですけれども、これには箸等を洗浄することは可能だという、そういうものを購入予定ではあります。

一方で、アレルギーの対応ですとか、それから防災時の対応ということで様々な機能、それから日常的には1,500食の給食を安定供給すると、そういうことで、機能等について十分吟味をしまして、箸等の提供につきましては、個人持ちの箸等を学校給食センター等で一括管理というふうにすることについては、費用面、衛生面、アレルギー対応等を考慮してちょっと難しいだろうということで結論に至っております。現状どおり、各ご家庭からの持参をお願いしたいというふうに考えております。

理由としまして、洗浄、乾燥、保管のための新たな工程管理がどうしても必要になるということがあります。また、現在の工程に新たにそれを加える場合に、調理員の増員が見込まれると、必要となるということが考えられるということがあります。

また、箸等の経年劣化、それに対応するために、定期的に箸等については購入をしていかなければならないという、そういう費用面の問題もありました。

また、衛生的な保管管理のために、どうしても洗浄のほうは設備で対応ができるんですが、衛生的に保管するというののために新たな備品購入というのが伴うと。

これらの理由によりまして、現状どおりの対応で進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 村のほうでも検討して下さったということで説明いただきました。

お箸セットについては、保護者の方からも様々なご意見をいただいております。以前から、学校のアンケートにお箸セットをなくしてほしいと要望を書いているんですけども、なかなかならないんだ

というお声もありますし、榛東村は相馬原駐屯地があって、転入転出が多いということで、そのときに、今まで使っていなかったところから来た場合は買わなければいけない、でもまたすぐ、ずっとそこにいるかという転出される方もいますので、やはり保護者にとっては負担になっているようなお声があります。

特に、子どもが多い家庭、お子さんが、兄弟が多い家庭等も非常に大変だという、毎日大変だとおっしゃっているところでもありますけれども、先ほどのお話も分かるんですけれども、お箸セットに関しましてどうするのかというのは、やはり学校とかではなくて、村としてどこまで整備をするか。子育て支援にも関わるかもしれないとは思っているんですけれども、お箸セットに関しましても、今、特にこれを使いなさいという指定はないということではありますが、このお箸セット自体を貸与という形で、無償で自治体が子どもたちに提供しているところもありますので、せっかくこの学校給食センターが新しくなるという機会ですので、やはりそこも含めて、もう一度実情と状況を考えて検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 各ご家庭の状況、そして、転出転入で短期間、榛東村のほうに滞在、住まわれるご家庭がある、そのようなご事情もお聞きしました。

また、一方で、これは、箸等の一括管理を予定していた県内の学校給食センターで、アレルギーや新型コロナウイルス感染症を心配する保護者の要望から、自前の箸で対応することへと予定を変更した、そんなところもあるというふうなお話もお聞きしました。

なかなか難しい問題だなというふうにも考えております。家庭の状況や考え方等につきましては、またそれぞれのご事情につきましても様々です。箸等の扱いにつきましては、そういうことも踏まえて、特定の箸セットは指定しないということ、それで各ご家庭でご準備、管理をお願いできればというふうに考えております。

小学校の入学説明会の際に、または転入生の受入れのときに、その際にこのことについてきちんと説明を行いまして、必ずしも給食センターで扱っている箸セットを買わなければならないんだよということではなくて、今ご家庭でお持ちの物ですとか、安価なものですとか、そういうもので構いませんということを丁寧にお伝えしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 事務局長がおっしゃるように、保護者の中にもいろいろな考えがある方がいらっしゃるということは、私も承知をしているところであります。

ただ、せっかく建て替えるというときに、きちんと村はこれも考えたんだよと、検討して今のこう

いう形にしたんだよということを住民のほうにしっかりと説明をしていただいて、納得していただく、それが一番大事かなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

これまで、今日の質問でも子どもの関係、子ども政策について質問してきたんですけども、真塩村長は、子どもを育てるなら榛東村と、様々な政策や事業や行政サービスに取り組んでくださいました。保護者の視点での子育て支援という形で捉えられたり、思われたりすることもあるとは思いますが、村長は、非常に子どもの視点や子どもの立場に立って考えをしてくださる方で、必ずその政策だったり、村がこうするよというときには、そういった村長の思いがあつてのこれまでの判断をしてくださりました。村長だからできたことだと私も思っておりますし、今政府がこども家庭庁ということで、こどもまんなか社会の実現ということでやっていくということで打ち出しておりますけれども、やはり榛東村にとっても、このこどもまんなか社会という考えをするには、やはり村長の力が必要ではないかなと私は思っております。

これからも子どもの立場に立ったむらづくりをぜひ進めていっていただきたいと私は思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、12番南千晴議員の一般質問を終了いたします。

中島議員に申し上げます。

以前も申し上げたんですが、一般質問も議題でございます。会議規則のほうにも第101条に、会議中は参考のためにするもののほか、新聞又は書籍の類を閲読してはならないという規定がございます。職員も一生懸命答弁しておりますので、人の話も聞くのも議員の仕事だと思いますので、以前注意したにもかかわらず、またやっているということで、厳重に注意いたします。

よろしく願いいたします。

これで、暫時休憩をいたします。再開を10時40分といたします。

午前10時18分休憩

午前10時40分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位4番齊藤将史議員の一般質問を許可いたします。

1番齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君登壇〕

○1番（齊藤将史君） 皆さん、こんにちは。

榛東村の地下に新幹線の駅を造りたいと豪語している齊藤将史です。

今日の私の質問のテーマは、現在、パンデミックや、あるいは世界情勢を見たときに、ロシア・ウクライナ戦争、ここに来て、アメリカの政策金利の引上げ、これらによる経済的な、まあ、今のとこ

ろは軽微といえは軽微ですが、今後の情勢を考えた場合に、経済的な混乱が引き続き続いていくというふうに見込まれておりますので、これを加味しながら質問をしていきたいというふうなことで、今回のテーマを設定をいたしました。

では、自席に戻っての前に、1番目の質問。

給食費の価格変更基準、指標あるいは規則等があるのであれば、それについてお答えください。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 榛東村学校給食費の額等につきましては、榛東村学校給食センターの組織及び運営に関する規則により規定をしております。

献立については、栄養士が中心となりまして、その規則を踏まえて、1人1回当たりの予定使用量を踏まえ、使用する物資の種類や量、調理と既製品購入との組合せを工夫しまして、予定額の中で賄えるよう調整を図っているところです。

物価上昇に対する価格変更の基準となる指標等につきましては、ございません。物価上昇が著しく学校給食の安定供給に支障が生じる場合には、物品の年間必要量から必要額を算出して根拠としつつ、周辺市町村の状況や家庭の状況等を総合的に考えまして、価格変更を選択肢の1つとして考えていくことになると考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 冒頭で申し上げたように、今後、経済情勢はかなり激変していくような状況になっています。それで、皆さんも、聞いたことはある言葉だとは思いますが、産官学で、それプラス日本国民全て。今この産業界、国、政府、日銀も含め、それプラス国民と学会、この4者、四位一体ともいうべき組織団体が今かなり努力をしているような状態です。それは、小さなことから大きなことまで含めて、その積み重ねによって今の日本の経済状態が保たれているというふうにも過言ではないと思います。

そこで、今回の経済情勢が変わっていく、今後変わっていくだろうと想定できる状態の中で、地方自治体はどの程度今まで努力を重ね、今後、情勢が変わった場合にどのような準備をして、気構えを持って対応していくか。そういうことも含めて、質問を続けていきたいと思っております。

2番目です。

給食に使用される食材の調達方法及び食材価格の変動に対するセーフティーネットについて。

これは、購入方法はここの括弧の中に書かれてはおりますけれども、スポット価格購入ですとか、長期契約による定額購入、いろいろな手法があります。そのような知恵を使いながら努力を、小さな努力、大きな努力を今後どのように続けていくのか。給食をどのように維持していくのかということ

でお答えください。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 今、議員がおっしゃるように、安定した給食の供給ということについてとても重要に考えております。

物資購入につきましては、榛東村学校給食センター物資購入規程によって行っております。指定申請を行いました給食物資納入業者のうち、基準を満たした者について、教育長が指定業者として2年の期間で指定するという事になっております。

指定業者は、品目別に原則として複数業者を指定をしております。適正価格による購入、安全性やアレルギー食材への対応、指定業者の事故等により物資納入が困難となる場合等への備えというふうにしております。

なお、購入は、原則として、品目別にいろいろなやり方がありまして、まず、原則として毎月、その翌月分の予定購入物資の見本品と見積書を提出をさせまして、見積り合わせにより行う、そういう購入の物もございます。

調味料等につきましては、学期ごとに見積書を提出させまして、アレルギー成分等を考慮した上で、見積り合わせにより行っております。

野菜、果物等につきましては、地場産品等は除きまして、前月にその翌月分を発注しております。

パン、ご飯、麺といった主食物資は、公益財団法人群馬県学校給食会から購入をしております。この売渡価格につきましては、群馬県学校給食用基本物資価格会議の同意を受けた価格でありまして、その価格の改定につきましては、年間、年に一度ということが基本になっておりますが、米については、年度当初と新米に変わるタイミングの年間2回というふうになっております。

以上のような状況です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 先ほどの、南議員の質問の内容にもありましたけれども、箸の話ですね。給食センターの作業効率を上げるとか、あるいは経費削減、ある意味における経費削減ということも含まれているような話を聞いていて、何となく小さな努力、あるいは大きな努力とも言うべきものなのかもしれませんけれども、そういったものの積み重ね。こういうことで、今後も行政サービスを引き続きやってもらいたいというふうに思っています。

では、次に、現在の世界や日本の経済状況の時事。教材の中で、新聞あるいはニュース、そういったスポット的な時事問題、時事の出来事、そういったことを取り上げて、教材として扱うことに関してどのように考えているか。

回答を。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） この今のような状況に対して、これから未来を担う子どもたちに対して、教育を行うことの重要性についておっしゃっていただいたんだというふうに解釈をしております。

教材として取り上げるということなんですから、まず、基本的な考えとしましては、学習指導要領を踏まえた上で設定した学校運営経営方針にのっとりまして、教育課程を編成をします。教科等の学習については、それを年間指導計画として具体化して設定することで、組織的で計画的に学習を展開しているという状況です。

その中で扱う教材につきましては、教科用図書を主たる教材として活用しておりますが、諸活動の目的、活動方法等と関連させまして、教育的効果を考え、教員の裁量で時事に関する教材を選択することもあります。

なお、この内容につきましては、今まに行われていることでもありますので、扱いについては様々な影響を考慮して慎重に行う必要があるというふうに考えておりますし、そのような指導を行っているところです。

例えば、今ご指摘のありました物価に関わるようなことでありますと、小学校5年生の社会科の我が国の農業や水産業における食料生産、これについて扱う学習の中で、または、中学校社会科の公民分野の学習等で資料として活用することが考えられます。また、児童生徒が自ら捉えた身近な課題等について探求をする総合的な学習の時間ですとか、朝や帰りの会の短学活等で、学級担任や教科担任等が、経済状況とは特化はしないかもしれませんが、世界の状況を児童生徒への話題として取り上げると、このようなことも考えられます。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 回答の内容にもありましたように、時事を取り扱うというのは、ある意味慎重に行わなければいけないという内容のこともあります。デジタルリテラシーですとか、メディアリテラシーとかというふうな表現で言われる。正しく報道された内容、情報を受け取っていくという、そういう観点からも子どもたちに対して、デマやあるいはその報道、間違った内容の報道、そういったものを見分ける力。そういったことも観点として、教育の内容に加えてもらえれば、今後の日本も安泰かなというふうには思います。榛東村も安泰です。

では、続きまして、こども家庭庁と教育委員会との関係。

こども家庭庁が縦割り行政を打破するというようなことで国のほうではやっていましたが、結局は、さっき教育委員会のほうから、あるいは住民生活課長のほうから回答がありましたけれども、それが

いまいちうまくいくのかいかないのかというのが、現状分からないような状態となっています。

そういう中において、こども家庭庁と教育委員会との関係や関わり、加えて国や県からの指針や通達、今現在における指針や通達、これについて回答を。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） こども家庭庁が令和5年4月1日に創設をされます。それに当たっての国からの通達等ということで、それについて、どのように変化があるのかというようなことでのご質問ということでお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの南議員のご質問の中でもお話しをされておりましたが、現在は、子どもに関する政策や事業が様々な省庁で取り組まれております。一部を申し上げますと、少子化対策や子どもの貧困対策、児童手当などは内閣府が担当しております。また、児童虐待対策、ひとり親家庭支援、母子保健などは厚生労働省が担当、そして、義務教育や学校でのいじめ対策などは文部科学省が担当というふうに分かれております。

これまで、別々の省庁で担当してきた事業のうち、教育に係る分野を除いた全てを、今度、こども家庭庁が担当することとなり、今まで別々にいた司令塔が一本化されるというようなイメージでありますので、私たち地方自治体が担っている業務、それから事務につきましては、直ちに特別な変化はないというふうに考えております。

また、こども家庭庁が創設された後も、子どもにとって必要不可欠な教育につきましては、文部科学省の下で充実を図り、こども家庭庁と文部科学省が密接に連絡をしていくとしておりますので、村長部局と教育委員会が連携して取り組んでいく姿勢につきましても、これまでと変わらないものと考えております。

ただし、こども家庭庁の創設と併せて、こども基本法の創設やこども大綱の策定なども行われますので、今後、創設される新たな制度や社会情勢の変化などについては、当然注視をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） これについては、いまだ、まだ難しい部分も内包していると思います。実働的に、実働部隊として、地方自治体、上がどうあれ、動いていかなければならない部分というのは必ずありますので、行政として引き続き、子どもたち、あるいは家庭、そういった人たち、子どもたちに目を向けるような形で、きめ細かな行政サービスを今後も引き続きやっていただきたいと、そのように考えています。

では、次、5番目ですね。

備品・消耗品・エネルギーコスト等の価格上昇に対する行政全般での取組について。

回答を。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 最近と申しますか、ここしばらく続いています。各報道におきましても、毎日のようにエネルギーをはじめ、食料品等、様々な分野で価格上昇の話をお聞きしております。

村でも特に、各施設におけますエネルギー、電気料、これにつきましては、価格上昇の影響が大きく、昨日議決いただきました一般会計補正予算におきましても、約1,000万円補正計上、補正増をさせていただき、補正計上させていただいた項目に対しまして、平均20%を増額させていただいたところがございます。

対応、それから取組、これについてですが、村も、各家庭、それから各事業者と変わることなく、第一義的には当該品目等の節約に努めることだと、このように考えております。

現在も、1階、2階の執務室を見ていただければ分かると思うんですが、照明を間引いて点灯するなどしております。小まめに点灯、消灯、これらも繰り返しております。

続いて、他の品目、分野を節約し、予算、お金を回したりいたします。それでもちょっと対応不可能な場合になっては、基金、家庭とかでいけば貯蓄ですかね、そういうもので対応することになると思います。

いつまでもこのような状況が続くかちょっと分かりませんが、節約等に努めながら、できる限り行政の質を落とすことがないように実施していきたいと、このように考えております。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 状況的には、今のところ日本は、それほど混乱もなく、安定しているというふうには世界からは見られています。

先ほども申したように、これは、四位一体の小さな努力、あるいは大きな努力の積み重ねによって保たれているような状態。

先ほども課長言っていました。今後の情勢は分かりません。状況的には、FRBの政策金利、9月の段階で0.75%上げましたけれども、その時点で、コメントの内容としては、年末までに1.2%前後ぐらいまでは上げるというようなコメントも出していました。

1回、つい最近、10月でしたか、0.75%上げ、11月か。ちょっとその辺のところは記憶が定かではないんですが、0.75%。追加で、年末までに、もしかしたら0.5%から0.75%、FRBは政策金利を上げる可能性があるという。というか、もう断言しているんだから、ある意味上げるんだらうというふうには考えています。

そういう状態の中で、日本の日銀は、政策金利を上げる素振りも見せていません。実際、今まで日本経済、デフレに苦しみ、経済成長も低成長で推移をずっと続けているというふうに世界からは見られていましたが、私個人的に、これはどうなのかなど。

例えば、国連の……

○議長（小山久利君） 齊藤議員、質問を行ってください。

○1番（齊藤将史君） 今、前段階なので、OECDの統計の内容としては、そういった結論が出るような統計が出ています。

それで、これは努力を重ねている日本、今まで努力を重ねた日本が現状を保っているというふうなことで、今後、行政が引き続きやっていかなければならないというふうに私は強く感じています。

ちょっと邪魔しないでもらえる、議長。

○議長（小山久利君） 邪魔じゃなくて、一般質問で、質問の場なんだから、持論を言うところじゃないので、その辺は気をつけてください。

○1番（齊藤将史君） だから、流れが切れちゃうから。いや、流れが切れるから。

○議長（小山久利君） 質問を行ってください。

○1番（齊藤将史君） いや、これ私の時間なんだから、これが。

○議長（小山久利君） 時間を自由に……

○1番（齊藤将史君） 今の時間の内容は、質問を……

○議長（小山久利君） 何を言ってもいい場ではございません。

○1番（齊藤将史君） じゃ、何、何……

○議長（小山久利君） 持論を展開する場でもございません。

○1番（齊藤将史君） あれはないでしょう、だから。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時6分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） では、質問を続けます。

そう、政府、日銀はいろいろ努力をし、民間企業についても、先ほども申したように、取引手法、あるいは批判を受けておりますけれども内部留保。現在、これらの内部留保等を吐き出しながら、物価上昇に対応する、あるいは自分の会社の社員、雇用を守っていく、このような努力をしています。これは、事実として現実ですから。

それで、科学分野においても、様々な新規技術、そういったもので作業効率、生産効率を上げてい

くというような状況になっています。

民間、我々、国民も、これはもったいないというふうなことを以前は言われていましたけれども、そのような感覚、日本人の感覚。それらによって、極力無駄を省いていく、そのような努力を続けています。

それで、次の質問に移りますが、公共工事、特に上下水道に関し、従来より耐久性の優れた製品が開発されてはおりますが、それを今後の工事資材に使用することへの考え、これについて回答を。

○議長（小山久利君） 富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 特に、上下水道の内容ということなので、私のほうからご質問に答弁をいたします。

村では、耐久性に優れた製品、工法を過去にも採用してまいりましたし、今後とも使用してまいる所存であります。

例えば、上水道の配水管で言えば、従来の硬質塩化ビニル管に対し、耐衝撃硬質塩化ビニル管などを使用し、耐久性、特に耐震性に力を入れております。

また、今後の老朽管更新では、熱融着ポリエチレン管やダクタイル鋳鉄管の耐震継ぎ手なども採用していきたいと考えております。初期投資はかかるかもしれませんが、その後のランニングコストも考えて採用していきたいと思っております。

同じく、下水道におきましても、30年前の下水道管はヒューム管、いわゆるコンクリート管が主流でありました。現在は、耐荷重に遜色はなく、管内面の腐食に強いとされている硬質塩化ビニル管に切り替わっております。

村では、今後とも耐久性に優れた製品を探し、経済性、施工性も考慮に入れまして、良いものは採用していくという所存であります。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 執行の皆さん、榛東村の職員の皆さんの努力、これは、これまでの質問の回答から垣間見れると、このような状況であると思います。

今、この回答を聞いて安心をいたしました。

引き続き、行政サービス、今以上の行政サービスを提供できるように努力を重ねていただきたいと、そのように考えています。

では、これにて、私の質問は終わりにいたします。

○議長（小山久利君） 以上で、1番齊藤将史議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時11分休憩

午後1時再開

○議長（小山久利君） 昼食前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位5番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

2番須田仁美議員。

〔2番 須田仁美君登壇〕

○2番（須田仁美君） 皆様、こんにちは。2番須田仁美でございます。

傍聴席の皆様におかれましても、議会をいつも見守りいただきありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

早速ですが、大問1、小・中学生の登下校時の安心・安全についての再考察はということで、一般質問を始めさせていただきます。

登下校中の子どもの犯罪被害は、全国で度々発生しています。上州くん安全・安心メールでも、県内各地の警察から女子児童・生徒への声かけ事案等、届きます。通学路の安全は、常に大人がいるわけでない分、心配も尽きません。いつも見守り活動してくださっている方々、安全子ども協力の家になっていただいている方々や事業者様、そして、何かあれば異常や危険がないかと各自見回りパトロールくださる先生方と教育委員会に、この場をお借りして感謝申し上げます。いつもありがとうございます。

たくさんの方々に見守られて、村内の子どもたちは大きな犯罪や事故に巻き込まれることもなく、元気に登下校できております。しかし、毎日の安全のための対策は常に再考察していかなければなりません。昨日の波多野議員の質問、前回の三俣議員の質問でも危惧されていましたが、学校近くは大人数で目も届きやすいですが、やはり特に下校時は、集団で帰っていても最後にはだんだんと人数が減り1人となりますし、空き家も犯罪の死角となりやすいでしょう。中学生においても部活動で帰宅も遅く、この時期は暗くなるのも早いので総合グラウンド等への行き来も心配です。そこまでの時間となると見守る目も減ってきてしまいます。

そこで、まず、もしもの時に助けを求められる家である、子ども安全協力の家について質問させていただきます。

駐在所の警察官の方とお話する機会があったときにお聞きしたのですが、登下校時、痴漢などの遭遇の率が高い高学年、高年齢になるにつれて、児童・生徒が子ども安全協力の家に助けを求めることをちゅうちょしてしまう傾向があるとのことでした。プレートがついているお家は知っている程度に制度は理解していても、利用にはつながらないかもしれません。度々利用への指導はされていますか。利用の際のマナー、注意点、どんなときに助けを求めるとかなど周知、指導はどの程度でしょうか。お答えをお願いします。

以後、自席にて通告書に従い、順次質問させていただきます。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 子どもの登下校中の安心・安全については、本当に毎日気を許せない、そういうものかなというふうに思っておりますし、地域の皆様の見守り、ご協力に本当にありがたいなというふうに感謝しているところです。

さて、子ども安全協力の家の活用についてのマナーや使い方等の指導ということですが、これにつきましては、年度当初、新学期始まって早い時期に交通安全教室等を行う中で、利活用の方法やマナー等について指導しております。また、小学校においては登校班の班長会議等もあります。その中で同じように利活用やマナー等について指導しております。

また、今後もこれについては継続をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。ぜひ、年度当初に限定せず、繰り返し徹底して定期的な細やかな指導をお願いいたします。

子ども安全協力の家は、平成9年から始まって25年ほどたつと思います。村民の方に今までご協力いただいてきたわけですが、事情により継続が難しくなることもあるかもしれません。一般家庭や商店、事業所などで子ども安全協力の家の事業に、新たに協力できる方の募集や登録されている方の定期的な確認はどうされていますか。お願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 子ども安全協力の家につきましては、榛東村青少年健全育成会が中心となりまして管理運営を進めておりまして、毎年地域からの推薦を得まして、これは区ごとになりますけれども、更新、選出を進めているところです。例年、青少年健全育成会が子ども安全協力の家を巡りまして、活動への協力依頼及び状況の確認を行ってきておりました。ただ、コロナ下になりまして、この2年間訪問を控えてきたというような経緯がございます。

今年度につきましては、協力依頼及び状況の確認を夏に既に終えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） やめる方、新しい方と差し引いて、登録数というのはどの程度に推移しているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） すみません、登録数につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

子どもたちの登下校の時間帯、外で遊んでいる時間帯に在宅しているということも実際に機能するためには重要です。近隣自治体では伊勢崎市がホームページで分かりやすい説明などを掲載し、常にホームページ上で募集もしています。1年の利用状況を集計し、自治体規模は違うんですけども、伊勢崎市ですと令和3年は2,536人の利用があったということです。トイレを借りる、水を飲ませてもらうが多数ではあるんですけども、危険回避のための利用や交通事故の際の助けを求めるとかの利用もあり、未然に犯罪も防げているようです。

榛東村でも広報やホームページ等で周知等していただき、新たに協力いただける方の募集と、トラブルなく利用しやすい整備環境をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、（2）登下校中の緊急の連絡手段や居場所確認としてのツールという視点からの携帯電話所持についてです。

9歳の女儿が塀の下敷きになってしまい、お亡くなりになった痛ましい事故、覚えていらっしゃる方も多いかもしいです。登校の真っ最中の7時58分に起きた大阪北部地震、その地震を機に、大人のいない登下校時、災害について多くの問題が浮き彫りになりました。マニュアルもなく、安否確認から引き渡しまでが大変であった学校や自治体が多かったようで、保護者からは「子どもの安全がすぐに分からず不安であった」「携帯電話を持たせていられていれば」と声がたくさん上がったとのことでした。

そのことを鑑みて、大阪府教育庁では災害時の連絡手段としての小・中学生の携帯電話の取扱いについてのガイドラインを定めました。登下校中の安全・安心のために、これまでの携帯電話の校内持込み禁止の方針を見直し、保護者が持たせたいときには登下校時に限り、子どもが携帯電話を所持できるよう、持込み禁止の方針から一部解除としたのです。携帯電話の所持は、保護者が子どもの安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能、災害発生時、連れ去りや痴漢などの犯罪に巻き込まれた、あるいは巻き込まれそうな際の緊急手段として、または犯罪の抑止力として活用するための利用とのこと。学校での電源を切る等、もちろん原則利用できなくして、登下校時も平常時の利用は禁止するなど、大阪府の取組を参考に、その他の自治体も付随してガイドラインを作っている経緯もあります。

本村では、現在は児童・生徒の携帯電話の取扱いについて、指導方針等はどうなっています

か。お願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 携帯電話等の取扱いにつきましては、令和2年7月31日付文部科学省の通知に、小・中学校においては、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であるから、学校への携帯電話の持込みについては原則禁止とすべきであると。例外的に持込みを認めることも考えられる個別の条件として、登下校時の児童の安全確保上必要となること、遠距離通学、公共交通機関を利用した通学等が例示されております。

また、学校または教育委員会として持込みを認める場合には、一定の条件の下で持込みを認めるべきであり、その条件や配慮として、携帯電話として、例えば、子ども向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話を想定していること、学校への持込みの許可を申請させること、校内での使用を禁止すること、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却するなど、学校での教育活動に支障がないようにすること。登下校時においてもマナー違反の増加等のトラブルが生じないように、家庭や地域と連携を図ること等が例示されております。

この通知を受けまして、村内の通学距離や方法、学校教育及び学校運営に及ぼす影響等を考慮しまして、特別な事情がある場合を除いて原則は許可をしていない状況です。今後、登下校時の防犯、防災の対応や指導につきまして一層の強化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 詳しくご説明ありがとうございます。

ICT機器の授業としての持ち帰りもだんだん増えてきているということで、児童・生徒の情報モラル教育も進んできていると思います。SNSなどネット上のいじめ、トラブル等、もしありましても、携帯電話の持込みを禁止していても、学校外で影を潜めて行われる可能性もあるかもしれません。貸与されたタブレットをインターネット等駆使して、子どもたちで情報を共有し、いろいろ使えたりもするようです。

ぜひ、児童会や生徒会活動など、子どもたちに自主的、対話的に情報モラルについて学んでもらうことから、いじめや犯罪被害につながらない情報モラル教育を徹底し、保護者へも、所持させている家庭ではフィルタリングなどの徹底管理や利用の細やかなルールづくりを繰り返しお願いしていただき、学校と保護者で連携し、低い年齢のうちから指導を行っていただきたいと思っております。

ICT機器の学校からの持ち出しも利用も始まっている中で、家庭のネット環境の調査だけでなく、スマートフォンを所持させている家庭でのフィルタリングやインターネットの利用上のルール、家庭で話し合われているかなどのヒアリングもしていただき、登下校時の緊急時の対応で携帯電話の所持

という考え方にも、禁止であるから声を上げていないということもあるので、ぜひそのニーズもヒアリングしていただきたいと思います。その上でリスク、ベネフィットも考慮しつつ、今後また時代に沿って、ご指導方針、考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、大問2、大切な学校教育の一環である学校給食についてです。

学校給食は、食べ物をいただくことへの感謝や食事を共にしたコミュニケーションを学ぶなど、たくさんの学びのある教育の一環です。

(1) 食品ロス削減のための取組と児童・生徒への啓発についてです。学校給食の食品ロス削減に、村ではどのような取組をしていますか。お答えください。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 2つあったかと思いますが。食品ロス削減のための取組と児童・生徒への啓発ということかと思いますが、まず1点目、取組につきましては、食品ロスの削減に向けまして、まず食材の発注段階で必要量に基づく無駄のない発注、そして調理ということを中心に心がけております。

そして、給食指導の際には、給食を取る前に、食べ切れる量を各自で調節するように指導するなどして、学級ごとに残菜を減らす工夫をしているところです。

また、献立の内容等を検討する献立部会におきましては、学校、園での子どもたちの食事の様子について聞き取りを行いまして、情報交換をしております。そして、毎日の残菜の量と照らし合わせながら、好みのメニューを増やしたり、味つけ、組み合わせを工夫したりして、献立に随時反映させていると、こういう状況です。

一方、啓発についてなんですけれども、学校給食だよりや献立の説明、掲示物、これらを行いまして、食文化や産地等の紹介、献立に関わるエピソードや栄養価等の情報を提供しまして、食育に努めているところです。

今後は食品ロス削減に向けた情報についても発信し、啓発に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。細やかな食品ロス削減に対しての取組をいただいているようで安心いたしました。

隣接する近隣自治体で高崎市の箕郷町では、学校給食食品ロス削減のモデル事業となっており、例えば調理のピーマンから切り方だけでも食品のロスが削減できる等、取組を様々なことをされていらっしゃると思います。村でも参考にさせていただけたらと思います。

食品ロスの啓発についても、掲示物や献立のエピソード等で細やかに生徒・児童に指導していただ

いているということで、今後も同様に取組のほうお願いいたします。

先日、文教厚生常任委員会で視察に伺った沼田市の学校給食センターでは、これから食べる給食を作っているところをリモートでモニターを見て、その後に給食をいただくというような授業をしたそうです。また、藤岡市では、生産者さん、おつきりこみの中のネギが入っている農家さんとリモートでどのように作られているかなどを学んで、その後に食べるというようなオンライン、リモートを使った取組も行われているようです。そのほかにも同じく藤岡市では、毎日の給食をインスタで写真を掲載をしたり、嬭恋村もホームページに、後ほど日にちがたってからではありますけれども、随時給食の写真とメニューをともにアップしたりしています。文字だけの献立表よりも視覚的で分かりやすく、保護者と食育の話、話題も進むかもしれません。

このような新たな大がかりな予算かからずに、いろんな取組が近隣でもされていますが、村での採用はどうでしょうか、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） ICTを活用した啓発だけではなく、給食について、食事についてどのような方が関わり、そしてどのように調理をされて、自分たちがそれを食べることができるのかと、そういう意味からも食育について研究を進めていきたいというふうに考えております。

安心等につきましても、ICT機器にかかわらず、紙ですとか、または授業の中で扱うなどの工夫も考えられますので、研究に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。今後も子どもたちへの食育のために取組のほう、調査、研究をお願いいたします。

（2）で給食の時間設定と配分は適切かということなんですけれども、残さず食べる、フードロスの削減にもつながることではあると思いますが、小学校で15分は確保されているというようなお話も聞きました。決まりの時間までには食べ終わらず、延ばして食べることもあると聞いております。中学校1年生には3年生と同じ量の提供がされるということで、小学校のときよりも多くなり、かなり早食いをしないと間に合わないという悲鳴もお聞きました。

全国的に決められている時間が短いというのもあるんでしょうけれども、村での給食時間の設定はほかの学校と比較して短いのか長いのか、どのように把握されていますでしょうか。もし、間に合っていないのであれば、お昼休みの延長の検討とかはされたことはありますか、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 給食の時間設定、配分等についてのことですけれども、特にほかの学校等と比較ということではなくて、給食時間だけに限らず、校時表、1日の時間の流れ等につきましては、必要な時間、授業時数を確保するために必要な年間時数を基礎にしまして、そのほかには休息、トイレ、学習準備の時間、友達と関わる休憩の時間、清掃時間等が無理無駄なく構成され、最大の教育的効果を発揮できるかを考慮しまして、各学校ごとに設定をしております、給食の時間設定は一律ではございません。学校によって多少の違いがあります。

発育の途上にある子どもたちにとっての食の重要性、これに鑑みまして、給食の時間は幼児、児童、生徒の実態を踏まえて設定をしているところです。また、給食の時間は準備や片づけをする時間と一体化しまして、給食の時間の後には清掃や休み時間を設定しておる、そういう学校が多いものですから、時間を弾力的に扱うことができるようになっています。

なお、校時表は毎年度見直しを図っておりますので、子どもたちの実態を見て、時間の変更が必要な場合にはそのことを踏まえての変更というふうにはなると思っています。今年度末にも幼児、児童、生徒の実態を踏まえ、校時表を設定していくことになっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 詳しいご説明ありがとうございます。

毎年、年次表の改定はあるということですので、児童・生徒の声も聞いていただき、調査をしていただき、ぜひよくゆっくりかんで食べるということが健康への第一でもあると思いますので、どうぞご検討よろしくお願ひいたします。

（3）黙食と共食についてということです。前回は取り上げさせていただいたんですけれども、今回は永岡文部科学大臣が11月中旬に、必ず黙食を求めているものではないという発表もあり、再度質問させていただくために通告書を出していました。

このたび、政府の新型コロナ対策の基本方針で、「飲食はなるべく少人数で、黙食を基本とする」などと明記していたものが、11月25日の変更で記述が削除されました。黙食の記述がなくなったことを受け文部科学省は、給食のときの過ごし方については席の配置や換気など適切な対策を行えば会話は可能だとする通知のほうを、都道府県教育委員会等へ発信されたところであると思います。改めて、黙食を求めているということを、文部科学省もマニュアルにはないということを念を押しした形となっております。

通告書に記載の共食ということについては、動物は食べることを目的としているので黙食ですけれども、人間だけの特徴で共食といえますか、楽しく食事を共にする、会話をしながらするというのが人間の醍醐味でもあります。政治の世界でも経済でも、食事やお酒の席で大事な事は決まるとも言われます。コロナ下の不登校の子が増えているということも、無気力や特に理由もないのに

不登校も増えているということです。黙食やマスクによる子どもたちのストレス、コミュニケーション不足も一因になっているのではないかと。気づかずに学校へ行く意欲も失っている子もいるのではないかと思います。

昔の思い出に、給食が一番の楽しみであった方、多いと思います。今、小学校3年生の子は、小学校生活半分もあと少しとなっているところ、入学してから一度も仲よく話しての給食を経験したことがないのです。ぜひ、政府の方針や教育委員会への通達から工夫していただき、会話をした給食の風景を学校に戻していただきたいと思います。地域や現状に合わせて、それぞれの自治体や学校の判断になるということです。例えば、受験を控えてのタイミング等、難しいときもあるかもしれませんが、今後ずっと黙食とするには失うものは大きいと思います。そのほかにも、マスクを外して機会、張り張りをつけるなどの発表もされています。

給食の黙食緩和に関して、文部科学省からの通知を踏まえたお考えはどうでしょうか。教育長、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 私のほうで答弁をさせていただきます。

給食のときに、大きな声で食事をするということは、そもそもマナー上ということでこれまでも指導の中では、マナーを守りながら食事をしましょうというふうな話をしてきたところですが、それにしてもこのコロナ下で、マスクを外しての食事ということで黙食ということで、子どもたちにとっては大きな声ということではなくても、楽しく共食するという機会が失われてきているということについては、本当に教育に携わる者としては心の痛い、そういう問題であります。

先ほど議員がおっしゃったように、文部科学省では通知が出されまして、それによりますと座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において児童・生徒等の間で会話を行うことも可能とした上で、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を検討することを求めています。

新型コロナウイルス感染症の感染防止については、ご存じのとおり、現在第8波とも言われる感染拡大局面で、さらなる感染拡大が憂慮される厳しい状況があります。さらに、今期は新型コロナウイルス感染症と併せて季節性インフルエンザの同時流行が懸念されているところです。幼稚園、小・中学校においては、発熱や風邪に似た症状等で欠席する児童・生徒もおりまして、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの流行につながらないか、引き続き注視し、感染防止対策に一層努める必要を感じているところです。学校生活の中で室内でマスクを外して飲食を行う給食は、準備から歯磨きまで本当に気を遣う場面の一つであると思います。

今後につきましては、感染状況を踏まえながら、幼稚園、小・中学校や地域の実情について、校長、園長会議で繰り返し協議をしまして、対応について考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。ご苦労も多いと思いますけれども、どうぞご検討よろしくお願ひいたします。

大問3、新型コロナワクチンについてです。

（1）ワクチン接種状況を鑑みた接種券の発行方法についてです。ワクチンの接種状況は、昨日、生方議員からのご質問から各年齢層の接種状況はお聞きしておりますので、今回、接種事業の進んでいる5歳から11歳の小児専用ファイザー製薬のワクチンについて、幅を狭めて接種状況をお伺ひいたします。お願ひいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 5歳から11歳のお子さんのワクチンの接種率ですが、11月28日現在で2回目を終了したお子さんは15.3%でございます。また、生後6か月から4歳のお子さんのワクチン接種については、11月28日から村は開始したところで、現在の接種としては0%ということになります。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。5歳から11歳の小児ワクチンでは2回目の接種率が15.3%とのことでした。

今回変更点とかで努力義務という難しい文言ではありますけれども、それも義務とは違ってあくまでもお願ひであるという形で、最終的に決定するのは保護者であるということです。そんな中でもお願ひであるという形で、最終的に決定するのは保護者であるということです。そんな中でもお願ひであるという形で、最終的に決定するのは保護者であるということです。そんな中でもお願ひであるという形で、最終的に決定するのは保護者であるということです。

接種の意向を事前調査し、申請した方にのみ発送する自治体も全国、県内にもあります。村では一律発送にするのか、申込み制にするのかの検討はされましたでしょうか、お願ひいたします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 11歳以下のお子さん、また今回の6か月から4歳までのお子さんのワクチン接種を始める際は、議員がおっしゃったような実施方法の検討の中で、接種券の送付方法や周知方法は検討をしてみました。議員のおっしゃるとおり、希望者に発送するという案も検討はしましたが、国からの指示は原則対象者に通知するとされている、そういったことも踏まえ、また正

しい情報を提供するということが自治体の役割でもありますので、対象となる方に対してその情報を届ける必要があると判断し、対象者全員に個別通知を送付することとしました。

また、以前から説明させていただいているとおり、このコロナワクチン接種の実施体制については、渋川地区医師会と、また近隣市町村である渋川市、吉岡町及び関係機関と常に協議をしながら実施をしております。小児に対する周知方法等もここで協議をした結果でありまして、渋川市、吉岡町ともに接種者全員に送付をしているというところであります。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。渋川市、吉岡町と連携して、すり合わせをして事業を行っているということが分かりました。今後の発行の際にもいろいろな状況を考えて、よく検討のほうをよろしく願いいたします。

（2）村としての適度な情報発信（配信）についてということですが、今回の乳幼児接種が新規で始まり、送られてきた接種券に対して、政府の方針の説明やそういったリーフレットの同封がされていましたが、村として独自の説明はあまりないように思いました。独自で回覧板やホームページ等、例えば、新たに努力化されたことなど、難しい説明などを簡単に分かりやすく周知するリーフレットやホームページの作成等、検討はされましたでしょうか、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 個別通知の同封物としましては、国がつくった保護者向けのこういった通知はそのとおり印刷をして、村の独自の説明書としてワクチンのお知らせということで、予約の仕方も含めて同封はさせていただいております。

情報の発信方法としましては、こういった個別に発送した通知やパンフレットに併せて、村のホームページ、またしんとう広報、それから予防接種ナビを登録していただいている保護者の方もいらっしゃると思いますがそこに載せたり、また群馬テレビのデータ放送で発信をしております。

今回、乳幼児ではないんですが、集団接種を追加させていただいたと昨日答弁させていただきましたが、短い期間で村民全体に周知をしたい場合は自治会にご協力をいただいてチラシの配布をする、そういったツールを使って発信をしております。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。どんどんワクチン接種事業も、回数や間隔が各年齢等で多様化してきております。ご多忙な中のスピーディーな対応に感謝申し上げます。調べて得たい情報とかが、ほかの自治体からになりがちと気づきました。ぜひほかの町村とかでも独自で作成したホームページの掲載など取り組まれていますので、参考にいただき、今後の村民の疑問等

を減らしていただければ幸いです。

(3) ワクチンハラスメントの防止についてです。村外の方ではあるんですけども、聞いたお話で、ワクチンの接種率が2回目、3回目と下がってきているということですけども、不安などから3回目を打つのをやめることにした方が、会社などから3度目はなぜ打たないのかという圧力があり、会社を辞めてしまったというお話をお聞きしました。村では、企業や団体、個人間で、ワクチンを打った方、それと反対に打たない方、そういった方へのハラスメント防止に対する啓発はどのようになっていますか。お願いいたします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 個別通知、特に小児向けの説明書の中には、「ストップ！ワクチン差別」という項目を掲載しておりまして、病気など様々な理由で接種を受けることができない方もいらっしゃるのので、接種を受けていない方に対する強制や差別、不公平や不利益が生じることがないようにお願いしますという内容を掲載しております。

また、ワクチン接種を開始してから、ワクチンハラスメントを受けたなどの相談や苦情については、村のほうには承知している範囲ではございません。ワクチンに対する強制や差別を受けたという事例も特にそういう相談がないというところがありまして、村民の方は理解していただけていると思っておりますが、これからも村民皆様のご理解の下、ワクチン接種事業を実施してまいりたいと思います。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 相談等ないということで、苦しんでいる方は少ないといいなと思うんですけども、相談できずとも、例えばそういったハラスメントやいじめで悲しい思いとか、陰でされている方もいらっしゃるかもしれませんので、他市町村では独自でキャラクターを使ってパンフレットを作成したり等で、ハラスメント、いじめにならないように、ワクチンハラスメント防止の啓発をしているところもありました。人権を守る榛東村ですから、ぜひしっかりと啓発に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、大問4、ふるさと納税制度と税収減についてです。

(1) ワンストップ制度導入等で、国の負担するところのものが、自治体の住民税からの税収減が進んでいると聞きました。榛東村では、まず村民がほかの自治体へふるさと納税制度による寄附をすることによって、村の運営するお金がどの程度税収減となっているか、お伺いいたします。お願いいたします。

○議長（小山久利君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 令和4年度におけるふるさと納税制度に関わる個人の村民税の減収見込

額は、約1,460万円です。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

自治体の収入減に対して直接というわけではないですけれども、運営する収入の少なくなった分、地方交付税交付金というものによる歳入があると思うんですけれども、ほかの自治体ではふるさと納税制度からの税収減が7割ほどであるとか、75%ほどであるとか、公表しているところもありました。本村も同じぐらいでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） お尋ねの件ですが、地方交付税、これの額算定過程におきまして、ふるさと納税におけます減少額といいますか、目減り分といいますか、その額の75%が算入されることになっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 本村では75%ほどは収入として補填に近いものがあるということでした。

次に、それでは、榛東村へ行われますふるさと納税の寄附によって返礼品や送料とか、委託料、手数料、2,000円分の控除や村の事務費など差し引いた分、村の純粋な収入となった金額です。令和3年度決算の主要成果の説明でもご説明いただいたんですけれども、いろいろ差し引いての純利益、半分ぐらい切っていたかなと思います。ご説明お願いできますでしょうか。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ご質問の内容で、令和3年度の決算書に基づいてということでご説明をさせていただきます。

ふるさと納税の促進事業におきまして、令和3年度の寄附件数ですが、こちらは4万2,458件、寄附金額の合計が4億16万2,000円でした。これに対して返礼品等の費用、また送料、委託料等にかかる費用等が合計額で2億3,442万972円ございました。差引きとしまして、1億6,574万1,028円が寄附額の残ということで、純然たる収入と考えられる金額となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。返礼品の分、村の産業の活性化も期待できると思いますけれども、送料や委託料などもかなりの額になっているんだということが分かりました。

次に、（2）で、各自治体への寄附金の多い、少ないによって、どのような差があるかということですが、寄附者においてですと高額納税者がより節税効果があり、所得者によっては16倍ほどの場合もあると言われています。寄附される側である自治体は魅力ある返礼品などで競争も行われているのが現実のようです。ワンストップ特例制度によって確定申告が不要に、手続きが楽になった分、給与所得者筆頭で寄附する件数も年々増えているようです。

各自治体の差はどのようなことが起きているのか、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 議員おっしゃるとおり、寄附額につきましては、各自治体の寄附件数等も含めて格差がございます。自治体で対応される返礼品であるとか、寄附される方の嗜好により寄附の集中する自治体、また寄附額等も変わってくるかと思われまます。

なお、寄附の内容につきましては、返礼品額の上限、寄附額に対して30%という目安が一つございますが、それに合わせて事務費、また送料等が加算された形になりますので、やや50%ぐらいは支出の部分になるかと思われまます。このため、寄附額の使用につきましても全額が使用できるということではなく、約5割ぐらいが使用できる各自治体の財源になるという考え方でおります。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

ワンストップ特例制度等で住民税から引かれる分と事務等の自治体負担も増加しているのではないかと思いますけれども、村での負担等、どのような問題があるかということで教えていただけますでしょうか、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ワンストップ特例制度に関しましては、暦年の寄附をいただいた方の手続きにつきまして、年末に主に実施をいたします。年明けにデータをまとめたものを寄附先の寄附をいただいている住民の方の出資元の自治体にデータとして送らせていただいております。なお、こちらの適用につきましては、平成27年4月1日以降に行われた寄附が適用となっているものでございます。また、自治体の事務負担等を考慮して5団体、1人の方が5つの団体以上にふるさと納税を行った場合などについては確定申告による控除となったりするものであります。

このため、1年を通して寄附の受付を行っておりますが、寄附を行った方の内容に基づいて翌年に

受領書等を送付させていただいている事務が毎月行われておりますが、年末になりますと確定申告の近くということもございまして寄附が集中する状況となっております。このため、寄附をいただいた方のワンストップ申請の書類であるとか、手続の確認、また中には書類を確認したところ不足なものがあるが再度提出をいただきたいといった書類の手続、そういったものが集中する時期が年末になっております。このため、職員に対しましても年間を通して手続はございますが、特に年末に対しては集中するような状況となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。個人的なところですが、情動的な能力差や納税額等でも差があり、寄附をしない人には偏りが生まれると思います。先ほどのご説明から自治体によっても集中するところとしないところとで差もあるということです。村では年末の集中する寄附によって、翌年の受領書等で事務の負担が多くなっているということも分かりました。

納税する側はワンストップ特例制度が5件の自治体を超えて寄附してしまった場合、対象外になってしまうなど、最低限の知識をつけて事務の負担を減らしていくことを心がけ、ほかの自治体への寄附をされる方も、本来のふるさと納税制度の趣旨にのっとったものとなるように、税金の使われ方などへ関心を向けたり、考えるきっかけにさせていただきたいなと思います。

村でもこれから年末、また事務で大変になることと思いますけれども、いつも適切でスムーズな事務処理を行っていただきありがとうございます。

最後に、5、榛東村ホームページの活用についてです。

分かりやすく見やすい、情報が適切に得られるホームページとなっているかということですが、いろいろな情報で調べていると、自治体のホームページ等を見比べることも多くなっています。先ほどまでの質問でもホームページに掲載されていたらいいなというものを数点ご紹介させていただいたんですけども、例えば上下水道課でQ&Aなんかがあったりしていたんですけども、その他の課にはなかったかなと思います。

村の魅力アピールにおいても利用可能性というのは奥が深く、だんだんでもよいので、ほかの自治体を参考にさせていただいたり、榛東村のホームページを活性化させていただきたいのですが、村の顔となるホームページの活用について、各課の更新が増えるにはどうしたらいいのか。ホームページ作成研修とかも、あるいは参加してみるのもいいと思います。魅力がホームページで伝われば移住促進につながるということもあるのではないのでしょうか。

ホームページの重要性を考え、事務的な案内にとどまらず、年度当初の計画にも盛り込んだり、職員の方々にも工夫して作り上げていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村のホームページに関しまして、なかなか情報の掲載というのがこれまで非常に不足していたということがございまして、昨年12月でございますけれども、ホームページ全体をまずリニューアルをするということを行いました。また、そのリニューアルに併せて、CMSというもので、コンテンツマネジメントシステムという略でCMSというものを導入をいたしまして、リニューアル前までは総務課において各所属からの依頼に基づいてページの更新あるいは削除等を行ってきたんですけれども、より随時更新等が行えるようにということで、先ほど申しあげましたCMSというものを導入いたしまして、現時点においては各所属においてページの更新等が行えるというものになっております。

平成27年度に榛東村の第6次総合計画というものを策定がされまして、その計画年次10年なのでございますけれども、その後半に当たる令和2年度に後期の基本計画というのを令和3年から令和7年度までの計画を策定いたしました。その中にホームページについても主要施策として情報発信、情報提供の充実に努めるということで、その際の目標として掲げましたのが、ページビュー数というんでしょうか、ページを見ていただいた回数というのがカウントできるんですけれども、それが後期計画を策定した前年度の実績が、月平均1万4,800PVであったと。一月当たり、延べということでしょうけれども、1万4,000ページご覧になっていただいていたというところで、基本計画に基づいて令和7年の目標値を3万PVと月当たり設定をいたしました。

先ほど申しあげたリニューアルをして、また運用面も改善をいたしました結果、令和7年最終目標年次を待たずして、本年8月にPV数は3万7,000を獲得したということで、リニューアル後の平均ですと2万8,600ビューという形になっております、10月までですね。先ほど申しあげたとおり8月には目標達成し、9月、10月と3万ビューを超えるという状況でございます。

ただ、これが3万がクリアできたからいいのかということではございませんので、今後もより皆様方にとって有益な情報をリアルタイム、随時更新できるように各所属連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（小山久利君） 以上で、2番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を2時10分といたします。

午後1時52分休憩

午後2時10分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位6番中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） 皆さん、こんにちは。議席5番、5区5班の中島由美子でございます。

本日は、議場にお運びいただき村政に参画される村民の皆様と共に、この一般質問の機会を皆様の声を生かし、その中からコロナ禍での教育、保育を前進させているかなどを質問させていただきます。

私はこの一般質問につきまして、担当課長らと事前の打合せをさせていただいております。ほかの議員の皆様も質問には通知内容しか私は存じ上げておりませんので、そういった他の議員の質疑の中で分からない言葉が出てきた場合には、持っている資料の中で調べさせていただき、こういうことを話しているのかということを理解するように心がけております。

午前中、南議員の一般質問の後に、議長より雑誌を読んでいるのはけしからんということで嚴重注意をいただきましたけれども、私が読んでおりましたのは100号の議会だよりでございます。なぜ、こんな議会だよりを見ているかといいますと、「聞いてくれない！村民の声」ということがございまして、質問の中に带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてということで、これが質問されたところ、真塩村長のほうから来年度はやりますという声がありまして、これは多分村民の大きな声があったんだろうということで、ここに載っていたっけなということで見ておりましたら、雑誌を見ていると議長に勘違いされてしまいました。ほかの議会では他の議員の話している内容について分からなかったら、配付されているタブレットで確認できるという状況が現在のICTの時代かと思えます。そんな状況ということを申入れさせていただきます。

また、執行におかれましては、回答は榛東村の子どもたちが……

○議長（小山久利君） 中島議員、全く反省されていないようですが、例規集とかいろんな書物を机の上いっぱい並べていたでしょう。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 例規集というのは今回の質疑……

○議長（小山久利君） 言い訳はいいです。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） いえ、例規集を見ないで……

○議長（小山久利君） 質問を続けてください。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 例規集を見ないで仕事はできないと思うんですけども。はい。

回答は、榛東村の子どもたちは、保護者は、農家は、村民の皆様の声は、現場の声などを交えて回答いただきますよう、切にお願いいたしまして自席に戻りますが、1番はまず、小学校、中学校、幼稚園、保護者の皆様が教育の現場で困った、悩んだとき、どうやって解決するのかについてお答えをお願いします。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 保護者の皆様の学校、園に関する困り感につきましては、その解決は内容や状況が個別に異なりまして、個々の事例により方策は異なってまいります。

多くの場合は、学校が担任やその他の教員を通して困り感に気づいたり把握したりした場合、管理職及び関係する教職員で事実把握を行い、当該の保護者との電話や面談、家庭訪問等により解決の方策を探りまして、それに基づき対処をいたします。教育委員会には報告を上げさせまして、必要な指示、助言を行っております。事例の内容や程度によって県の関係部署に報告を上げることとしております。

教育委員会や村への連絡、相談の方策としましては、電話や電子メール、窓口での申出等がありまして、実際、それらを通して得た情報を基に対応する事例もございます。ただ、行政上の手続と教育委員会が担う業務を除き、多くのケースで、直接接点を持ち、個々の実態をよく捉えている学校、幼稚園での対処により解決に至る場合が多く、個別に事情を聞いた上で学校に伝えたり、保護者から学校に申し出てもらうように助言したりすることを原則とはしております。ただ、事案によりましては、直接教育委員会でご意見をお聞きし、学校や幼稚園と協議を重ね、慎重に対応することとしております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、それぞれ校長、園長という管理職がいるということでもございましたけれども、当然、保護者の皆様はそういった方々とお話をされて、解決になるんだろうと思いますけれども、解決に至らなかった場合、ここにいらっしゃる事務局長及び教育長と保護者の代表が話し合うような機会というものは、やはり必要だと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 繰り返しになりますけれども、その事案によるかというふうに思います。校長、園長等も交えて、学校、幼稚園で保護者の皆様とお話をした上で、その解決に至らない場合は教育委員会のほうで保護者のご意見をお聞きするということは当然でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 保護者の意見を聞くということはあるということでもございますけれども、やはり大事な榛東村の未来を担う子どもたち、榛東村で育てている子どもたちを育む保護者の皆様の声ですので、一つでも多く取り入れていただくことが大事かと思っております。

そして、最近一般質問がちょっと連携ぽくなっておりまして、どの議員が言ったことに対してプラ

スしていくと、大変いい傾向がございますけれども、私も先ほど「水着で隠れる部分は大切なところだと教える方法がある」と事務局長がお話しされましたけれども、私も聞き取りの前にそういった話を事務局長としばらくしゃべらせていただいたことがあるんですけども、先ほどの大切だからどのようにするというのを指導するのではないかと思うんですけども、大切だからで終わってしまうのは教育ではないかと思うんですけども、そこについて、これは実際困っている内容でございますので、保護者が困っている内容の一つでございますので、大切だからどうにするという指導を教育委員会でするのか、お答えがあるようでしたらお願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） 困り感を持っている保護者の方について学校等に連絡があつて、またさらに教育委員会にも話が来るということに対して、当然私たちも話を聞いたり、学校とも相談をしながら、やっぱり信用、信頼、これを確立していくことが最も大切だと考えています。

その中でもやっぱり寄り添って、お互いに考え、知恵を出し合つてということだと思いますので、やっぱり指導という形になってしまうよりはお互いに相談をするということを大切にして、何度も言うようですけども、やっぱり信用とか信頼を勝ち得ていくことが大切かなというふうに思っています。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 寄り添って、信用、信頼を得ていくこと、そして指導というよりか相談ということは今、教育長自らお聞きしました。大変心強い言葉だと思います。

私が先ほど大事なことという、大切なところと言ったときにはどういう指導をするのかという質問は、私としたら大切だからむやみに触らないだよと、かわいいと頭をなでたりするときは、やっぱり「かわいいので触ってもいいですか」と聞くよと、大事なことだから触っちゃ駄目ということじゃなくて、触りたかったら相手の意思を確認しようみたいなことも一つの教育ではないのかなと。

なかなか現場では具体的な指導力というのがすぐには分からないと思いますので、やっぱり教育長、教育委員会事務局長におかれましては、様々な圧倒的な知識力を、榛東村の子どもたちにとってこういうことが必要かなというものがあつたら、即座に管理職の皆様にお伝えいただいて、指導されていくのがいいかなと。大切なところだから触らない、触りたかったら、いって聞いてみようというような、そういう教育、さっき言った寄り添ってというところはそういうことではなかろうかなと思っております。

そんな中で、やはり私は皆様に議席をいただいて、このような席で教育長、教育委員会事務局長と議論をさせていただくんですが、その中で、村民の方、保護者の方はなかなかできません。先ほど村や教育委員会への方法は教えていただきましたけれども、教育委員会目安箱みたいな、教育目安箱、

子育て目安箱、村側にも関わりますけれども、このような目安箱というものを、新しい青木教育長の下、お作りいただくことはできないのかなと。村にはあったような気がするんですけども、今はないかもしれませんけれども、そういうものを玄関に置いていただくことはできますでしょうか。

○議長（小山久利君） 青木教育委員会教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） 私とすると、寄り添って一人一人と顔が見える、そういう形が一番いいだろうなと思っています。一つの考えであるということは頭には入れておきたいと、そんなふうに思います。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 重ねて寄り添って顔の見える相談という回答をいただきました。私は目安箱と安易に言いましたが、保護者の皆様はきっと直接顔を見てご相談できる機会があると思われるということで安心されるのではなかろうかと思えます。

続きまして、2番の村の体育施設は競技団体での利用が中心ですが、家族単位などの少人数でスポーツに親しむ施設が必要ではという、まさにこのことなんですけれども、回答をお願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 本村の体育施設ですけれども、他の市町村の団体等からの使用に対する要望も高い状況でございます。充実しているということについては周知のとおりだというふうに思います。

その中で、使用についての調整会議を実施したり、また減免措置等を行いまして、村民の活用促進に努めているところです。少人数でスポーツに親しむための施設使用許可も現状行っておりますので、現状で新たな施設等の建設等は予定をしてございません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 榛東村には体育協会なりそういった組織がございますけれども、班で徴収するそういった会費について、大きな競技団体に入れたい、戦うスポーツはちょっとできないという年齢の方、子どもを抱えていて子どもを見てくればそこでバスケットのシュートぐらいしてみたいなど、昔往年のきねづかじゃございませんけれども、親御さんがふだんの生活と離れてリフレッシュできる機会、子どももお父さん、お母さんがそういったバレーボールができる、バスケができるというのは新たな視点だと思うんです。

一緒に走るのでも随分違うと思うんですけども、やはりそういう中で生涯学習、子どもたちを育

む、自然豊かな榛東村でございますから、そういったファミリースポーツという観点を、もし新たにつくる必要がないとしてもファミリースポーツの推進というようなことを方針の一つ加えていただいで、施設はないけれども、ここはこんな形でファミリーでスポーツができますよというようなことを、今後生涯学習で推進していただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） ファミリースポーツの推進、それも含めまして村民皆さんのスポーツ振興ということに全力で当たっていきたくて考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。ファミリーの中でいつも育てられる子ども側、そして子どもたちに甘い親御さんというよりは、そういう人たちが、そういう親御さんたちがかっこよくスポーツをしている姿というのは、今までの親子関係が変わるぐらいリフレッシュできるものと認識しております。

続いて、3番目に移るんですけども、コロナ禍で青少年の育成に力を注ぐことができないと思われる。というのは、ソーシャルディスタンスであったり、授業参観であったり学校開放だったりができない状況であることは認識しております。榛東村というのは相馬原自衛隊演習場がございまして、昭和55年、日本ボーイスカウト連盟、その大会、東京キャンポリーというのが行われまして、かなりにぎやかに行われました。私どもはまだ役場に入ったぐらいで、これを存じているのは副村長の倉持副村長ぐらいかなと、それ以上の年齢の議員さんは分かるかなと思うんですけども。

そこで、ボーイスカウトというのは青少年が自ら健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能を体得し、かつ誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義の教育の機会を、国際愛と人道主義の教育の機会を身近に見られる。まさにウクライナ、ロシアの関係もそうなんですけれども、人道主義。基地が近くにありますが、やはり人道主義というのはその中で身近に見られたり、そういった気風があるということ、榛東村で招致を検討してはいかがかと、そういう質問でございます。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 全国大会を主催します日本ボーイスカウト連盟加盟の群馬県連盟及び県内のボーイスカウト団体等から、現在のところ榛東村を会場とした全国大会や日本ジャンボリー等に関する問合せはないので、検討はしてございません。コロナ禍ではございますが、青少年の育成に力を注いでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 現在は問合せはないということですが、引き続きコロナ禍けれども青少年の教育に力を注ぎたいということ、ぜひよろしくをお願いします。

続いて、4番のGIGAスクール構想、これは早かったですね、榛東は。榛東は早かったと思いますし、タブレットも、真塩村長のおかげで早く全台導入できたと思うんですけれども、この中でスタディサプリ、自主学習の学習時間増はと。4月で替わられたわけですが、教育長も事務局長も中学校でご経験されていると、スタディサプリのそのアプリもお使いになったことがあるかと思いますが、タブレットの自宅持ち帰りで吉岡町明治小学校では、小学校5、6年生で実施した調査で児童の家庭学習時間が平日、休日ともに伸びていると。どのくらい伸びているかという、9割以上が1時間以上との結果でした。

榛東ではいかがでしょうか。そのようなデータを教えてください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） スタディサプリのほうは議会のご理解をいただきまして、提供を子どもたちにできている状況です。そして、このスタディサプリにはフォーティーチャーという機能がありまして、教員が子どもたちの学習の実績等を確認できる、そういう機能があります。その中で、1日1日の学習時間といいますか、視聴時間というんでしょうか、それを確認できるという機能はちょっと確かめられなかったものですから、今お話にあったようなものと比較できるようなデータということは、ちょっとこちらのほうでは持ち合わせておりません。

ただ、中学校で昨年度から県の教育委員会の指定を受けまして、一部持ち帰りを試行を始めました。そのときのデータを分析し、また今年度改めてそのデータを見たときに、ちょっと傾向とすると、中学生ですので小学生との比較ということではちょっとどうかとは思いますが、傾向というかそういうものが見えました。毎日持ち帰っているということではありませんので、ある持ち帰りをした特定の日を取り上げてのことで、累積になるんですけれども分析をしてみると、例えばあるクラスで最多動画視聴時間が4時間ですとか3時間ですとか、これは累積ですので1日ということではございません。そういう生徒がいる一方で、動画の視聴回数がほとんどない、そういう生徒もおります。

一方で、確認テストというのがありまして、そちらを見ると、今申し上げたように長い時間動画を視聴している、そういう生徒が確認テストを例えば50回ぐらい完了している生徒がおります。一方でほとんど動画を視聴していない生徒、これの確認テストの回数を見ると110回を超えるというような生徒もおります。

これを聞き取りと併せて分析をしてみたところ、どうも子どもたちの中では確認テスト等を行って、そしてそこで分からないところがあったり、または授業の中でノート等を見返したところで不明など

ころがあったりというところがあった場合に、動画で関連するところを見るというような、そういう逆引きというんでしょうか、そういう一つの傾向が見られたということで、一概に時間だけでという比較ではない、そういうところが見えてきていると、そんな現状がございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 毎日持ち帰っているわけではないということですが、週何回ぐらい持ち帰っているんでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 先ほど議員のご質問の中でもありましたように、榛東村では国、県の方針が出るよりもいち早く、それに先立って村の方針として中学校をまず皮切りに、タブレット等を導入をし、それを段階的に進めるというふうな、そんな方針を出していただき、その当時、私は中学校のほうにおりましたけれども、このことが授業の質を大きく変える一つのきっかけになると、そんなことを目の当たりにし、大変ありがたかったなというふうに思っております。これも議会の皆様のご理解があつたのことと思っております。

今、申し上げましたとおり、ICT機器の活用につきましては、授業の質的向上に資する目的で活用することが学校教育の本質だというふうに考えております。そういう意味で授業改善を中心にしまして、そのためのツールとしてICT機器を活用し、活用することそのこと自体が目的とならないように肝に銘じたいと、そんなふうに日々思っているところです。

さて、持ち帰りによるICT機器の活用回数ですが、当初は少し慎重に構えておりました。それは、機会均等の原則がございますので、ネット環境等が整わない、そういうご家庭もあるだろうということから慎重にしておりました。しかし、幸いにもネット環境を整えた家庭が増えたこと、そして家庭のご理解によりまして、各ご家庭のネット環境を活用させていただくことへの理解が進んできたこと、これは本当にありがたいことだと思っております。

また、先ほど申し上げました村の施策に加えまして、必要な家庭に対して携帯用のWi-Fiルーターの貸出し、それを行うようにしたということで、Wi-Fiの環境が整ってきている、そういうことで機会均等が図りやすくなってきたと、そんな現状になっております。

こういうことを踏まえまして、段階的に家庭への持ち帰りというのを進めており、今は中学校で実施をし、小学校では今その準備を整え、ルール等の整備をしているところです。

回数につきましては、中学校ですので、各学年で教科のバランスですとか、それから紙等を使った家庭学習、またノート等を使った家庭学習、そういうこととのバランスを考えながら、今は最低週1回は持ち帰りをするというふうなことで進めておるところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） スタディサプリの使い方、自宅学習の進め方、持ち帰りについて、細かくご検討、ご調査いただいたこと、よく分かりました。これで、飛躍的に持ち帰りが伸びるのではなからうかと思っております。

実は、ここから保護者の声でございますけれども、自宅へ持ち帰るのが週1回だと、中学生、それもバッテリーがついてこない。だからバッテリーが終わると最後のテストにつなげられない。なので、使うのを悩んでいるお子さんもいるというような生の声がありました。ある保護者はスタディサプリというのは自主学習だと、授業改善ではない。ですので、持ち帰って、その子が学習意欲があれば、どんどん進められる。しかしながら、学校の授業の内容と異なる。内容と異なるというのは、右からの授業か、左からの授業かということで、全く同じ授業ではないということで、予習と考えると幾らでもここにいらっしゃる先生方はたくさん勉強された方だと思うから、勉強が進む。

やはり機会均等ということであると、榛東村の子どもたちにも毎日タブレットを持ち帰って、安心して勉強をどんどん進めていただくと。伸びますよ、小さいときの子どもたちの脳みそは柔らかいのですから、私が言うまでもなく。授業と同じことをスタディサプリでやるのであれば、先生との関連が問題かもしれませんが、スタディサプリ持ち帰って、バッテリー持ち帰って、どんどん進めていただけるようなことを、議席5番の中島は保護者の声を代表して今伝えさせていただきました。

続いて、5番、タブレット授業を自宅等で受講できるように検討されたかということ。あと中学校の様子が地域に届かず、通信等の発行というものをご検討いただいたかということで、こんな形で打合せのときに教育長のほうでは校長はつくっておるんだと、それを班回覧で配るか配らないかというところまでお話がありましたけれども、打合せ後どのような話になったか、ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） タブレット等を使って自宅で授業をというふうなことでございますけれども、検討されたかというご質問ですが、検討については十分行ってまいりました。その中で、例えば中学校でコロナ禍の中で長い休校の時期がございました。その時期に先ほど申し上げましたように、村のほうの予算を使ってタブレット等を学校のほうに入れてもらった、そういうことの蓄積もございましたので、家庭授業の配信ということを試験的に行いました。学校再開後に同じ内容を再度対面の授業で補充する必要がある、その後あるということが診断テストですとか、子どもたちの聞き取りの中から、そういう必要感がちょっとあるということが分かってきました。

つまり、タブレット等を用いたリモートによる学習に相応の学習効果が期待できるかという、そ

それはやっぱりそう簡単ではないということがあるかと思えます。また、先ほど述べましたように、本村における授業改善ですけれども、これは学習指導要領で示します主体的、対話的で深い学びの実現を目指すものでありまして、リモートによる配信は目指す授業の在り方とは異なるということがあります。

また、新聞等での報道にもございましたが、長時間のリモート学習は視力の低下を中心とした健康被害ですとか、ネットトラブルの可能性、これは午前中の生命の安全教育の指導の手引の中でも扱っているものではありますけれども、そういうネットトラブルのこと。そして、ネット依存の助長等、そのようなリスクが高まるだろうということも課題として上がっておりました。

そのようなことから、現状では通常の授業をリモートで配信するということにつきましては、実施をしないという考えを持っております。

なお、祝日ですとか休日を含めて、3日を超える学級閉鎖の際には、児童・生徒の安否の確認等を目的の一つとしまして、学校の実情に応じてリモート学習を実施することとしておりまして、学級閉鎖時のリモート学習を今年度2校で実施をしております。

2つ目の通信等の発行についてですけれども、現在は通信等、各学校、幼稚園等でそれを作成を行いまして、印刷の上、各ご家庭に配布を紙媒体でしております。これはICTを活用した配信等も考えましたけれども、紙媒体のほうが多くの方に見ただけのだろうというようなことから、紙媒体を基本にしております。なお、保護者等でないところへの毎戸配布ということについては現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、1,600人くらい、幼稚園、小学校で子どもたちがいると思うんですけども、1,600人の世帯と考えても、6,000世帯からすると4分の1程度。ですので、地域の子どもは地域で育てるといっても先ほどお話が午前中ありましたから、そういったことも必要なのではないかなと思っております。

続いて、6番、保育園、幼稚園での使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止、希望する村民の声を実現するためには何が必要かということでございます。ここは100号の議会日より、1、保育園の使用済みのおむつの持ち帰りを廃止してもらえると助かりますという保護者の声がございますけれども、回答をお願いします。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 保育園、こども園での使用済み紙おむつの持ち帰り廃止についてのご質問でございますが、この使用済み紙おむつの持ち帰りに限らず、各園で実施をしている行事や取

組、それからその実施方法につきましては、それぞれの園の運営方針や創意工夫に基づいて実施をされているものです。国が示す保育園等の運営基準やマニュアルに定められていない部分、それを超えるような部分につきましては、行政から廃止や中止を指示することはできないというふうを考えております。

ただし、日頃から当課に寄せられた保護者の皆様からの意見や要望、それからこの一般質問での私の答弁内容などは、各園の園長先生にお伝えをしておりますので、それと同様におつなぎをしたというふうには思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 最後がちょっと分からなかったので、もう一度聞かせていただきます。保育園の使用済みのおむつの持ち帰り廃止をしてもらえると助かりますという回答、一言でお願いします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 使用済み紙おむつの持ち帰りの廃止を私から各園の園長に指示をできる立場にないというふうにお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 村から指示ができる立場にないという回答をいただきました。これは「聞いてくれない！村民の声」という方にそのようにお返事を返したいと思います。

続いて、2番目です。

令和4年産米と農政ということでございますから、農家から8,000円で米を買取りしましたけれども、これをふるさと納税に令和4年は提供しているのかどうかについてお答えください。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 農家からお米の買取りということでございますが、こちらにつきましては令和3年度からふるさと納税のための米の買取りは実施しておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 実施していないということですが、令和2年の12月の議会で、学校給食セ

ンターが新しくなるのでお米の米飯給食はどうだということで、ある議員が質問しましたところ、真塩村長さんはたしか年間榛東でやると15トンですか、というような状況ですと、そういうときに倉庫とかそういうものを建設するか、あるいは借りるか、温度の問題もありますので、その点まずクリアしないとなりません。ふるさと納税で米を送ったところ、こんなものは食えないというような返品された事例がありました。そのように、子どもたちにそういうものを食べさせるわけにはいきませんので、それらも研究しながら、倉庫の問題も研究しながらやっていきたいと。

そして、今年の3月の定例会では、教育委員会事務局長が米の契約栽培と米についてはある程度期間備蓄もできるわけだと思いますので、契約栽培という方法については教育委員会として研究していきたいというふうに考えておりますと回答されています。

この研究について、どのような状況か説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 現在、学校給食のご飯につきましては、群馬県学校給食会との契約で進めておりますが、それ以外に榛東づくしの日ですとか、そういうときに村内の米農家の方のお米を使わせていただいて提供するというようなこともやってきております。その中で、やはり日々給食の提供に必要な数量を予算内で納入できる、しかも週限られた日数ですけれども複数日提供できる、1日1,500食配食できる量をとということで、十分な体制を整える必要があるというふうに感じております。

現在、主食であるご飯やパン、麺類については、先ほど申しあげました群馬県学校給食会との契約を引き続き継続していくことが妥当というふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 前任の事務局長のほうは契約栽培等の研究をしていくということでしたが、今の事務局長は学校給食会との契約を引き続きしたいということで、方針が変わったということでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 先ほど申しあげましたように、必要な数量を予算内で安定的にというふうに考えたときに、今のようなお話をさせていただいておりまして、考えが変わったということではございません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今度の学校給食センターの構想の中には、米飯給食ができるようなものを入れたいと真塩村長はおっしゃっておられましたけれども、そして、今15トンという数字でしたか、そのぐらいのものは榛東村の農家たちは朝飯前で納入できますし、予算の範囲内、予算の半分ぐらいでいけちゃうんじゃないのかなと思っておりますけれども、もう一度しっかり計算をお願いいたします。

それと、あと令和3年からお米を買っていないと、8,000円で買っていないというのは、先ほどの真塩村長さんがふるさと納税で返された、返品されたことがあるということやっていないんでしょうか。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 令和3年よりふるさと納税で米の買取りを行っていないという内容につきましては、令和2年度に買取りをさせていただき、ふるさと納税の返礼品として取扱いをさせていただいたお米について、令和2年度中でふるさと納税で利用された方が少なく、年を越して夏を越えてしまったという状態のものがございました。そのため、それらの処分が発生したと。同じように令和3年度についても、令和2年度に購入したふるさと納税の取扱いのお米について希望者がなく、年度を越えて夏を越えたため処分を行ったものがございました。

これらを踏まえまして、3年度、4年度についてはふるさと納税のお米の買取りは行っていないということでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 令和5年度においては、やはり8,000円で農家は買っていただかないと、もうお米を作る意欲がなくなってしまうのではないかと、ぜひそこは強く要望したいところでございます。

続いて、このオーガニックビレッジへの応募はと。オーガニックビレッジというのは国の令和3年の補正予算で、みどりの食料システム戦略推進交付金、まさにこれオーガニック、有機農家に1,000万円の補助金を出してくれるという交付金でございますけれども、新しい学校給食センターは子どもたちに3食のうち1回、有機農法の体に優しい給食を食べさせてやれる基本となるものだと思っております。こういったオーガニックビレッジに応募して、榛東村の農業に付加価値をつけることはいかようにお考えでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 議員のご質問にありましたオーガニックビレッジ、こちらの応募で

ございますが、議員ご質問のとおり、令和3年度の補正予算で認められた国の事業でございます。これにつきましては、2025年までに全国で100市町村を創出したいといったものでございます。オーガニックビレッジにつきましては、地域ぐるみの有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するもので、有機農業の団体か学校給食等での利用、有機農業の生産から消費まで一環、農業者のみならず事業者や地域内外の住民、それらを取り込んだ体制づくりといったものです。その先には物流の効率化や販路拡大等の取組を一体として支援するといった内容に基づいて、策定作業について補助金を導入費として認められるといったものになっております。

今現在、こちらの事業について実施する考えはございません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 学校給食センターで米飯給食ができる施設ができる。被災時のときに1,500食のおにぎりができるという、やっぱりお米がキーワードの学校給食センターになろうかと思っておりますので、やはりオーガニックビレッジへの応募というものを今後強く要望していきたいと思っております。

続きまして、榛東村には災害時のシェルターと上水の確保についてと。榛東村には新幹線建設時の斜坑が2つありまして、新井と長岡というものでございますけれども、当時業務に携わっていた方は、ロシア、ウクライナの状況を見て、ある意味の核シェルター、災害時の避難場所という考え方でよろしいかと思っておりますけれども、そういったものに提案できないかという提案がございました。国民保護計画、榛東村の村民保護計画もございまして、そういう中で避難場所ということで、屋内の避難場所ということについてお考えがあれば説明願います。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 屋内の避難所といたしましては、しんとうスポーツアリーナ、小・中学校、幼稚園、中央公民館、南部コミュニティセンター、児童館、隣保館、各教育集会所、各自治会のコミセンを既に指定をしているところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 屋内の避難場所ということで、やや1万4,000人がというようなことを考えられると思っておりますけれども、核シェルターという新たな課題について、ロシアの核保有国という核弾頭の数とかを考えますと、今後考えていく必要があるのではなからうかと思っております。

2番、新幹線の工事により榛東村の新幹線路より上がほとんどかかれてしまったわけでございますけれども、その代替えとして、新幹線の斜坑口に湧水が毎秒120リットルぐらい、当時流れていたそう

でございますけれども、そのうちの40リットルを当時の箕郷に渡して、榛東村が30リットルの水利権を得ていると。その水利権の水について、どのように活用しているか簡潔にお答えください。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後3時12分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） すみませんでした。先ほどのご質問の内容ですが、通告に基づいての回答とさせていただきます。通告に基づいてですと、高崎市からの水利権の30リッターについて、水利権の利用状況はという通告の内容でございましたので、これについて現状の利用についてを回答させていただきます。

旧箕郷町、現在の高崎市との協定書において、毎秒30リッターの取水が認められて、現在その水利については水道水の予備水源ということでございます。ただし、こちらの予備水源でございますが、必要な場合に使うものということで、現在は村内の貯水池、農業用水のため池等に貯留されており、下流側の農業施設、田畑等に供給されている状況でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、毎秒30リットルは予備水源として利用しているという状況をお聞きしました。

3番目です。上記の水利権を利用するため、ここで、昭和38年当時建設の口径500ミリの水道管、ヒューム管ですか、設置しましたけれども、今は使用していないところがあるということですが、速やかな撤去というのはどのように考えているか、質問させていただきます。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ご質問の内容についてお答えさせていただきます。

本件につきましては、6月の定例会でも一般質問の中で回答させていただいております。旧管、こちらのほうにつきましては撤去は、村の所有するものではないため、撤去について回答する立場にはございません。よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 昭和38年当時の口径500ミリの長期の毎秒30リットルが通っている水道、口径500ミリのヒューム管は村の所有でないということによろしいですね。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 回答のとおりでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

続きまして、村の巡回バスの調査研究はと。1番、現状と課題についてということで、お尋ねします。

かねがね担当の企画財政課長にはいろいろご検討いただいておりますし、昨日も今公表できるものはないということでもございましたけれども、現状と課題も昨日の一般質問で回答いただいているので、あえてまた聞くというのもやぼでございますから、例えば、スーパーと医療機関、郵便局、銀行等のオンデマンドという限定した小さな巡回バスという考え、巡回移動というような考え方で試験的に実施してみるお考えというのは計画の検討の中にありますでしょうか。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） まず1つの方策として、先ほど議員が言われたような施設だけを回るような、何ですか、ミニというんですか、そういうものについてのみの検討はしておりません。

それから、昨日の説明とかいろいろさせていただいているんですが、継続していろいろやっている。それですので、何かしらの計画案等々、出来上がりましたらまとまり次第、全協等で議員の皆様の方には説明、それからご相談、これらさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今ミニバスという大変すばらしい響きの名称が出たんですけれども、ミニバスにプラスしてドア・ツー・ドアというんでしょうか、ご自宅から行きたいところまで、大きくても村内程度ですけれども、そういうのを昔、ササエさんというNPO法人がやっておったんですけれども、そういったドア・ツー・ドア、タクシーじゃなくてミニバスの変形として、そういったものも一応調査の中で検討いただければと。ミニバス、プラス、ドア・ツー・ドアのバスですね。それで村民の移動手段を確保するような検討はいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 別の方向からもそのドア・ツー・ドア、今、高齢者の方が大変多くなっておりまして、10年前に試験運行したようなバス停、村内100か所ぐらいでしたか、そういうようなことをまたやってもなかなかバス停まで行きづらいということなんで、ドア・ツー・ドアというのもあるよねと、そういうようなご提案はほかのほうからもご提案いただいております、それもやるというわけではないんですけれども、一つの案であるとは考えております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） なかなかやるという回答は出てこないんですけれども、带状疱疹のようにぱっと来年からやってくれませんかと思っておりますけれども、一生懸命議員として頑張ったまた企画財政課長にお願いしていきたくと思います。

続いて、5番、村の図書館の整備の状況でございます。現状と課題についてでございます。

昨今、武雄市の図書館のほうに行ってみました。人のたまり場といいましょうか、コミュニケーション、そこで村民の人が憩っていると、教育されていると、育っていると、そして働いている、学んでいるというような状況を目の当たりにして見えてきました。今回の名前は防災拠点ですがけれども、そちらのほうでもそのような計画になるのか、図書館はないということでございますけれども、村の図書館としての整備の現状と課題についてお答え願います。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 村の図書館についてですが、今現在ですが、南部コミュニティセンター及び中央公民館に図書室がございまして、その図書室の図書購入について予算化しております、随時購入しているところです。

近年、中央公民館の利用者は減少傾向にある一方で、南部コミュニティセンターの利用実績はコロナ禍を除いてですけれどもほぼ横ばいの傾向にあると、それが今の現状でございます。

なお、課題ということになるか、今後のことについてなんですが、中央公民館については老朽化が進んでおるといふような現状もございまして。今後の活用について検討する中で、南部コミュニティセンターにあります図書室をひとつ大事にしながら、利用促進が図れるよう努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 南部コミセンの図書室とということで楽集センターととありましたけれども、やはり図書館というのは知識の源泉といいましょうか、社会教育の学びの場だったりしますので、やはり小さなお子さんが行っても楽しめる、高齢の方が行っても楽しめる、そして村民が年代にかか

わらず楽しめる、学べるというような図書館の在り方というものを、今ある施設を使って榛東村でも推進していただければと思いますけれども、回答をお願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 通告になかった質問ですので、ちょっとお答えは控えさせていただきます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そうですね、村図書館の整備の現状と課題ということでございますから、そういったことを課題に捉えていないということなんだろうと思います。図書館というものにもう一度思いをはせていただいて、村民の知識能力といいたいまいしょうか、そういったものが圧倒的な知識力が得られるような図書館というものについて、心を砕いていただければありがたいなと思っております。

村民の声、保護者の声、農家の皆様の声、それぞれの企業の声、まず声がどうだということで今後も取り組んでいただければ幸いに思います。

これで、中島の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

◇

◎散 会

○議長（小山久利君） 以上で、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第4回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時22分散会

令和4年第4回

榛東村議会定例会会議録

第 3 号

12月8日(木)

令和4年第4回榛東村議会定例会会議録第3号

令和4年12月8日（木曜日）

議事日程 第3号

令和4年12月8日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 議案第86号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第87号 榛東村職員の旅費に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第88号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第89号 榛東村個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 6 議案第91号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第92号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）
- 日程第 9 議案第94号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第95号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第96号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第97号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第90号 榛東村行政情報審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第15 陳情の審査報告について（文教厚生常任委員会）
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程に同じ

追加日程第1 発委第3号 榛東村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	青木 芳弘 君
教育委員会 事務局 局長	足達 哲也 君		

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
-------	-------	-----	--------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（小山久利君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

ここで、足達教育委員会事務局長から発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 先日、須田議員さんからの一般質問の中で、子ども安全協力の家の数について、また変動についてということでご質問がありましたので、それにつきましてお答えいたします。

比較が、コロナ禍でなかなか訪問を控えていた時期を踏まえて、令和元年度との比較となります。まず、令和元年度190戸のご家庭にご協力をいただいております、令和4年度につきましては198軒ということで、数につきましては8軒の増となっております。

なお、令和4年度で子ども安全協力の家ではなくなった軒数が12軒、新たにご協力いただくことになりましたところが20軒、以上のようなこととなっております。



◎日程第1 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（小山久利君） 日程第1、委員長議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第2から議事日程第7までの付託した議案について、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 11月30日に本会議で付託されました議案第86号から議案第92号までのうち、当委員会に付託されました議案の審査結果について、一括して委員長報告を行います。

12月5日午前9時30分から301会議室において、委員及び議長、執行側から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第86号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第87号 榛東村職員の旅費に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公益的法人等への職員の派遣実績について質疑があり、現在まで実績はないとの回答がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第88号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第89号 榛東村個人情報保護法施行条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第91号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、改正理由について質疑があり、個人情報の保護法の改正に伴い、開示しないものを加えるなど、所要の改正を行うものとすべきであるとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第92号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年12月8日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 総務産業建設常任委員会委員長報告が終わりました。



◎日程第2 議案第86号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第2、議案第86号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第86号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第87号 榛東村職員の旅費に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第3、議案第87号 榛東村職員の旅費に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第87号 榛東村職員の旅費に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第88号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第4、議案第88号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第88号 榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第89号 榛東村個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第89号 榛東村個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第89号 榛東村個人情報保護法施行条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第91号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第91号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第91号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第92号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第92号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第92号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 8 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）

○議長（小山久利君） 日程第 8、委員長議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第 9 から議事日程第 12 までの付託した議案について、南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12 番南千晴議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 委員会議案審査報告。

当委員会に付託されました議案第 94 号から議案第 97 号までの議案の審査結果について、一括して委員長報告を行います。

12 月 6 日午前 9 時 30 分から 301 会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第 94 号 令和 4 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、葬祭費の予算計上について質疑があり、当初予算では前年度実績に基づき予算を計上している。また、年度途中においては過不足に応じた対応を取っているとの回答がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 95 号 令和 4 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、後期高齢者医療被保険者の人間ドックの利用について質疑があり、後期高齢者医療被保険者の人間ドックは、群馬県後期高齢者医療広域連合の補助金を受け、一般会計のほうで上限 2 万 5,000 円の補助金を受けられることとの回答がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 96 号 令和 4 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、サービスの利用状況について質疑があり、居宅介護サービスは当初見込みより減少しているが、施設介護サービスの利用は増加傾向にあるとの回答がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 97 号 令和 4 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、給食の提供者数の把握時期について質疑があり、通常は 1 月頃までに把握するが、それ以降の転入転出などにより見込み数に変更となることがあるとの回答がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和 4 年 12 月 8 日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 文教厚生常任委員会委員長報告が終了いたしました。

◇

◎日程第9 議案第94号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第94号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第94号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第95号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第95号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第95号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告

のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 1 1 議案第 9 6 号 令和 4 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第96号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第96号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 1 2 議案第 9 7 号 令和 4 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（小山久利君） 日程第12、議案第97号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第97号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

午前9時50分休憩

午前10時16分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程の追加

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加し、日程の順序を変更し、これを先に審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議事日程を追加し、日程の順序を変更し、これを先に審議することに決定いたしました。

◇

◎追加日程第1 発委第3号 榛東村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（小山久利君） 追加日程第1、発委第3号 榛東村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

南千晴議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

12番南千晴議員。

〔議会運営委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○議会運営委員会委員長（南 千晴君） 発委第3号 榛東村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度は、従来では個別の条例で規律されていたところ、改正後の個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールが直接適用されることになったが、地方公共団体の議会については、国会や裁判所との整合性を図る観点から、この共通ルールの適用対象から除かれています。

今般の改正により、議会においても個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましいことから、個人情報保護法の改正規定の施行日である令和5年4月1日までに、議会における個人情報保護の取扱いについて定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま議会運営委員長より提案がございました。

この条例につきまして、全協を開いていただいて内容を吟味させていただき、ありがとうございます。ありがとうございました。

本日、提案理由を拝見いたしまして、2行目ですかね、地方公共団体の個人情報保護制度は、従来では個別の条例で規律されていたところとございますが、本村においては、議会の個人情報の保護については条例で制定されていなかったという状況でございますが、特に今までそれで大丈夫だったということでございます。

そして、今回、条例の目的の中の3行目でしょうかね、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める、この利用を求める個人、ある意味、村民の方ですかね、の個人の情報、個人の権利を明らかにすることという条例の制定ということですが、従来、条例で規律されていなかったところ、今後は個人情報を求める方の権利を保護するということについて、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 12番。

〔議会運営委員会委員長 南 千晴君発言〕

○議会運営委員会委員長（南 千晴君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

12番。

〔議会運営委員会委員長 南 千晴君発言〕

○議会運営委員会委員長（南 千晴君） これまで榛東村議会に関しましては、個人情報保護ということで個別の条例というものはない、保護条例や規定、それについての法規がないという状況でありました。

今回につきましては、法律が改正されることに当たり、議会のほうが除外されるというものになっておりました、ただし、個人情報保護法の新しい保護法の第5条、第12条、第69条第2項第3号等で、議会も地方公共団体の機関として適用されると、そういった責務を負うことになっております。基本的な責務を負うということを意味しているものが書かれており、このことを踏まえまして、榛東村議会としても個人情報保護、議会のを作ったほうがよいのではないかということで、委員会のほうで調査をしてきて、今回この条例の提出に至りました。

先ほどの目的という部分に書かれていることを中島委員のほうで読み上げていただきましたけれども、条例の第1条に目的とありまして、榛東村議会におけるこの条例はということで書かれておりまして、それが目的でございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 大変細かく丁寧に説明ありがとうございました。

そうしましたら、条例の20ページでございます。第51条施行状況の公表ということでございます。議長は、毎年度この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとするとうございます。これは、こういった条例の運用をどういうふうにしたかと、どういう結果になったかということでございますが、取りまとめ、公表について、どのような予定になっているか教えてください。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

12番。

〔議会運営委員会委員長 南 千晴君発言〕

○議会運営委員会委員長（南 千晴君） ただいま51条のどういったものかということでありますけれども、その52条にもありますように、この条例の実施に関して必要な事項は議長が定めるということでありますので、もし条例が可決されれば、議会の個人情報の保護条例の施行規程等を作成して、そこで示していくということになると思います。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま51条、52条、議長が別に定めるということでございました。その概要を公表ということで、榛東村はいいホームページがございますので、ぜひこの条例の施行の状況について毎年取りまとめて、ホームページ等で公表していただくことがよろしいかと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 質疑をお願いいたします。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ホームページ等で公表していただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 書いてあるとおりです。

12番。

〔議会運営委員会委員長 南 千晴君発言〕

○議会運営委員会委員長（南 千晴君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、そういう点も踏まえて必要な事項は議長が定めるということで、今後、施行規程等を決めていく中で、その辺も併せて審議というか、含めて検討をされることだと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの発委でございます。委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、発委第3号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第3号 榛東村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第90号 榛東村行政情報審査会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第13、議案第90号 榛東村行政情報審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

[総務課長 清村昌一君発言]

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第90号の説明をさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律の施行に伴いまして、本条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

まず、第2条関係においては、用語の意義を整理をしてございます。

また、新たに第2条の2を起こしまして、審査会の所掌事務に関する規定を整理してございます。

また、これらの改正に併せて、委員の任期についても見直しを行い、現行2年であるところ、3年にするというものでございます。

また、先ほど成立いたしました議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴います整理も併せて行っております。

施行日につきましては、改正個人情報保護法と同様、令和5年4月1日からというものでございます。

また、附則第2項におきまして、委員の任期に関し経過措置を定めております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番中島議員。

[5番 中島由美子君発言]

○5番（中島由美子君） 議案参考資料31ページ、概要の中で、この条例において使用する用語の意義を整理することなんですけど、第1条がきれいに整理されたんですけども、従前はこういう旧法、現行ですかね、こういう整理がされなかったということは、単純に準則というか示された案が

こういったものだったのか、それとも、これ榛東村独自の文字の設定なのかどうかという、条例全般に言えることだと思うので、何かそういった法則があれば教えてください。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 新旧対照表32ページをご覧いただいていたかと思うんですけれども、準則はございませんでした。現行条例においては、1条で設置する根拠、例規を引用しておりまして、1つは榛東村行政文書の公開に関する条例、それと榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例、それと行政不服審査法という、法律1本と条例2本の中で規定されている行政情報審査会の所掌に関するものを行うといいたいまいしょうか、所掌に関して1条で整理をしていたということでございます。

今回、1条を整理いたしまして、行政不服審査法その他の法令の規定によりということ、その他という整理をさせていただきます。その、その他の部分は何ぞやということ、第2条において定義を改めて整理をしているというものでございます。

あわせて、第2条の2を新設いたしまして、委員会の所掌事務についても列挙しているという改正を行おうとするものでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 榛東村行政情報の審査会条例のというので、従前にあった条例の一部改正ということですが、先ほどの新しくできた議会の個人情報の話についてもお聞きしたんですが、審査会が行われるということは、審査会の委員のお名前とか、審査会が開かれたのかどうかという公表について、榛東村の行政文書の情報公開のほうですと、24条に実施の状況、運用の状況を公表するとあるんですが、これについてはどうなっていますか。この審査会について条例改正するんですけれども、条例改正する前、した後、そういった公表について、何か考えが変わること、公表できるが増えるのか、増えないのか、今の現状を含めてお知らせください。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今回整理をさせていただきました第2条の2、改正案のほうの第2条の2の中で審査会の所掌事務を定めてございます。行政不服審査法の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。それと、村の行政文書の公開に関する条例に規定する審査請求について調査審議をする。それと、改正後の個人情報保護法の読替規定でございますけれども、調査審議をすると。それと、第4号ですけれども、新たに先ほど可決いただきました個人情報保護法施行条例ですね、村の条例の規定に基づいた諮問に対して調査審議をすると。

そのほかありますけれども、この中で公表するというものに関して、まだちょっと整理をしております。

ませんけれども、必要に応じて公表なりということをしていくということですが、今回その部分は改正をするということにはなっておりませんので、どういった形で公表をしていけるのか、基本的な審査請求に関しては、例えば件数のみというようなことになろうかと思えますけれども、具体的なことについては、当然その請求に対しては裁決書なりが行くということで、そこで委員会、審査会として事案を処理をするということですので、それを具体的に公表していくというようなことは差し支えがあるというふうに考えておりますので、それ以外の諮問に応じた審査結果ですとか調査結果ですとかそういったもの、諮問があればということではありますけれども、その事案に応じて公表の仕方等、内容も含めて検討していくということでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） せっかくできた新しい条例、せっかく提案した一部改正の条例、それに基づいて村民の知る権利を充足していくということでございますので、どのような情報の公開が運用されているかということ、今後ホームページ、いいホームページがありますので、ホームページ等で併せて公開いただければと思いますが、できる検討をしていただけるかどうかということでお尋ねします。ホームページで公表していただけるかどうか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほど申し上げましたとおり、公表の内容、方法等については、その事案ごとに検討して決定をしていきたいというところでございます。

〔「ありがとうございます」の声あり〕

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第90号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第90号については、委員会付託を省略いたします。討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第90号 榛東村行政情報審査会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決

することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）を議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第15 陳情の審査報告について（文教厚生常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第15、陳情の審査報告について（文教厚生常任委員会）を議題といたします。

南文教厚生常任委員会委員長より審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

[文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

受理番号、令和4年陳情第5号、付託年月日、令和4年11月30日、件名、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書。

委員会の意見、12月6日、当委員会において審査の結果、要望の趣旨は理解するが、村の権限に属する事項でないものが含まれるため、全会一致で不採択とする。

審査結果、不採択。

以上です。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

本件に対する委員長報告は不採択でございます。

不採択とすることに反対する討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

陳情第5号に対する委員長報告は不採択でございます。したがって、原案である陳情について採決いたします。

本件について、採択とすることに賛成する議員の挙手を求めます。採択する議員の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

○議長（小山久利君） 賛成なし。

よって、本件は不採択とすることに決定いたします。



◎日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第17 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第19 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第19、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第16から日程第19までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうちお手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第 20 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（小山久利君） 日程第20、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

清水健一広域議員から報告を求めます。

10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 令和4年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告を行います。

令和4年10月25日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和4年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催されました。

議案第11号 渋川広域消防署東分署建設工事請負契約の締結について、議案第12号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について、議案第13号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）について、以上議案3件が上程され、慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決されました。

また、定例会終了後、議員全員協議会が開催され、令和5年10月1日から導入される、いわゆるインボイス制度及び手数料等改定（案）について、また、サントリーホールディングス株式会社等との包括連携協定の進捗状況について報告がありました。

以上、報告といたします。

○議長（小山久利君） 清水議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

◎議長挨拶

○議長（小山久利君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

11月30日の開会以来、本日までの9日間、6人の議員による一般質問のほか、補正予算や条例改正などの議案について慎重審議がなされ、議決いただき、本定例会が閉会できますことに厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は第8波の感染拡大の出口が見えず、インフルエンザとの同時流行も懸念されております。引き続き感染防止対策を行いながら、一日も早く安心できる世の中になることを心からお祈り申し上げます。

今年も残り僅かとなりましたが、健康には十分ご留意され、よいお年が迎えられますようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

◇

◎閉 会

○議長（小山久利君） 以上で令和4年第4回榛東村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 三 俣 実

榛東村議会議員 波 多 野 佐 和 子